2026年度
募集要項

総合福祉学部　通信教育部

- 社会福祉学科
- 福祉心理学科

出願期間

4月生：2026年1月10日～4月5日
10月生：2026年7月1日～10月5日

東北福祉大学　通信教育部
TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

目　次

1部　出願・入学

通信教育部の募集概要と学費

1　募集概要 …… 2
2　学費(正科生) …… 4
3　再入学 …… 6
4　出願書類一覧 …… 7
5　学習開始までの流れ …… 8

入学年次別募集要項

1　正科生　1年次入学 …… 9
2　正科生　2年次編入学 …… 9
3　正科生　3年次編入学 …… 10
4　科目等履修生 …… 11

幼保特例講座(科目等履修生) …… 13

記入例ほか

1　入学志願書の記入例 …… 19
2　入学辞退の手続き …… 20
3　個人情報の取扱いについて …… 21
4　保証人 …… 22

2部　入学後の学習

入学後の学習

1　学習サポート …… 24
2　履修登録(= 科目の選択) …… 24
3　履修方法・学習方法 …… 24
4　レポート学習 …… 25
5　科目修了試験 …… 25
6　スクーリング …… 26
7　実習 …… 27
8　卒業 …… 27

授業科目一覧

1　社会福祉学科　授業科目一覧 …… 28
2　福祉心理学科　授業科目一覧 …… 31
3　履修モデル …… 34

3部　国家試験受験資格

社会福祉士国家試験受験資格 …… 38

両方の国家試験受験資格 …… 61
(社会福祉士・精神保健福祉士)

精神保健福祉士国家試験受験資格 …… 62

個別単位認定 …… 76
(社会福祉士・精神保健福祉士指定科目)

4部　取得できる資格

取得できる資格

1　認定心理士 …… 78
2　福祉心理士 …… 79
3　各種任用資格 …… 80
・社会福祉主事任用資格　・児童指導員任用資格
・知的障害者福祉司任用資格　・児童心理司(心理判定員)任用資格
4　防災士 …… 80
5　睡眠改善指導者受験資格 …… 81
(大学認定睡眠改善インストラクター)
6　履修証明プログラムのご案内 …… 82

5部　大学等情報

大学等情報

1　大学等情報 …… 86
2　社会福祉士・精神保健福祉士
国家試験合格者数 …… 87
3　教育研究上の目的・3つのポリシー …… 88

同　封　物

別冊　東北福祉大学　通信教育部　入学案内
別冊　出願書類　様式集
別紙　払込取扱票/志願書送付用封筒

1部

出願・入学

通信教育部の募集概要と学費 …… 2

1　募集概要
2　学費（正科生）
3　再入学
4　出願書類一覧
5　学習開始までの流れ

入学年次別募集要項 …… 9

1　正科生　1年次入学
2　正科生　2年次編入学
3　正科生　3年次編入学
4　科目等履修生

幼保特例講座（科目等履修生） …… 13

記入例ほか …… 19

1　入学志願書の記入例
2　入学辞退の手続き
3　個人情報の取扱いについて
4　保証人

通信教育部の募集概要と学費

1 募集概要

1 募集定員

学部	学科	募集定員
総合福祉学部 通信教育部	社会福祉学科	計600名（1年次入学・2年次編入学・3年次編入学）
	福祉心理学科	計200名（1年次入学・2年次編入学・3年次編入学）
	科目等履修生	若干名
		幼保特例講座：幼稚園教諭500名、保育士200名

2 選考方法

書類審査により選考します。原則、筆記試験・面接試験は実施しません。

3 出願・選考・入学日

下記日程により選考結果を通知します。合格者には「合格通知書」「誓約書・保証書・同意書」等をお送りします。また初年度納入金の「納入依頼書」を別便で送付します。

合格者は、納入期限までに初年度納入金の納入、および「誓約書・保証書・同意書」を郵送での提出をもって入学が確定します。

【重要】出願される方は、本募集要項記載の内容を了承しているものとみなします。期限までに初年度納入金の納入および誓約書等の提出がない場合は、入学を辞退したものとみなします。
また、誓約書等の提出にあたり、保証人の選出が必要です（p.22参照）

■4月生（入学日4月1日）

期	出願書類・受付期間	選考結果発送日	納入期限
1期	1/10（土）～2/28（土）	3/11（水）	3/28（土）
2期	3/ 1（日）～3/20（金）	3/29（日）	4/10（金）
3期	3/21（土）～4/ 5（日） ※4/5（日）消印有効	4/15（水）	4/23（木）

【重要】精神保健福祉士希望者は4月生のみ募集いたします。

■出願期限に制限があるもの

希望資格	実習	入学学年	出願期限（4月生）		出願期限（10月生）
社会福祉士 p.38～必読	実習受講	1・2年次	制限なし　※出願前にガイダンス受講（p.39参照）		
		3年次	初年度実習希望者：1期（2/28）まで 初年度実習を希望しない方：3期まで ※出願前にガイダンス受講（p.39参照）		翌年度実習希望者：1期（8/31）まで 翌年度実習を希望しない方：3期まで ※出願前にガイダンス受講（p.39参照）
	実習免除	1・2・3年次	制限なし		
精神保健福祉士 p.62～必読	実習受講	1・2・3年次	制限なし	3/31までにガイダンス申込が必要（p.63参照）	募集なし
	実習免除			3/15までに事前確認の申込が必要（p.64参照）	

※2026年3月に大学などを卒業予定で、上記日程に間に合わない方は、2/28までに入学係にご相談ください（tsukyo@tfu.ac.jp）。

■10月生（入学日10月1日）

期	出願書類・受付期間	選考結果発送日	納入期限
1期	7/ 1（水）～ 8/31（月）	9/12（土）	9/30（水）
2期	9/ 1（火）～ 9/20（日）	9/30（水）	10/11（日）
3期	9/21（月）～10/ 5（月） ※10/5（月）消印有効	10/15（木）	10/22（木）

※10月生として入学した場合、2027年4月以降のスクーリング開講予定は、2027年3月頃に確認できます。

4 出願の前にご確認していただきたいこと

◆パソコンやインターネットの環境

重要 **入学後の学習にあたり、パソコンの所持およびインターネット環境を有しており、基本的な操作ができる必要があります。**
※基本的なパソコン操作に関するサポートは致しかねますのであらかじめご了承ください。

推奨環境		対応ブラウザ	注意事項
OS	Windows11	Microsoft Edge / Google Chrome / Firefox	
	MacOS	Google Chrome	動作保証できませんが利用可能。 動作確認は各自で行ってください。
	※ Chromebook など、上記 OS 以外のパソコンについては動作対象外となります。		
ハードウェア		・CPU、メモリ、ハードディスク：上記 OS、対応ブラウザの必要スペック ・画面解像度：1024×768ドット以上　・その他：音声出力	
ソフトウェア		・Microsoft Word ・Adobe Acrobat Reader	※最新版を推奨
インターネット環境		・回線速度：2Mbps 以上（5Mbps 以上の回線を推奨） ・有線 LAN を推奨（光回線または ADSL 回線を推奨） ※無線回線（モバイル通信、Wi-Fi 等）は通信が不安定になり、通信切断が起こる可能性があります。 ※モバイル通信回線の場合、データ通信制限に伴う通信速度の低下に注意してください。詳細は契約している回線業者にお問い合わせください。 ※インターネット回線利用のため、100％の動作保証はできません。	

※一部の科目では Web カメラ・マイクをご用意いただく場合があります。
上記は2025年11月時点の情報です。推奨環境の変更があった場合は、通信教育部ホームページ等でご案内します。

◆その他

1	出願書類の提出方法	本学所定の出願用封筒を使用し簡易書留で郵送してください。
2	提出した書類の返還	一度提出した書類（証明書含む）は一切返還しません。
3	初年度納入金の納入期限	**初年度納入金の延納手続き等は一切行っておりません。** **納入期限までに納入がない場合は、入学を辞退したものとみなします。** 期限までに納入できる状況であることを確認の上、出願をしてください。
4	入学選考料の返金	納入された入学選考料は一切返金しません。
5	初年度納入金の返金	納入された初年度納入金の返金は p.20をご確認ください。
6	日本国籍でない方	日本語による学習（教材・スクーリング・各種試験等）となり、相応の日本語能力が必要です。 ※状況に応じて出願後に本学（仙台）で面談を行う場合があります。
7	日本国外に在住の方	日本国外への送付は一切行っていません。本学からの送付物を日本国内の住所で受取り可能な保証人等より、転送していただけることが必要です。 科目によって、日本国内での会場スクーリングが必須の場合があります。卒業試験は、必ず日本国内で受験が必要です。各種申込方法や期限等について特例対応はしません。
8	障がい（疾病）を有し配慮を希望する方	出願1カ月前までに「障がい（疾病）にともなう配慮等申請書」(様式11）を送付してください。 希望の配慮に本学で対応可能か確認し、書面でご連絡します。 内容をご確認のうえ出願を検討してください。 ※状況に応じて本学（仙台）で面談を行う場合があります。
9	二重学籍	二重学籍の制限はありません。 現在在学している学校が「二重学籍を禁止」しているかご確認ください。 本学へ「二重学籍を許可していることを証明する書類等」の提出は必要ありません。
10	学生保険	初年度納入金には、学生教育研究災害傷害保険料が含まれています。
11	学費について	学費スライド制の適用により改訂されることがあります。 原則、変動率（対前年度アップ率）の基準は次の通りです。 1）授業料：人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものになります。 2）施設設備資金：消費者物価指数（総務省統計局全国総合）の対前年度アップ率によります。

2 学費（正科生）

1 学費の概要

出願時にかかる費用		
入学選考料	10,000円	
納入方法	本学所定の払込用紙を使用し、郵便局（ゆうちょ銀行）にて納入 ※納入後受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を「入学志願書」の裏面へ貼付 ※ATM で納入した場合、ご利用明細票を貼付	
入学時にかかる費用		
初年度納入金	160,000円	〔内訳〕 入学金　30,000円 授業料　100,000円 施設設備資金　30,000円
納入方法	本学所定の「払込取扱票」を使用し、コンビニエンスストアにて現金で納入	
納入期限	各出願期の納入期限（p.2参照）までに納入 ※納入期限までに学費等納入・誓約書等の提出が無い場合、入学辞退とみなします。 ※学費スライド制の適用により改訂されることがあります	

◆入学選考料免除制度

入学選考料10,000円免除

紹介状（様式12）を紹介者に記入してもらい、出願書類に同封し送付

※紹介者の対象は、東北福祉大学（大学院・通学・通信）の卒業生、在学生、教職員

※自己推薦不可、出願後の提出は受付けておりません

※紹介状（様式12）は［通信教育部 HP ＞入学をご希望の方へ］からダウンロードできます（PDF）。紹介者が遠方にいる場合にご利用ください。

その他入学後の諸経費		
スクーリング受講料	7,000円または10,000円／スクーリング単位１単位 ※スクーリング単位２単位の科目は14,000円	
超過履修費	5,000円／１単位　（年間に41単位以上履修登録する場合に必要）	
休学費（在籍料）	10,000円／１年　（入学初年度は休学不可）	
教科書代	教科書代は授業料に含まれます。ただし、教科書を配付後に、教科書が変更となった場合は購入が必要。	
社会福祉士養成課程履修費	10,000円	
実習費（社会福祉士）	60,000円	「ソーシャルワーク実習Ⅰ」
	110,000円	「ソーシャルワーク実習Ⅱ」
実習費（精神保健福祉士）	85,000円	「精神保健福祉実習Ⅰ」
	75,000円	「精神保健福祉実習Ⅱ」

2　卒業までの費用（目安）

（単位：円）

	入学1年め	入学2年め	入学3年め	入学4年め
入学選考料	10,000			
入学金	30,000			
授業料	100,000	100,000	100,000	100,000
施設設備資金	30,000	30,000	30,000	30,000
スクーリング受講料	49,000	56,000	56,000	49,000
合計	219,000	186,000	186,000	179,000

【３年次編入学者が２年間で卒業】
社会福祉学科：合計40.5万円
福祉心理学科：合計40.8万円

【１年次入学者が４年間で卒業】
社会福祉学科：合計77.0万円
福祉心理学科：合計77.3万円

※スクーリング受講料は、卒業までに必要なスクーリング単位を修得するための最低限の金額（目安）です（年間７～８単位分で計算）。
※福祉心理学科で卒業までに、最低限必要なスクーリング単位を満たすためには表のスクーリング受講料にプラス3,000円必要です。
※社会福祉士を目的とした学費は p.38参照。
※精神保健福祉士を目的とした学費は p.63参照。

3　奨学金・初年度納入金の分納等について

◆日本学生支援機構奨学金（貸与型・給付型）

第一種貸与奨学金（無利子）、第二種貸与奨学金（有利子）、給付奨学金（新制度）があります。
詳細は、日本学生支援機構 HP をご確認ください。
日本学生支援機構 www.jasso.go.jp/shogakukin/

◆高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型）

東北福祉大学は対象校として認定されています。対象者の方も p.2記載の納入期限までに全額を納入していただく必要があります。
本学に入学後、所定の申請を行い減免対象であることが確認された学生へ、減免相当額を還付します。
・文部科学省 www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/

◆日本政策金融公庫（国の教育ローン）（貸与型）

教育に必要な資金を融資する公的なもので、入学時在学中にかかる学費等の費用に幅広く利用できます。
詳細は、日本政策金融公庫へ直接ご確認ください。
・日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター　0570-008656（または03-5321-8653）

◆所得税の勤労学生控除

独立した生計者で年収が一定金額以下の方は、所得税の勤労学生控除が適用される可能性があります。
詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。

◆東北福祉大学通信教育部奨学金（給付型）

１年以上在籍し、人物・学業成績が優秀で経済的な理由のため学費の支弁が困難な学生へ、学費の一部を給付します。

◆オリコ学費サポートプラン（分納）

正科生の方は、初年度納入金や２年目以降の学費をオリエントコーポレーションの「学費サポートプラン」を利用して分割払いすることができます（スクーリング受講料や実習費等は対象外）。詳細は、オリエントコーポレーションへ直接ご確認ください。
・オリエントコーポレーション 学費サポートデスク 0120-517-325

3 再入学

1 本学通信教育部からの再入学

◆出願書類

p.7記載の出願書類が必要です（様式１「入学志願書」所定の欄に旧学籍番号を記載してください）。
p.7「入学資格を証明する書類」については、下記をご確認ください。

入学方法	旧学籍の状態	入学資格を証明する書類
正科生に再入学	正科生に在籍	不要
	科目等履修生に在籍	必要（p.7参照）
科目等履修生に再入学	正科生・科目等履修生に在籍	不要

※旧学籍を退学後、他大学等で編入学要件を満たした方は、入学資格を証明する書類が必要です。
※幼保特例講座に在籍していた科目等履修生は、入学資格を証明する書類が必要です。

◆学費について

入学金30,000円が免除になります（様式１「入学志願書」所定の欄に旧学籍番号を記載してください）。
合格者は、納入期限までに初年度納入金の納入、および「誓約書・保証書・同意書」を郵送で提出してください。

◆単位認定

正科生に再入学した場合、旧学籍で修得した単位を再入学した学科のカリキュラムに従って個別単位認定・一括単位認定します（スクーリング単位含む）。単位認定された科目は、入学許可時にお知らせします（科目等履修生に再入学した場合は対象外）。

2 本学通学課程からの入学

◆出願書類

p.7記載の出願書類が必要であり、「入学資格を証明する書類」も必要です。ご自身で直接、教務課（通学の課程）に連絡してお取り寄せください（022-717-3315）。

1）「卒業証明書」
2）「単位修得成績証明書」

◆学費について

p.4記載の学費が必要です（入学金30,000円も必要です）。
合格者は、納入期限までに初年度納入金の納入、および「誓約書・保証書・同意書」を郵送で提出してください。

◆個別単位認定（社会福祉士・精神保健福祉士）

令和３年カリキュラム改正後の科目について、本学通学課程にて指定科目の単位修得をした場合、通信教育課程で開設されている指定科目に個別単位認定できる可能性があります。
手続き方法や申請に必要な書類等の詳細は、p.76をご確認ください。

4 出願書類一覧　※幼保特例講座は p.13をご参照ください。

〇印は全員提出、☆印は必要な方のみ提出。

様式等	書類名	正科生 1年次入学	正科生 2年次編入学	正科生 3年次編入学	履修科目等生	留意事項
様式１	入学志願書	○	○	○	○	「入学志願書の記入例」(p.19参照）を熟読のうえ、本人自筆で黒ボールペンを使用し、記入してください（鉛筆書き不可)。
—	振替払込受付証明書	○	○	○	○	郵便局（ゆうちょ銀行）で入学選考料10,000円を納入した際に受領した「振替払込受付証明書（お客さま用)」を、入学志願書裏面の所定欄に貼付してください（「振替払込請求書兼受領証」はご自身で大切に保管してください)。 ※「入学選考料免除制度（様式12)」を利用する方は不要（p.4参照)。 ※幼保特例講座の方は不要（p.13参照)。
—	写真１枚（入学志願書貼付)	○	○	○	○	①出願日より３カ月以内に撮影した写真１枚（証明写真に限る） ②サイズ：タテ４㎝×ヨコ３㎝（カラー・白黒どちらでも可） ③写真裏面に氏名を記入したうえで貼付してください。 ④学生証に使用しますので、鮮明な写真でお願いします。
様式２	アンケート	○	○	○	○	鉛筆・ボールペンにて塗りつぶしてください。
様式３	志望理由書	○	○	○	○	自筆で記入してください（鉛筆書き可)。
様式４	編入学資格証明書	—	—	☆	—	専修学校専門課程を卒業した３年次編入学希望者は、様式４を使用して出身校より発行いただいてください（出身校公印必須)。
—	入学資格を証明する書類	○ (p.9)	○ (p.9)	○ (p.10)	○ (p.11)	出身大学・短期大学・専修学校専門課程・高等学校発行の証明書など ※証明書類は、各自出身校に依頼し原本を提出してください（本学通信教育部からの再入学者は提出不要)。 ※「卒業証書」は不可です。「卒業証明書」をご用意ください。 ※証明書の発行年の制限はありません（厳封でなくても可)。
—	戸籍抄本	☆	☆	☆	☆	証明書類の氏名と現在の氏名が異なる方のみ提出してください。
様式５	科目等履修生履修希望科目登録用紙	—	—	—	○	入学許可後の履修希望科目の変更はできません。 p.12「2　履修登録する際の注意点」もよくお読みください。 「履修証明プログラム」を受講希望の方 →指定欄に☑を入れて希望科目を正確に記入してください。
様式11	障がい（疾病）にともなう配慮等申請書	☆	☆	☆	☆	障がい（疾病）を有し配慮を希望する方は、出願１カ月前までに送付してください（詳細は p.3参照)。
様式12	紹介状	☆	☆	☆	☆	入学選考料免除制度を利用する際、紹介者が記入・捺印。 紹介者の詳細については、p.4を確認ください。

その他関係書類（幼保特例講座・社会福祉士実習免除）

様式６	幼保特例講座希望者のみ	—	—	—	○	幼保特例講座：保育士資格保持者で、幼稚園教諭免許状希望者
様式７		—	—	—	○	幼保特例講座：幼稚園教諭免許状保持者で、保育士資格希望者
様式８	4月生・3年次編入学 社会福祉士実習希望者のみ	☆	☆	☆	入学前・実習受講希望届「ソーシャルワーク実習Ⅰ」(p.43～48参照)。	
様式９	社会福祉援助技術実習免除希望者のみ	☆	☆	☆	「実務経験申告書」 出願者本人が記入、捺印してください（p.59参照)。	
様式10		☆	☆	☆	「実務経験証明書」 証明権者による記名、捺印（公印）が必要です（p.60参照)。	

「見込み」での出願	卒業（修了）見込で出願の場合、「卒業見込証明書」を提出してください（編入学は単位修得見込証明書も必要)。あらためて卒業（修了）確定後に、確定した証明書を入学係あてに提出してください。下記提出期限までに提出がない場合、入学後であっても入学許可を取り消します。 **提出期限**：【４月生】4/23（木）必着、【10月生】10/22（木）必着

5 学習開始までの流れ

出願書類の作成

p.19の「入学志願書の記入例」を確認の上、出願に必要な書類をそろえます。
※提出書類については、p.7、p.9〜11、p.13をご確認ください。

↓

入学選考料納入

本学所定の払込用紙を使用し、郵便局（ゆうちょ銀行）より納入してください。
「振替払込受付証明書（お客さま用）」は、入学志願書の裏面に貼付します。
※「入学選考料免除制度」を利用の方は不要（p.4参照）。
※幼保特例講座を希望の方は不要（p.13参照）。
※納入された入学選考料は返金できません。

↓

出願書類の提出

出願書類は、本学指定の封筒を使用し簡易書留にて、p.2記載の出願書類・受付期間（必着）で郵送してください。
※不足書類・誤記のないよう、提出前にご確認ください。

↓

出願書類にて選考を行い、p.2記載の選考結果発送日に、選考結果を発送します。
合格者には、「合格通知書」「誓約書・保証書・同意書」「補助教材」等を同封し、別便で初年度納入金の納入依頼書を送付します。

↓

入学手続き

合格者は、
①初年度納入金の納入、
②「誓約書・保証書・同意書」の提出を行ってください。
※納入期限までに納入・提出が無い場合、入学辞退とみなします。
※②の提出にあたり、保証人の選出が必要です（p.22参照）。
※ p.20記載の場合を除き、納入された初年度納入金は返金できません。

↓

入学

初年度納入金の納入および「誓約書・保証書・同意書」の提出により入学が確定し、入学許可証・学生証等を発送します。
※４月生：３月末から発送、10月生：９月末から発送。

↓

履修登録

補助教材を確認し、希望する科目を選択し、ポータルサイトより申請してください。
※科目等履修生は、出願時に提出済みのため不要。
※本学で履修確定後、順次教科書を発送します。

↓

学習開始

教科書が届いたら、学習開始です（レポート提出やスクーリング受講は、４月生：４月以降、10月生：10月以降より）。
※『学習の手引き』をよく読んで、本学の学習方法について理解してください。
※通信制大学は、自学自習が基本となり、ご自身で学習計画を立てていきます。
※学習する科目を決めたら、『レポート課題集（シラバス）』に記載のレポート課題等を確認しながら学習を進めてください。

入学年次別募集要項

1 正科生　1年次入学

■入学資格・必要書類（p.7出願書類一覧参照）

入学資格　（2026年４月１日時点で満18歳以上の方、かつ下記のいずれかに該当する方）		入学資格を証明する書類
1	高等学校又は中等教育学校を卒業した方、または2026年３月（10月入学は2026年９月）までに卒業見込の方	**出身校発行の調査書または卒業（見込）証明書**
2	特別支援学校の高等部または高等専門学校（５年制）の３年次を修了（卒業）した方	**修了証明書または卒業証明書**
3	高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した方	**合格証明書**
4	学校教育法の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次の方 ①外国において学校教育における12年の課程を修了した方、または文部科学大臣がこれに準ずると指定した方 ②高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した方 ③文部科学大臣の指定した方（専修学校の高等課程における修業年限３年以上の課程で文部科学大臣が指定した者を文部科学大臣が定める日以降に修了した方および修了見込の方、または国際的な評価団体の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した方）	海外の学校を卒業した方は、卒業や成績を証明できる出身校発行の**証明書**が必要です。 ※外国語の場合は日本語訳を添付してください。 ※修得単位数や在籍期間が記されているかご確認ください。
5	本学において、個別入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた方	※希望者はご連絡ください。 （４月生：2/28迄、10月生：8/31迄）

■修業年限　４年以上（最長在学年限10年、休学期間［最長休学年限４年］を含みません）

■卒業に必要な科目単位　124単位

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目	合計
社会福祉学科	18単位以上選択履修	16単位必修	90単位以上選択履修	124単位
福祉心理学科	18単位以上選択履修	15単位必修	A 群より39単位以上選択履修 B 群より52単位以上選択履修	124単位

■卒業に必要なスクーリング単位　30単位以上

■卒業には卒業試験または卒業研究の合格も必要

※詳細は p.27参照

2 正科生　2年次編入学

■入学資格・必要書類（p.7出願書類一覧参照）

入学資格		入学資格を証明する書類
1	大学・短期大学に1年以上在学し、卒業要件30単位以上修得した方（複数の大学等で30単位以上は不可）	①在籍期間証明書または退学証明書 ②成績証明書または単位修得証明書 （出身校が発行し、上記①②両方提出）
2	国立高等専門学校（国立工業専門学校等）の４年次を修了した方	

※見込みでの出願時は、p.7（「見込み」での出願）参照。

■修業年限　３年以上（最長在学年限９年、休学期間［最長休学年限４年］を含みません）

■卒業に必要な科目単位　94単位

既修得単位について、30単位を一括認定し、共通基礎科目18単位、専門選択科目（B 群）12単位に読み替えます。

編入学後、卒業に必要な単位数や要件は下表の通りです。

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目	合計
社会福祉学科	−	16単位必修	78単位以上選択履修	94単位
福祉心理学科	−	15単位必修	A 群より39単位以上選択履修 B 群より40単位以上選択履修	94単位

■卒業に必要なスクーリング単位　22単位以上

■卒業には卒業試験または卒業研究の合格も必要

※詳細は p.27参照

3 正科生　3年次編入学

■入学資格・必要書類（p.7出願書類一覧参照）

	入学資格	入学資格を証明する書類
1	大学・短期大学・高等専門学校（５年制）を卒業した方	**①卒業証明書　②成績証明書**　①②両方 ※ p.76「個別単位認定」希望者のみ**③指定科目履修証明書**
2	専門士の称号を有する方、または専修学校専門課程（修業年限２年以上、総授業時間1,700時間以上等、文部科学省が定める基準を満たす）を卒業（修了）した方	**①卒業証明書　②成績証明書**（注1） **③〔様式４〕編入学資格証明書**（注2） ①②③全て
3	大学に２年以上在学し卒業要件62単位以上修得している方	**①在籍期間証明書　②成績証明書** ①②両方
4	高等学校等の専攻科（修業年限２年以上、文部科学大臣が定める基準を満たす）を修了した方	**①修了証明書　②成績証明書** **③出身校発行の証明書**（注3）　①②③全て
5	大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与されている方	**①学位授与証明書**　①②両方 大学改革支援・学位授与機構発行のもの **②成績証明書** 出身大学校発行のもの

※見込みでの出願時は、p.7（「見込み」での出願）参照。
※大学院（修士・博士）卒業、大学校卒業では、３年次編入学の入学資格を満たしません。
（注1）卒業後５年を経過している場合、成績証明書が発行されないことがあります。
その場合は出身校から「成績証明書不交付」の証明書等を発行いただいてください。
（注2）出身校に連絡し「ご自身の課程が専修学校専門課程の認可を受けていたかどうか（＝編入学資格を有しているか）」を確認してください。
該当するのであれば、【様式４】編入学資格証明書を出身校に発行いただいてください（公印必要）。
（注3）出身校に連絡し「ご自身の課程が大学編入学資格を有しているか」確認してください。
該当するのであれば、所定の用紙「編入学資格証明書（高等学校専攻科修了者用）」を出願希望者に送付しますので、通信教育部までメール等でご連絡ください（tsukyo@tfu.ac.jp）。

■修業年限　２年以上（最長在学年限８年、休学期間［最長休学年限４年］を含みません）

■卒業に必要な科目単位　62単位

既修得単位について62単位を一括認定とし、共通基礎科目18単位、専門選択科目（Ｂ群）44単位に読み替えます。

編入学後、卒業に必要な単位数や要件は下表の通りです。

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目	合計
社会福祉学科	－	16単位必修	46単位以上選択履修	62単位
福祉心理学科	－	15単位必修	Ａ群より39単位以上選択履修 Ｂ群より８単位以上選択履修	62単位

■卒業に必要なスクーリング単位　15単位以上

■卒業には卒業試験または卒業研究の合格も必要

※詳細は p.27参照。

4 科目等履修生（幼保特例講座は p.13をご参照ください）

1 入学概要

■出願・選考・入学

・出願・選考等日程については、p.2を参照してください。
・出願書類については、p.7および下表「入学資格を証明する書類」を参照してください。
・書類審査により選考します。原則、筆記試験・面接試験は実施しません。
・合格者には「合格通知書」「誓約書・保証書・同意書」とともに初年度納入金の「納入依頼書」を別便で送ります。
・合格者は、p.2の期限までに学費等納入および「誓約書・保証書・同意書」等提出により「入学」が確定します。
【重要】p.2の期限までに学費等納入および誓約書等提出がない場合、入学を辞退したものとみなします。
また、誓約書等の提出にあたり、保証人の選出が必要です（p.22参照）。

■在籍資格・必要書類（p.7出願書類一覧参照）

2026年４月１日時点で満18歳以上、かつ高等学校卒業または高等学校卒業と同等以上の学力を有すると認められる方。

・入学資格を証明する書類

入学資格を証明する書類	高等学校卒業者	高等学校の調査書または卒業（見込）証明書
	高等学校卒業程度認定試験合格者	合格証明書
	専修学校専門課程卒業者	高等学校の調査書または卒業証明書
	大学・短期大学・高等専門学校卒業者	大学・短期大学・高等専門学の①卒業証明書　②成績証明書
	大学・短期大学の中退者	大学・短期大学の、①在籍期間証明書　②成績証明書

※証明書記載の氏名と現在の氏名が異なる方は「戸籍抄本」を提出してください（本籍地の市町村役場で発行）。
※障がい（疾病）を有し配慮を希望する方は、様式11を出願１ヶ月前に提出してください（p.3参照）。

■学習期限

科目等履修生には、下表のとおり学習期限が定められています。

入学時期	レポート提出期限	科目修了試験受験・スクーリング受講期限
４月生	翌年　２月末	翌年　３月10日
10月生	翌年　８月末	翌年　９月10日

※継続するごとに１年延長されます。

■学費の概要

出願時にかかる費用	
入学選考料	10,000円
納入方法	本学所定の払込用紙を使用し、郵便局（ゆうちょ銀行）にて納入 ※納入後受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を「入学志願書」の裏面へ貼付 ※ATM で納入した場合、ご利用明細票を貼付 ※入学選考料免除制度も申請可 ※幼保特例講座は、入学選考料不要
入学時にかかる費用	
初年度納入金	入学金　30,000円　＋　授業料（履修登録科目数により異なる） ※授業料は１単位あたり6,000円（２単位科目＝12,000円、４単位科目＝24,000円） ※履修登録科目については、学習期限内に単位を修得することが必要です。 次年度に学習を継続することも可能ですが、再度登録単位数分の授業料（１単位あたり6,000円）が必要です。 ※入学後３年経過ごとに更新手続（在籍更新料30,000円）が必要になります。
納入方法	本学所定の「払込取扱票」を使用し、コンビニエンスストアにて現金で納入
納入期限	各出願期の納入期限（p.2参照）までに納入
入学後の諸経費	
スクーリング受講料	7,000円または10,000円／スクーリング単位１単位
教科書代	授業料に含まれます。

※教科書を配付後に、教科書が変更となった場合、ご自身で準備してください。
※科目等履修生は、「学割証」「奨学金制度」の利用はできません。

2　履修登録する際の注意点

■入学時に履修登録が可能な科目

希望の科目を様式５「科目等履修生 履修希望科目登録用紙」から選び記入してください。
２科目同時に履修登録する必要のある科目や他科目とセットが必要な科目にご注意ください
（様式５に *、** 印がある科目）。

■追加履修登録について

履修方法「SR」「S」科目は、入学後に追加履修することで履修が可能です。
追加履修登録は、４月生は６月・12月、10月生は12月・１～３月・６月にできます。
※再入学者は出願前にメールでご相談ください。tsukyo@tfu.ac.jp

■１年間に履修登録できる単位数

入学時に１科目以上履修登録する必要があり、１年間の登録可能な単位数は原則40単位以内です。

■科目内容の確認方法

通信教育部ホームページ（https://www.tfu.ac.jp/tushin/）「レポート課題集（シラバス）」にて確認し、出願してください（2026年３月上旬更新予定）。

■スクーリングが受講できない科目

入学時期や年度によっては受講できないスクーリングがあります。
スクーリングを受講して単位修得を検討している科目はご注意ください。

幼保特例講座（科目等履修生）

1 募集人員・入学審査の方法

募集人員は、幼稚園教諭免許状取得希望者は500名、保育士資格取得希望者については200名です。入学にあたって筆記試験はありません。書類選考により入学審査を行います。

2 募集期間・入学時期

p.2をご参照ください。

3 出願にあたってのご注意

(1) 科目等履修生には学習期限があり、レポート提出＝４月生：４月１日～翌年２月末、10月生：10月１日～翌年８月末、科目修了試験＝４月生：３月10日まで、10月生：９月10日までに開催される試験を受験可能です。

(2) １年間で単位修得できなかった科目は、２年目も継続して学習することが可能ですが、あらためて授業料（１単位あたり6,000円）が必要となります。なお、１年目の成績（レポートのみ合格など）は、２年目も継続されます。

(3) 出願時点では実務経験が３年以上かつ4,320時間以上なくても、見込みで特例講座を受講可能ですが、免許状申請または保育士試験受験申請までに満たす必要があります。

※特例講座を受講した後、**実務経験の不足などにより免許状・資格申請が受理されなくても、本学ではその責を負えません。勤務先が実務経験に認められるか、年数・時間数が足りているか不明な方は、必ずご自身で勤務先や教育委員会または保育士試験事務センターにご確認ください。**

(4) 本学での単位修得後は、ご自身で免許状・資格を申請していただく必要があります。申請方法や申請可能な時期は、申請先のホームページなどでご確認ください。

(5) 入学にあたっては、「誓約書・保証書・同意書」の提出が必要です。選考結果の通知に同封してお送りしますので、指定の期日までにご返送ください。詳細は p.11「出願・選考・入学」をご参照ください。

4 出願書類一覧

保持している保育士証または幼稚園教諭免許状のコピーを必ず同封してください。

	必要書類名	留意事項	チェック欄
1	**入学志願書（様式1）**	(1) p.19の「入学志願書の記入例」を熟読のうえ本人自筆で正確に記入してください（パソコン不可）。黒インクまたは黒ボールペンを使用し、楷書ではっきり記入してください（鉛筆書き不可）。 (2) **入学選考料不要**（裏面の入学選考料１万円の「振替払込受付証明書」貼付欄も貼付不要です）。	□
2	**写真1枚**	(1) 証明写真１枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝／カラー・白黒どちらでも可）。入学志願書の所定の欄に貼付してください。 (2) 裏面に氏名を記入したうえで貼付してください。	□
3	**保持している保育士証または幼稚園教諭免許状のコピー（全員必須）** ※保育士（保母）資格証明書での出願はできません。		□
4	**履修希望科目登録用紙 兼 実務経験申告書**	入学許可後の履修科目変更はできませんので、慎重に選択してください。「履修希望科目登録用紙」記載の注意事項もよくお読みください。 (1) 幼稚園教諭免許状取得希望者 →様式6「履修希望科目登録用紙 兼 実務経験申告書 幼稚園教諭免許状希望（保育士資格保持）㈣」に、必要事項を記入・提出ください。 (2) 保育士資格取得希望者 →様式7「履修希望科目登録用紙 兼 実務経験申告書 保育士資格希望（幼稚園教諭免許状保持）㈤」に、必要事項を記入・提出ください。	□
5	**戸籍抄本**	保育士証または幼稚園教諭免許状と現在の氏名が異なる方のみご提出ください。 氏名の変更内容が確認できるようにするためのものです。	□

5 学費の概要

出願時にかかる費用	入学選考料	不要
入学時にかかる費用	初年度納入金	入学金30,000円 ＋ 授業料（p.14・16参照）
	納入方法	本学所定の「払込取扱票」を使用し、コンビニエンスストアにて現金で納入
	納入期限	各出願期の納入期限（p.2参照）までに納入

6　幼稚園教諭免許状を取得するために必要な実務経験・履修科目

※高等学校または文部科学大臣が指定した専修学校高等課程を卒業していること、または高等学校卒業程度認定試験に合格していることが必要となります。
※学士の学位を有する方は一種免許状、それ以外の方は二種免許状が取得可能です（各都道府県教育委員会へ「教育職員検定」の方法で申請し合格することが必要です）。

■必要な実務経験　下記の施設で保育士資格取得後、保育士等として３年以上かつ4,320時間以上の実務経験を有すること

(1)　保育所（児童福祉法第39条第１項に規定するもの）
(2)　幼保連携型認定こども園（園児の教育及び保育に従事する職員としての勤務）
(3)　幼稚園（預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等での勤務）
(4)　国、都道府県又は市町村が設置する保育施設
(5)　幼稚園併設型認可外保育施設
(6)　「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設
(7)　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
(8)　児童福祉法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業（定員６人以上）を行う施設
(9)　その他

注意　対象となる施設や職種の詳細は文部科学省ホームページ等でご確認いただくか、都道府県教育委員会にお問い合わせください。

・既存の認定こども園については、構成するそれぞれの施設（幼稚園、保育所、認可外保育施設）として、実務の証明を受けることになります。
・保育、教育に直接携わらない業務（事務職員・管理職）は実務経験として認められません。
・実務経験は過去のものでも可。見込みでも出願は可能ですが、2030年３月までに満たす必要があります。免許状の申請期限は都道府県教育委員会にご確認ください。

■本学で単位修得すべき科目（８単位）と科目等履修生として単位修得した場合の学費

教育職員免許法施行規則に規定する科目		本学における科目名	単位数	履修方法 (p.17参照)	授業料・入学諸経費 (注2)
領域および保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器および教材の活用を含む。）	教育方法論（保育内容研究を含む）	2	R	12,000円
道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法および技術（情報機器および教材の活用を含む。）				
	幼児理解の理論および方法	幼児理解と保育相談	1	R (注1)	6,000円
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義および教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（特例）	2	R	12,000円
	教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。）	教育社会学（特例）	2	R	12,000円
	教育課程の意義および編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	初等教育課程の意義と編成	1	R	6,000円
入　学　金					30,000円
合　計			8		78,000円

(注1)　Web 科目修了試験の受験が可能です。
(注2)　授業料には、教科書代が含まれます。

■履修上の特例について

以下の案内は、幼稚園教諭免許状・保育士資格両方を取得できる出身校の方のみが関係します。

(1)　文部科学省から幼稚園教諭免許状が取得できる「課程認定」を受けている出身校で、すでに特例８単位に相当する科目をすべて単位修得している方は、本学での特例講座の受講は必要ありません。
※出身校から「学力に関する証明書」を取り寄せ、都道府県教育委員会に申請してください。

(2)　出身校ですでに**特例８単位の一部の科目を単位修得している方**は、一部の科目は本学で履修しなくてもよい可能性があります。該当者で履修すべき科目が不明の場合は、出身校から幼稚園教諭免許状申請用の「学力に関する証明書」を取り寄せ、特例制度を利用して幼稚園教諭免許状を取得するために修得が必要な科目について、p.14の表と照らし合わせて**都道府県教育委員会にご確認ください。**
※小・中・高免許状用の「教職論」や平成元年度以前に修得した科目の単位などは原則として使用できません。

(3)　(1) (2) いずれの場合も、現行のカリキュラムにのっとった幼稚園教諭免許状申請用の「学力に関する証明書」を出身校で発行いただくことが必要になります。

■新特例について

2023年度からの新特例にて幼稚園教諭免許状の申請を予定している場合は、「幼児理解と保育相談」は履修不要です（p.14記載の施設で保育士等としての実務経験３年以上かつ4,320時間以上に加え、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員としての実務経験２年以上かつ2,880時間以上を有する方が対象）。**新特例の詳細は、文部科学省ホームページなどでご確認ください。**

7　保育士資格を取得するために必要な実務経験・履修科目

■必要な実務経験　下記の園・施設で幼稚園教諭免許状取得後、３年以上かつ4,320時間以上の実務経験を有すること

(1)　幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）
(2)　認定こども園
(3)　保育所
(4)　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
(5)　児童福祉法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業（定員６人以上）を実施する施設
(6)　公立の認可外保育施設
(7)　へき地保育所
(8)　幼稚園併設型認可外保育施設
(9)　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設

注意　対象となる施設の詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。
・上記（9）について、下記①②③の施設は除きます。
①施設を利用する児童の半数以上が一時預かり
②施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日７時までの全部又は一部の利用
③利用定員が５人以下
・保育、教育に直接携わらない業務（事務職員・管理職）は実務経験として認められません。
・実務経験は過去のものでも可です。見込みでも出願は可能ですが、2030年３月までに満たす必要があります。保育士試験の受験申請期限は保育士試験事務センターにご確認ください。

■本学で単位修得すべき科目（８単位）と科目等履修生として単位修得した場合の学費

科目名	単位数	履修方法 (p.17参照)	授業料・入学諸経費 (注4)
福祉と養護	2	R (注3)	12,000円
子ども家庭支援論	2	R	12,000円
保健と食と栄養	2	R	12,000円
乳児保育 (注1)	2	SR	22,000円 (注2)
入　学　金			30,000円
合　計	8		88,000円

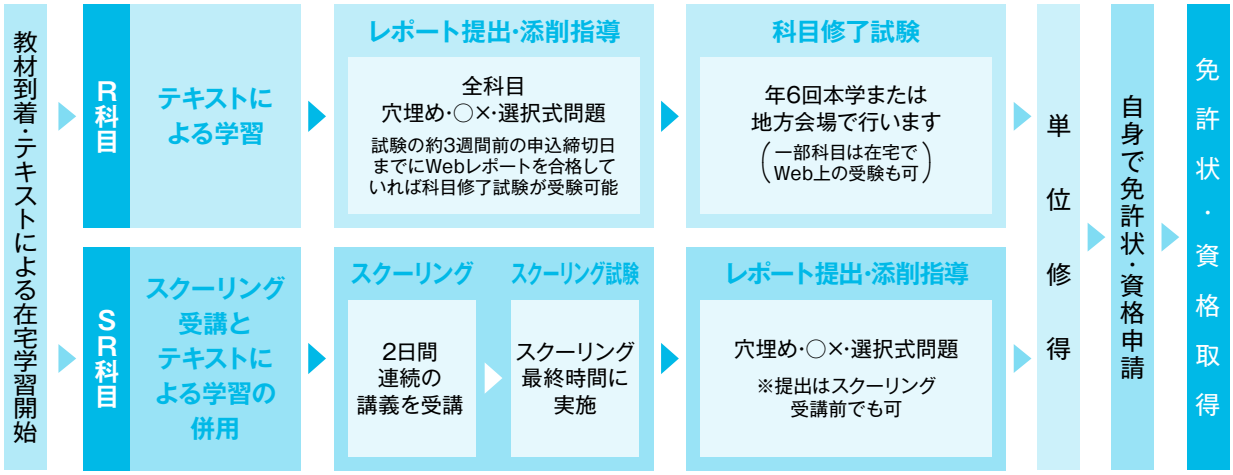
(注1)　**「乳児保育」**は履修方法 SR（p.17[8] SR 科目参照）科目のため、本学に来校してのスクーリング受講が必須です。「乳児保育」スクーリングは仙台でのみ開講予定で２日間連続８コマの講義の受講が必要です。開講日は2026年11月28日（土）・29日（日）です。
(注2)　スクーリング受講料10,000円を含む。受講料はスクーリング申込み後に納入が必要になります。
(注3)　Web 科目修了試験の受験が可能です。
(注4)　授業料には、教科書代が含まれます。

■履修上の特例について

出身校において幼稚園教諭免許状・保育士資格の両方を取得できる方、または保育士試験合格済み科目がある方は、一部の科目が履修免除となる可能性があります。

履修免除科目については、**保育士試験事務センターへお問い合わせください。**

8 学習方法と学習の流れ



9 レポート課題

・幼保特例講座のレポート課題は、すべて穴埋め問題や○×問題などの出題形式です。
・「TFU オンデマンド」(Web) 上で解答してください。

【保育士資格取得コース　例題】　「福祉と養護」より一部抜粋

問　少子化対策に関わる以下の説明について、(1) (2) に当てはまる語句を記入しなさい。

平成元年の合計特殊出生率が、それまでの最低値だった昭和（　1　）の丙午（ひのえうま）を下回ったことから名づけられた「(　2　) ショック」によって、少子化が社会全体で取り組む契機となった。

【幼稚園教諭免許状取得コース　例題】　「教育社会学（特例）」より一部抜粋

問　次の各文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を選択しなさい。

1) 世界最初の幼稚園は、フリードリッヒ・フレーベルによって1840年、イギリスに創設された。
2) 保育所は産業革命期の1816年、ロバート・オーエンによってフランスに設置されたのがはじまりである。
3) 「大学校」と呼ばれる学校がある。これは文部科学省所管の大学以外で高等教育程度の教育を施す教育施設のことである。

10 科目修了試験

・年６回開催され、１回の試験で４科目まで受験可能です。出題は、すべて論述式問題です。
・開催予定は p.25を参照ください。最新情報は、入学後、３月下旬に通信教育部ホームページでご確認ください。
・科目修了試験を受験するためには、申込締切日までにレポートを Web 解答で合格する必要があります。
・下記の科目では、Web 科目修了試験の実施を予定しています。Web 科目修了試験は、穴埋め問題や○×問題などの出題形式です。
　幼稚園教諭免許状取得科目・・・「幼児理解と保育相談」
　保育士資格取得科目・・・「福祉と養護」
・幼保特例講座の科目修了試験合格率は、平均96％程度です。問題用紙は自分が受験する科目以外の問題も掲載されており、持ち帰りが可能なため次回の試験対策に役立てることができます。

11 スクーリング

・以下の科目は保育士資格取得希望者のみ受講が必要です。
・感染症等の状況により、パソコンで受講するオンデマンド・スクーリングに変更になる可能性があります。

「乳児保育」【スクーリング受講必須**】**
開講日　2026年11月28日（土）・29日（日）
時　間　11/28　10：30～17：40　11/29　9：10～16：20
会　場　東北福祉大学　仙台駅東口キャンパス

12 単位修得後の手続きについて

(1) 幼稚園教諭免許状取得希望者

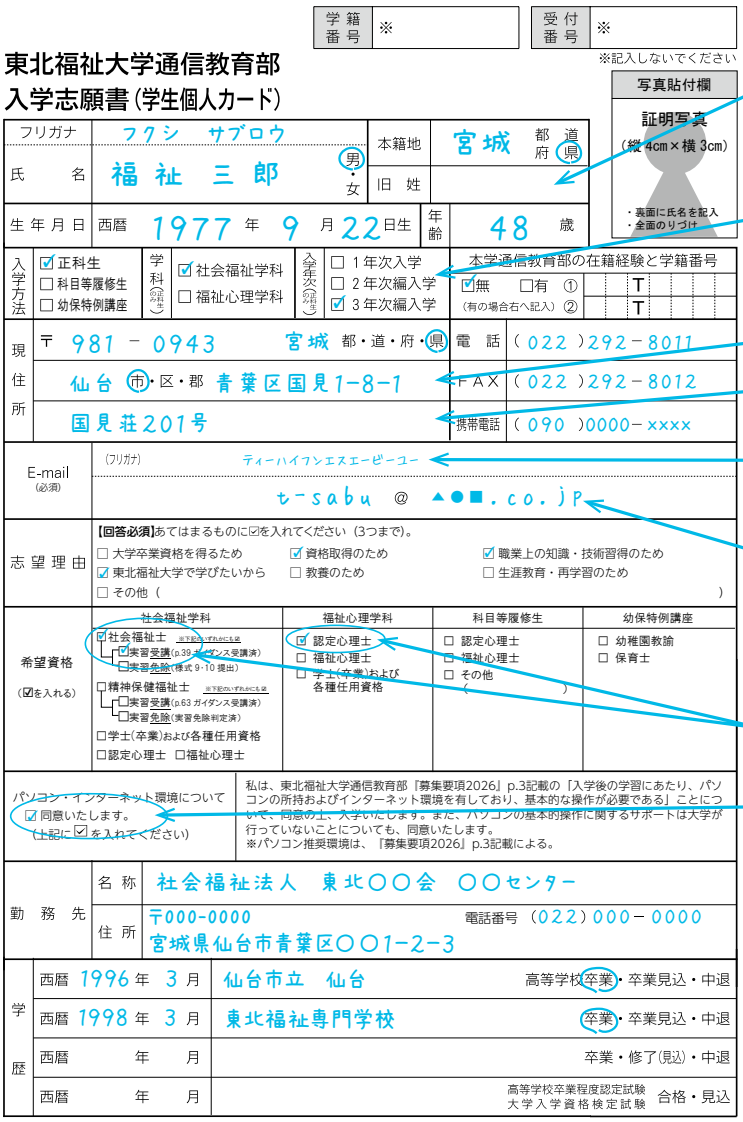
都道府県教育委員会へ「教育職員検定」の申請が必要です。申請可能期間や必要書類は、都道府県によって異なりますので、事前にホームページなどでご確認ください。

(2) 保育士資格取得希望者

①全国保育士養成協議会保育士試験事務センターへ受験申請が必要です（全科目免除により合格となります）。保育士試験の受験申請時期や必要書類は、全国保育士養成協議会のホームページなどでご確認ください。②保育士試験の合格通知が届いたら、日本保育協会保育士登録事務処理センターへ登録申請を行ってください。

記入例ほか

1 入学志願書の記入例



学籍番号 ※　受付番号 ※
※記入しないでください

東北福祉大学通信教育部
入学志願書（学生個人カード）

写真貼付欄
証明写真
（縦4cm×横3cm）
・裏面に氏名を記入
・全面のりづけ

フリガナ	フクシ　サブロウ	本籍地	宮城 都道府県
氏名	福祉　三郎 （男・女）	旧姓	
生年月日	西暦 1977 年 9 月 22 日生	年齢	48 歳

入学方法	☑正科生 ☐科目等履修生 ☐幼保特例講座	学科（2つまで）	☑社会福祉学科 ☐福祉心理学科	入学年次（2つまで） ☐1年次入学 ☐2年次編入学 ☑3年次編入学

本学通信教育部の在籍経験と学籍番号
☑無 ☐有 ①
（有の場合右へ記入） ②
T
T

現住所	〒 981 − 0943 宮城 都・道・府・県	電話 （022）292−8011
	仙台 市・区・郡 青葉区国見1−8−1	FAX （022）292−8012
	国見荘201号	携帯電話 （090）0000−xxxx

E-mail（必須）
（フリガナ） ティーハイフンエスエーブイユー
t-sabu @ ▲●■.co.jp

志望理由
【回答必須】あてはまるものに☑を入れてください（3つまで）。
☐大学卒業資格を得るため ☑資格取得のため ☑職業上の知識・技術習得のため
☑東北福祉大学で学びたいから ☐教養のため ☐生涯教育・再学習のため
☐その他（ ）

希望資格（☑を入れる）

社会福祉学科	福祉心理学科	科目等履修生	幼保特例講座
☑社会福祉士（※下記のいずれかに☑） ☑実習受講（p.39 ガイダンス受講済） ☐実習免除（様式9・10 提出）	☑認定心理士	☐認定心理士	☐幼稚園教諭
☐精神保健福祉士（※下記のいずれかに☑） ☐実習受講（p.63 ガイダンス受講済） ☐実習免除（実習免除判定済）	☐福祉心理士	☐福祉心理士	☐保育士
☐学士（卒業）および各種任用資格	☐学士（卒業）および各種任用資格	☐その他（ ）	
☐認定心理士 ☐福祉心理士			

パソコン・インターネット環境について
☑同意いたします。
（上記に☑を入れてください）

私は、東北福祉大学通信教育部『募集要項2026』p.3記載の「入学後の学習にあたり、パソコンの所持およびインターネット環境を有しており、基本的な操作が必要である」ことについて、同意の上、入学いたします。また、パソコンの基本的操作に関するサポートは大学が行っていないことについても、同意いたします。
※パソコン推奨環境は、『募集要項2026』p.3記載による。

勤務先	名称	社会福祉法人　東北〇〇会　〇〇センター
	住所	〒000-0000 電話番号（022）000−0000 宮城県仙台市青葉区〇〇1−2−3

学歴	西暦 1996 年 3 月	仙台市立　仙台	高等学校（卒業）・卒業見込・中退
	西暦 1998 年 3 月	東北福祉専門学校	（卒業）・卒業見込・中退
	西暦　年　月		卒業・修了（見込）・中退
	西暦　年　月		高等学校卒業程度認定試験 大学入学資格検定試験 合格・見込

【裏面】

保持している資格	教員免許状	幼・小・（中）（教科名 社会）・高（教科名 ）一種・二種・専修
	福祉関連資格	保育士・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・（介護支援専門員）
	介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級）・社会福祉主事（任）・その他（ ）	

職歴

西暦 2001 年 4 月 〜 西暦 2016 年 3 月	（社）△△福祉会 △△荘
西暦 2016 年 4 月 〜 西暦 現在 年 月	（社）〇〇福祉会 〇〇センター

振替払込受付証明書貼付
貼付欄
（全面のりづけ）
受付印（受付局日付印）のある払

家族状況

氏名	続柄	年齢	職業（勤務先）
（フリガナ）フクシ　イチロウ 福祉 一郎	父	75	無職
（フリガナ）フクシ　ハナコ 福祉 花子	母	73	〃
（フリガナ）フクシ　アユミ 福祉 歩	妻	45	〇〇病院
（フリガナ）フクシ　ハチロウ 福祉 八郎	子	17	高校生
（フリガナ）			

障がい（疾病）を有し、配慮を希望する方へ

出願1カ月前までに「障がい（疾病）にともなう配慮等申請書」（様式11）を入学係あてに送付してください。

「障がい（疾病）にともなう配慮等申請書」（様式11）を 出願前に提出済みである。（ 月 日頃）

※ご希望の配慮等に応じることができない場合がありますので、ご了承ください。
※状況に応じて本学（仙台）で面談を行う場合があります。

証明書類の氏名と現在の氏名が異なる場合は、旧姓を記してください。また、変更を証明する**「戸籍抄本」を添付**してください。

科目等履修生は学科・入学年次の記入は不要です。

市・区・郡・町・番地

アパート・マンション名・部屋番号

0（ゼロ）とo（オー）等、見分けにくい文字はフリガナをご記入ください。

出願書類に不足があった場合、このアドレスにご連絡します。常に受信できるアドレスを記入し、受信設定をお願いします（tfu.ac.jpを指定ドメインに設定）。

希望する項目すべてに☑を入れてください。

☑を入れてください。

保持しているものを〇で囲んでください。

p.7 参照。

原則、出願1ヵ月前に提出してください。

下記の記入例は別ページに記載しています。

［様式8］入学前・実習受講希望届「ソーシャルワーク実習Ⅰ」（4月生・3年次編入学 社会福祉士 実習希望者用）
⇒ p.47〜48参照

［様式9］実務経験申告書（社会福祉士 実習免除用）
⇒ p.59参照

［様式10］実務経験証明書（社会福祉士 実習免除用）
⇒ p.60参照

2 入学辞退の手続き

1 入学辞退の連絡（メール連絡）

入学辞退をする場合は、下記メールアドレスまでご連絡いただき、本学より入学辞退届を送付します。下表「入学辞退期限」までに入学辞退届を提出してください。

【アドレス】tsukyo@tfu.ac.jp（東北福祉大学通信教育部 入学係）

【入力内容】①入学辞退をしたい旨、②氏名、③生年月日、④初年度納入金の納入状況（納入日）

■入学辞退期限

	合格日	入学辞退期限
4月生	3/11（1期）	3/28必着まで
	3/28（2期）	4/10必着まで
	4/15（3期）	4/23必着まで

	合格日	入学辞退期限
10月生	9/12（1期）	9/30必着まで
	9/30（2期）	10/11必着まで
	10/15（3期）	10/22必着まで

・初年度納入金が未納の場合　：初年度納入金の納入依頼書（請求書）はご自身で破棄してください。

・初年度納入金を納入済の場合：条件を満たすことで、返金の可否が変わります。下記をご確認ください。

2 入学辞退における初年度納入金の返金について

初年度納入金を納入後、履修登録を行う前で、かつ入学辞退期限までに入学辞退届を提出した場合、下記3の範囲で返金が可能です。ただし、次の場合は返金できませんので、ご了承ください。

・入学辞退期限以後に入学辞退のメール連絡を行った場合。

・履修登録をした後に入学辞退のメール連絡を行った場合。

■正科生

入学辞退期限までに 入学辞退のメール連絡	履修登録	授業料等の取扱い
メール連絡をしていない	登録済み	返金はいたしません。
	登録していない	
メール連絡済み	登録済み	返金はいたしません。
	登録していない	返金が可能です。

■科目等履修生

授業料等の取扱い
科目等履修生は、初年度納入金の納入した時点で履修登録させていただきますので、原則、返金はいたしません。

3 入学辞退における返金の範囲

初年度納入金のうち、授業料および施設設備資金130,000円より振込手数料を差し引いた額を返金します。入学金30,000円は返金いたしません。

4 入学辞退における返金の手続き

上記　1入学辞退の連絡（メール連絡）をいただいた方へ、具体的な手続き方法をメールで案内させていただきます。

3 個人情報の取扱いについて

学校法人栴檀学園は、個人の人格尊重の理念のもと個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意するとともに、その保護に努めます。

1．法令の遵守
　個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、個人情報を適切に取扱います。

2．個人情報の利用目的の特定・取得
　個人情報を取り扱うに当たっては、教育・研究及び業務に必要な範囲で、利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により取得いたします。

3．個人情報の管理
　個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じ、適切な管理に努めます。また、個人情報の取扱い委託先業者においては、個人情報保護に関する事項について約定するなどの措置を行います。

4．個人情報の第三者提供
　法令に定められた例外を除き、事前の本人の同意を得ることなく、取得した個人情報を第三者に提供しません。

5．匿名加工情報に関する取り扱い
　匿名加工情報（特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにしたもの）を作成したときは、安全管理のための措置を講じます。

6．個人情報の開示、訂正等の請求、苦情処理
（1）保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止又は消去等の請求に対しては適切に対応いたします。
（2）個人情報の取扱いに関する苦情に対しては速やかに対応いたします。

7．見直しと改善
　個人情報の保護に関して継続的に見直し、改善に努めます。

8．個人情報の問い合わせ窓口
　本学の個人情報の取り扱いについてご不明な点やご質問がありましたら、本学総務部総務課までご連絡ください。内容等により、当該情報を所管する管理者に接続させていただきます。
　東北福祉大学総務部総務課（TEL022-717-3311）

1 募集要項請求時にお知らせいただいた個人情報の利用目的について

募集要項請求時にお知らせいただいた個人情報は、大学案内・募集要項の送付や入学説明会のご案内以外の目的に利用することは一切ありません。

2 出願時にお知らせいただいた個人情報の利用目的について

入学志願書等に記載された入学志願者や保証人の皆様の個人情報は、入学選考や入学許可証・補助教材の発送、初年度納付金の請求など入学受付・許可業務に必要な範囲でのみ利用いたします。入学許可後、初年度納入金を納入し入学した皆様やその保証人の皆様の個人情報は、入学後の大学からのお知らせや学籍・成績管理、学習支援・相談、進路支援・相談、学納金請求、学外実習実施、学割・証明書発行、学校行事参加時の緊急連絡など学生の教育と安全管理のために必要な範囲でのみ利用いたします。

初年度納入金などの学費請求、教材発送、「TFU オンデマンド」「ポータルサイト」運営、各種アンケートの実施にあたっては、一部の業務の外部委託を行っていますが、個人情報の管理については適正な監督を実施いたします。

また、個人が特定できない統計的なデータとして、今後の本学の学生募集・教育活動の改善に利用させていただく場合があります。

4 保証人

1 保証人の選出

書類審査に合格した方は、入学にあたり保証人の選出・届出が必要です（成人の方も必要）。下記「東北福祉大学保証人に関する取扱規程」をご確認のうえ選出していただき、選考結果通知と一緒にお送りする「誓約書・保証書・同意書」に記入・捺印をして提出していただきます。選考結果が合格であっても、p.2記載の提出期日までに届かない場合は入学辞退したものといたしますので、ご注意ください。

2 東北福祉大学保証人に関する取扱規程

（趣旨）
第１条　この規定は、学校法人栴檀学園東北福祉大学（以下「本学」という。）に所属する学生の保証人に関し必要な事項を定めるものである。
２　本学に所属する学生とは、通学の学部及び大学院の正科生、研究生、聴講生、科目等履修生、通信教育部正科生、通信教育部科目等履修生、通信制大学院生、等をいう。
（保証人）
第２条　学生は、入学時に、「誓約書・保証書・同意書」（以下「誓約書等」という。）により、自身の保証人を届け出るものとする。
２　保証人とすることができる者は、父母若しくはこれに準ずる者（本人が社会人の場合は、配偶者や兄弟・姉妹・成人した子も可とする）又は成人で独立して生計を営む者で、かつ日本国内に居住している者とする。
３　私費外国人留学生においては、身元保証人として入学・在学中の学費の納付などについての責任を負うことができる日本国内に居住している者とする。ただし、日本国内に保証人をおくことができない場合は、日本国外に居住している保護者も認める。
４　学生は、保証人の変更を希望する場合又は保証人の届出記載内容等に変更があった場合は、通学生においては、身上変更届（様式３（第３条関係））を学生支援課に、通信教育部生及び通信制大学院生においては、学生の現住所・勤務先 保証人の住所変更届（様式１及び㊁様式１）、保証人変更届（様式３及び㊁様式３）を通信教育事務部にそれぞれ届け出なければならない。
（保証人の保証内容等）
第３条　保証人は、学生の連帯保証人として、本学学則で定める学費の納付を含む在学契約に基づき発生する学生の債務について、保証書記載額を極度額として、連帯して保証するものとし、遅延損害金が発生した場合も同様に連帯して保証するものとする。
２　本学が本学の学生若しくはその学生であった者又は保証人に対して履行の請求を行った場合には、学生本人及び学生であった者並びに保証人に対してもその効力を生ずる。
３　保証人は、保証人となっている学生について、本規程に定めのない事項が生じた場合は、本学と協議の上対応するものとする。
（保証人への通知）
第４条　本学は、学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、保証人に通知するものとする。
（1）学費の納付を含む債務の履行を怠り、学生本人に督促をしてもなお履行しなかった場合（除籍予告通知）
（2）本学の学則等に基づき懲戒処分を受けた場合
（3）除籍された場合（除籍決定通知）
（4）その他、必要と認められた場合
（修学状況の報告）
第５条　本学は、通学部学生の保証人に対し、修学状況を報告するものとする。ただし、外国人留学生を除く。
（履行状況の開示請求）
第６条　保証人は、本学に対し、学生納付金履行状況開示請求書（様式２）により、学生納付金の履行状況に関する情報（以下「履行状況」という。）についての開示請求をすることができる。
２　前項の開示請求においては、本人確認書類として、保証人の運転免許証、旅券その他これらに類する書類として本学が認めるものを提示しなければならない。
３　本学は、第１項に規定する開示請求があった場合においては、学生納付金履行状況開示書（様式４）により開示を行うものとする。
（保証人への情報提供）
第７条　本学は、保証人に対し、本学の必要な情報提供を行うものとする。

附　則
１　本規程は、令和３年12月１日より施行から施行する。
２　適用日前に入学した学生に係る保証人については、なお従前の例による。

【令和８年度（2026年度）東北福祉大学 通信教育部正科生及び科目等履修生学費】

	正科生	科目等履修生
入学選考料　※1,2	10,000円	10,000円
入学金　※3	30,000円	30,000円
授業料	100,000円	6,000円 /1単位
施設設備資金	30,000円	—
在籍更新料（3年ごと）	—	30,000円
在籍料（休学期間中）	10,000円 /1年間	—

※1 入学時、幼保特例講座のみを履修する科目等履修生の入学選考料は免除。
※2 本学の卒業生・在学生・教職員の紹介する出願者の入学選考料は免除。
※3 授業料・施設設備資金は、次年度以降、在学中はスライド制の適用により改訂する。

2部

入学後の学習

入学後の学習……24

1　学習サポート
2　履修登録（＝科目の選択）
3　履修方法・学習方法
4　レポート学習
5　科目修了試験
6　スクーリング
7　実習
8　卒業

授業科目一覧……28

1　社会福祉学科　授業科目一覧
2　福祉心理学科　授業科目一覧
3　履修モデル

入学後の学習

1 学習サポート

学習開始までの流れは下記の通りです。不明点を解消した上で、学習を開始しましょう。

■電話・メールでの質問、相談

電　話：9:00～17:00（水曜日、夏期休業、年末年始除く）
メール：内容に応じて担当スタッフが回答（夏期休業、年末年始除く）

■学習ガイダンス動画

学習方法を理解することができる、多くの学習ガイダンス動画を本学通信教育部の HP より視聴できます。

■「学びの入門」動画配信

在宅学習で重要な、教科書を読むテクニックやレポートの書き方のコツ、スクーリングを受講しながらのノートの取り方、試験対策についてなど、学習に役立つ内容を本学の教員がわかりやすく説明しています。

■入学オリエンテーション（予定）

参加することで入学後の学習をスムーズに進めることができます（会場型またはオンデマンド型を予定）。

2 履修登録（＝科目の選択）

履修（単位修得）を希望する科目を届け出ることです。履修登録した科目については、教科書が届き、スクーリング受講や科目修了試験の受験、レポート提出などができるようになります。
履修登録は毎年行い、正科生の履修登録科目は次年度以降も継続して学習できます。

■履修登録できる単位数（学費の範囲内）

入学する学年	1年次入学	2年次編入学	3年次編入学
履修登録できる単位数	年40単位×4年間＝160単位分	年40単位×3年間＝120単位分	年40単位×2年間＝80単位分
卒業に必要な単位数	124単位	94単位	62単位

■超過履修費（学費の範囲を超えた履修登録）

年間41単位以上履修登録する場合、超過履修費（1単位5,000円）が必要となり、最大年間50単位まで履修登録可能です。

3 履修方法・学習方法

科目ごとに「履修方法」が定められています。

履修方法	単位修得に必要な学習
R	レポート ＋ 科目修了試験
SR	スクーリング（会場 or オンデマンド）＋レポート
S	スクーリング（会場 or オンデマンド）のみ
R or SR	R または SR をご自身の都合で選択可

学習方法		内容
レポート		各科目の課題に対し、教科書や参考図書をもとに自宅で学習します。
科目修了試験		単位認定試験のことで、受験料は無料です。
スクーリング	会場	仙台やその他の会場で2～3日間の集中講義を受講します。
	オンデマンド	パソコンで講義動画を視聴します。受講期間内であれば、24時間視聴可能です。

4 レポート学習

レポートとは、課題に対し教科書や参考図書をもとに解答するものです。

■レポートの種類

論述式レポート	レポート課題の意図に沿って教科書を読み、必要に応じ参考図書などで調べ、自分で考え（考察し）ながら、学んだ内容や解答を文章で作成する学習です（2,000字程度）。	ポータルサイトまたは郵送提出
客観式レポート	○×式、選択式、穴埋め式問題で、基礎的な知識を確認する学習です。	Web 解答

両レポートとも、評価が「再提出」の場合は合格するまで提出、解答が可能です。

5 科目修了試験

科目修了試験とは、単位認定試験のことです。履修方法「R」で単位修得する際に受験します。

全国各地の会場での受験が基本ですが、一部科目ではインターネットを使用して自宅のパソコンで受験する「Web 科目修了試験」もあります。

■特徴

①合格率は約80％
②受験料は無料⇒再受験の場合も無料
③スクーリングを受講せずに単位修得が可能

■概要

	会場科目修了試験	Web 科目修了試験
回数	年６回実施予定、１回４科目まで受験可能	年５回実施予定、１回１科目のみ受験可能
申込方法	ポータルサイトより申込み	メールにて申込み
条件	申込締切日までに受験希望科目のレポートを提出していること	
受験方法	１科目45分、論述式で解答	１科目45分、選択式で解答
評価	秀・優・良・可・不可の５段階（不可の場合は合格するまで再受験可能）	

■科目修了試験（会場）実施予定

回	実施日	仙台	札幌	釧路	旭川	帯広	函館	青森	八戸	盛岡	秋田	山形	酒田	福島	郡山	いわき	水戸	宇都宮	東京	横浜	新潟	長岡	静岡	大阪	広島	福岡
1	5月9日	●								●		●			●				●			●				
	5月10日	●	●					●			●										●			●		
2	7月4日	●	●	●					●		●					●				●		●			●	
	7月5日	●			●		●	●		●		●		●			●		●		●					
3	9月5日	●				●		●		●		●							●			●		●		
	9月6日	●	●								●		●		●			●			●		●			●
4	11月7日	●	●		●				●		●				●		●					●				
	11月8日	●		●				●		●		●							●		●				●	
5	1月9日	●	●				●	●		●				●				●	●			●	●			●
	1月10日	●				●					●	●				●				●	●			●		
6	2月20日	●								●		●											●			
	2月21日	●	●					●			●				●				●		●					

※各回１会場のみ受験可能です。両日開催の仙台会場はどちらか１日を選択し受験できます。
※入学者数が少ない地域の会場は将来廃止される可能性があります。

6 スクーリング

スクーリングとは講義を受講することで、各科目担当教員による集中講義になります。

1 スクーリングの種類

スクーリングは２種類あり、ご自身にあったスクーリングを選択してください。

■会場スクーリング

・主に週末の２日間または３日間で開講します。
　※全日程の出席が必要で、遅刻や早退をした場合、欠席扱いとなります。
・開講地区は、仙台・札幌・東京・新潟となり、各会場で直接担当教員の講義を受講します。
　※一部科目には、録画した講義を受講するビデオ・スクーリングもあります。

■オンデマンド・スクーリング

・インターネットを利用し、録画した講義を自宅等のパソコンで受講します。
　※受講にはパソコンとインターネット環境が必要。推奨環境については、p.3を確認してください。
・約３週間の受講期間内に講義を受講し、スクーリング試験をメールで提出します。

2 スクーリング受講料

・講義科目：スクーリング単位１単位あたり7,000円（２単位の場合14,000円）
・演習・実習・実験等科目：スクーリング単位１単位あたり10,000円

3 スクーリング単位とは

・スクーリングを受講し「科目単位」を修得した際に、科目単位とは別に付与される単位です。
・スクーリング単位は、会場スクーリング、オンデマンド・スクーリング、**どちらを受講しても付与されます**。

■卒業までに必要なスクーリング単位

卒業するためには、規定数以上の「スクーリング単位」の修得が必要です（p.27参照）。
※スクーリングを全く受講せずに、レポート学習・科目修了試験のみで卒業することはできません。

【例】「福祉心理学」(RorSR) の場合、「科目単位」「スクーリング単位」の考え方

単位修得方法	付与される 科目単位	付与される スクーリング単位
SR ＝スクーリング＋レポート	２単位	１単位
R ＝レポート＋科目修了試験	２単位	付与されない

※「科目単位＝２」と「スクーリング単位＝１」が別々に付与されます。あわせて３単位付与されるわけではありません。

7 実習

■実習

本学で社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格を目指す方は実習が必要となります。
※「卒業のみ」や「他の資格」(任用資格・認定心理士など)、「実習免除」の方は不要です。

社会福祉士　　p.38～49参照

精神保健福祉士　　p.62～70参照

8 卒業

■卒業要件

卒業要件は、入学する学年により異なります。

	修業年限	科目単位	スクーリング単位	卒業試験 or 卒業研究
1年次入学	4年以上	124単位	30単位	いずれかの合格
2年次編入学	3年以上	94単位	22単位	
3年次編入学	2年以上	62単位	15単位	

※スクーリング単位については、p.26参照

■卒業試験と卒業研究の違い

卒業生の多くは、卒業試験を経て卒業しており、卒業研究を経て卒業する方は、主に大学院進学を計画している方です。どちらもご自身で選択可能です。

	方法
卒業試験	・論述式の試験です。 ・4年次に科目修了試験で受験し、合格するまで何度でも受験できます。 ・試験問題は学生自身がテーマを設定できますので、合格率は極めて高いです。
卒業研究	・4年次に、各自が研究テーマを設定し、調査・研究を重ね、担当教員の指導助言を受けながら、約1年間をかけて論文を作成します。 ・受講条件（申込条件）は、卒業要件単位90単位以上の修得（福祉心理学科は科目の指定もあり）とハードルが高く、論文作成等に多くの学習時間の確保が必要です。 ・国家試験受験資格の取得を目指す方は、資格要件単位の修得や実習だけでも多くの学習時間を要しますので、「卒業研究」を行うには、より綿密な学習計画が必要です。

授業科目一覧

1 社会福祉学科　授業科目一覧（予定）

■配当年次

1年次入学：入学1年めに「1年以上」の科目が履修可能
2年次編入学：入学1年めに「1年以上」「2年以上」の科目が履修可能
3年次編入学：入学1年めに「1年以上」「2年以上」「3年以上」の科目が履修可能

■履修方法

R　：レポート＋科目修了試験
SR：スクーリング＋レポート
S　：スクーリングのみ
RorSR：「R」か「SR」を自分で選べる科目

（注意）各科目の内容や履修上の注意、開講年度、スクーリング日程等は、入学後に配付される『学習の手引き』や通信教育部ホームページ上の『レポート課題集（シラバス）』『試験・スクーリング情報ブック』をご確認ください。

【共通基礎科目】

1年次入学者：18単位以上選択履修
2・3年次編入学者：履修不要（18単位一括認定）

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法
禅のこころ	1年以上	1	1	S
ボランティア論	1年以上	2	1	RorSR
科学的な見方・考え方	1年以上	2	1	SR
基礎演習	1年以上	2	1	SR
情報処理の基礎	1年以上	2	1	SR
データ分析とプレゼンテーション技法	1年以上	2	1	RorSR
統計情報を見る眼	1年以上	2	1	RorSR
法の基礎	1年以上	2	1	RorSR
教育の歴史と思想	1年以上	2	1	RorSR
人権と福祉	1年以上	1	1	S

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法
社会福祉学入門	1年以上	1	1	RorSR
歴史を読み解く	1年以上	2	1	RorSR
生命の科学	1年以上	2	1	RorSR
睡眠改善学	1年以上	2	1	RorSR
コミュニケーション英語	1年以上	2	1	SR
スポーツの心理学	1年以上	2	1	SR
特講（地域と生活）	1年以上	1	1	S
特講（キャリアデザイン）	1年以上	2	2	S
単位互換協定にもとづく認定単位	1年以上	10	(10)	—

【専門必修科目】

16単位必修　　※●は国家試験受験資格指定科目（社＝社会福祉士、精＝精神保健福祉士）

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目	
					社	精
医学概論	2年以上	2	1	RorSR	●	●
福祉心理学	1年以上	2	1	RorSR	●	●
社会学と社会システム	1年以上	2	1	RorSR	●	●
社会福祉原論A	2年以上	2	1	RorSR	●	●

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目	
					社	精
社会福祉原論B	2年以上	2	1	RorSR	●	●
ソーシャルワークの基盤と専門職	2年以上	2	1	RorSR	●	●
社会保障論Ⅰ	3年以上	2	1	RorSR	●	●
権利擁護を支える法制度	2年以上	2	1	RorSR	●	●

【専門選択科目】

1年次入学者：90単位以上選択履修
2年次編入学者：78単位以上選択履修
3年次編入学者：46単位以上選択履修
※共通基礎科目で規定の単位数以上を修得した場合は、専門選択科目の単位数に含めます。

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目	
					社	精
社会福祉調査の基礎	2年以上	2	1	RorSR	●	●
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2年以上	2	1	RorSR	●	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	●	●
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2年以上	2	1	RorSR	●	●
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2年以上	2	1	RorSR	●	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2年以上	2	1	RorSR	●	
地域福祉と包括的支援体制A	2年以上	2	1	RorSR	●	●
地域福祉と包括的支援体制B	2年以上	2	1	RorSR	●	●
福祉サービスの組織と経営	3年以上	2	1	RorSR	●	
高齢者福祉	1年以上	2	1	RorSR	●	
障害者福祉	1年以上	2	1	RorSR	●	●
児童・家庭福祉	1年以上	2	1	RorSR	●	
社会保障論Ⅱ	3年以上	2	1	RorSR	●	●
公的扶助論	3年以上	2	1	RorSR	●	
保健医療と福祉	3年以上	2	1	RorSR	●	
刑事司法と福祉	2年以上	2	1	RorSR	●	●
ソーシャルワーク演習	2年以上	2	1	SR	●	●
ソーシャルワーク演習Ⅰ	3年以上	3	1	SR	●	
ソーシャルワーク演習Ⅱ	4年	3	1	SR	●	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	3年以上	2	1	SR	●	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	4年	2	1	SR	●	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	3年以上	2	2	実習科目	●	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	4年	4	4	実習科目	●	

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目	
					社	精
精神医学と精神医療Ⅰ	3年以上	2	1	RorSR		●
精神医学と精神医療Ⅱ	3年以上	2	—	R		●
現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR		●
現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2年以上	2	—	R		●
精神保健福祉の原理Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR		●
精神保健福祉の原理Ⅱ	2年以上	2	1	RorSR		●
ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ	3年以上	2	1	RorSR		●
ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ	3年以上	2	1	RorSR		●
精神障害リハビリテーション論	2年以上	2	1	RorSR		●
精神保健福祉制度論	2年以上	2	1	RorSR		●
精神保健福祉演習Ⅰ	3年以上	2	1	SR		●
精神保健福祉演習Ⅱ	4年	2	1	SR		●
精神保健福祉実習指導Ⅰ	3年以上	2	1	SR		●
精神保健福祉実習指導Ⅱ	4年	2	1	SR		●
精神保健福祉実習Ⅰ	3年以上	3	3	実習科目		●
精神保健福祉実習Ⅱ	4年	2	2	実習科目		●
福祉ボランティア活動	1年以上	1	—	R		
発達障害者の地域支援	1年以上	1	1	S		
知的障害がある人とのソーシャルワーク	2年以上	1	1	S		
認知症介護論	1年以上	1	1	S		
介護論	1年以上	2	1	RorSR		
発達障害者の理解と支援	2年以上	2	1	SR		
ＮＰＯ論	1年以上	2	1	RorSR		

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目	
					社	精
リハビリテーション論	2年以上	2	1	RorSR		
医療・福祉経済論	2年以上	2	1	RorSR		
福祉思想論	1年以上	2	—	R		
心理学概論A	1年以上	2	1	RorSR		
心理学概論B	1年以上	2	1	RorSR		
社会・集団・家族心理学A（社会・集団心理学）	1年以上	2	1	RorSR		
社会・集団・家族心理学B（家族心理学）	1年以上	2	1	RorSR		
人間関係論	1年以上	1	1	S		
産業・組織心理学	2年以上	2	1	RorSR		
紛争解決の心理学	2年以上	1	1	S		
災害・防災心理学	2年以上	1	1	S		
老年心理学A	1年以上	2	1	RorSR		
老年心理学B	1年以上	2	1	RorSR		
発達心理学	2年以上	2	1	RorSR		
発達臨床心理学	2年以上	1	1	S		
教育・学校心理学A（教育心理学）	1年以上	2	1	RorSR		
教育・学校心理学B（学校心理学）	2年以上	2	1	RorSR		
障害者・障害児心理学	2年以上	2	1	RorSR		
ライフサイクルと福祉心理学	1年以上	1	1	S		
感情・人格心理学	2年以上	2	1	RorSR		
臨床心理学概論Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR		

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目	
					社	精
司法・犯罪心理学	2年以上	2	1	SR		
心理的アセスメントⅠ	2年以上	2	1	RorSR		
カウンセリングⅠ	1年以上	1	1	S		
カウンセリングⅡ	1年以上	1	1	S		
カウンセリング演習Ⅰ	2年以上	1	1	S		
カウンセリング演習Ⅱ	2年以上	1	1	S		
知覚・認知心理学	2年以上	2	1	RorSR		
学習・言語心理学	2年以上	2	1	RorSR		
特講・社会福祉学10（スクール・ソーシャルワーク論）	1年以上	1	1	S		
特講・社会福祉学22（精神科多職種アウトリーチ支援）	1年以上	1	1	S		
特講・社会福祉学27（コミュニティ・ソーシャルワークⅦ）	1年以上	1	1	S		
特講・社会福祉学26（こどもと家庭支援の実践事例検討）	1年以上	1	1	S		
特講（キャリアチェンジ）	1年以上	2	2	S		
特講（防災士研修講座）	1年以上	1	1	S		
特講・福祉心理学5（自分さがしの心理学）	1年以上	1	1	S		
特講・福祉心理学8（ストレスとつきあう心理学）	1年以上	1	1	S		
特講・福祉心理学9（コミュニティ心理学）	1年以上	1	1	S		
特講・福祉心理学17（認知行動療法）	1年以上	1	1	S		
卒業研究	4年	4	—	卒業研究		
単位互換協定にもとづく認定単位	1年以上	20	(20)	—		

2 福祉心理学科　授業科目一覧（予定）

■配当年次

1年次入学：入学1年めに「1年以上」の科目が履修可能
2年次編入学：入学1年めに「1年以上」「2年以上」の科目が履修可能
3年次編入学：入学1年めに「1年以上」「2年以上」「3年以上」の科目が履修可能

■履修方法

R　：レポート＋科目修了試験
SR：スクーリング＋レポート
S　：スクーリングのみ
RorSR：「R」か「SR」を自分で選べる科目

（注意）各科目の内容や履修上の注意、開講年度、スクーリング日程等は、入学後に配付される『学習の手引き』や通信教育部ホームページ上の『レポート課題集（シラバス）』『試験・スクーリング情報ブック』をご確認ください。

【共通基礎科目】

1年次入学者：18単位以上選択履修
2・3年次編入学者：履修不要（18単位一括認定）

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法
禅のこころ	1年以上	1	1	S
ボランティア論	1年以上	2	1	RorSR
科学的な見方・考え方	1年以上	2	1	SR
基礎演習	1年以上	2	1	SR
情報処理の基礎	1年以上	2	1	SR
データ分析とプレゼンテーション技法	1年以上	2	1	RorSR
統計情報を見る眼	1年以上	2	1	RorSR
法の基礎	1年以上	2	1	RorSR
教育の歴史と思想	1年以上	2	1	RorSR
人権と福祉	1年以上	1	1	S

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法
社会福祉学入門	1年以上	1	1	RorSR
歴史を読み解く	1年以上	2	1	RorSR
生命の科学	1年以上	2	1	RorSR
睡眠改善学	1年以上	2	1	RorSR
コミュニケーション英語	1年以上	2	1	SR
スポーツの心理学	1年以上	2	1	SR
特講（地域と生活）	1年以上	1	1	S
特講（キャリアデザイン）	1年以上	2	2	S
単位互換協定にもとづく認定単位	1年以上	10	(10)	—

【専門必修科目】

15単位必修　　※認定心理士指定科目　[●は必修、○は選択。詳細は p.78参照]

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目
福祉心理学	1年以上	2	1	RorSR	○
心理学概論A	1年以上	2	1	RorSR	●
心理学概論B	1年以上	2	1	RorSR	●
心理学実験ⅠA	1年以上	1	—	SR	●

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目
心理学研究法A	2年以上	2	1	RorSR	●
社会・集団・家族心理学A（社会・集団心理学）	1年以上	2	1	RorSR	○
発達心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
臨床心理学概論Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	○

【専門選択科目 A 群】

39単位以上選択履修　　※認定心理士指定科目　[●は必修、○は選択。詳細は p.78参照]

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目
心理学実験Ⅰ B	1年以上	1	1	SR	●
心理学実験Ⅱ A	2年以上	1	—	SR	●
心理学実験Ⅱ B	2年以上	1	1	SR	●
心理学統計法	2年以上	2	1	RorSR	●
心理学研究法 B	3年以上	2	1	SR	
社会･集団･家族心理学 B (家族心理学)	1年以上	2	1	RorSR	○
人間関係論	1年以上	1	1	S	○
産業・組織心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
紛争解決の心理学	2年以上	1	1	S	
災害・防災心理学	2年以上	1	1	S	
老年心理学 A	1年以上	2	1	RorSR	○
老年心理学 B	1年以上	2	1	RorSR	○
発達臨床心理学	2年以上	1	1	S	○
教育・学校心理学 A (教育心理学)	1年以上	2	1	RorSR	○
教育・学校心理学 B (学校心理学)	2年以上	2	1	RorSR	○
障害者・障害児心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
ライフサイクルと福祉心理学	1年以上	1	1	S	
感情・人格心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
司法・犯罪心理学	2年以上	2	1	SR	○
心理的アセスメント Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	○

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目
心理学的支援法 Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	○
臨床心理学概論 Ⅱ	3年以上	1	—	R	
心理的アセスメント Ⅱ	3年以上	1	1	S	○
心理学的支援法 Ⅱ	2年以上	2	1	RorSR	○
心理学的支援法 Ⅲ	3年以上	1	—	R	
健康・医療心理学	3年以上	2	1	RorSR	○
カウンセリング Ⅰ	1年以上	1	1	S	○
カウンセリング Ⅱ	1年以上	1	1	S	○
カウンセリング演習 Ⅰ	2年以上	1	1	S	○
カウンセリング演習 Ⅱ	2年以上	1	1	S	○
知覚・認知心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
学習・言語心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
神経・生理心理学	2年以上	2	1	RorSR	○
福祉心理学演習	4年	2	1	SR	
特講・福祉心理学5 (自分さがしの心理学)	1年以上	1	1	S	
特講・福祉心理学8 (ストレスとつきあう心理学)	1年以上	1	1	S	
特講・福祉心理学9 (コミュニティ心理学)	1年以上	1	1	S	
特講・福祉心理学17 (認知行動療法)	1年以上	1	1	S	
卒業研究	4年	4	—	卒業研究	

【専門選択科目Ｂ群】

１年次入学者：52単位以上選択履修
２年次編入学者：40単位以上選択履修
３年次編入学者：８単位以上選択履修
※共通基礎科目、専門選択科目Ａ群で規定の単位数以上を修得した場合は、専門選択科目Ｂ群の単位数に含めます。

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目
人体の構造と機能及び疾病	2年以上	2	1	RorSR	
社会学と社会システム	1年以上	2	1	RorSR	
社会福祉原論Ａ	2年以上	2	1	RorSR	
社会福祉原論Ｂ	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの基盤と専門職	2年以上	2	1	RorSR	
社会保障論Ⅰ	3年以上	2	1	RorSR	
社会保障論Ⅱ	3年以上	2	1	RorSR	
権利擁護を支える法制度	2年以上	2	1	RorSR	
社会福祉調査の基礎	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2年以上	2	1	RorSR	
地域福祉と包括的支援体制Ａ	2年以上	2	1	RorSR	
地域福祉と包括的支援体制Ｂ	2年以上	2	1	RorSR	
福祉サービスの組織と経営	3年以上	2	1	RorSR	
高齢者福祉	1年以上	2	1	RorSR	
障害者福祉	1年以上	2	1	RorSR	
児童・家庭福祉	1年以上	2	1	RorSR	
公的扶助論	3年以上	2	1	RorSR	
保健医療と福祉	3年以上	2	1	RorSR	
刑事司法と福祉	2年以上	2	1	RorSR	
精神疾患とその治療Ⅰ	3年以上	2	1	RorSR	
精神疾患とその治療Ⅱ	3年以上	2	—	R	

科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	指定科目
現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	
現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2年以上	2	—	R	
精神保健福祉の原理Ⅰ	2年以上	2	1	RorSR	
精神保健福祉の原理Ⅱ	2年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ	3年以上	2	1	RorSR	
ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ	3年以上	2	1	RorSR	
精神障害リハビリテーション論	2年以上	2	1	RorSR	
精神保健福祉制度論	2年以上	2	1	RorSR	
福祉ボランティア活動	1年以上	1	—	R	
発達障害者の地域支援	1年以上	1	1	S	
知的障害がある人とのソーシャルワーク	2年以上	1	1	S	
認知症介護論	1年以上	1	1	S	
介護論	1年以上	2	1	RorSR	
発達障害者の理解と支援	2年以上	2	1	SR	
ＮＰＯ論	1年以上	2	1	RorSR	
リハビリテーション論	2年以上	2	1	RorSR	
医療・福祉経済論	2年以上	2	1	RorSR	
福祉思想論	1年以上	2	—	R	
特講・社会福祉学10（スクール・ソーシャルワーク論）	1年以上	1	1	S	
特講・社会福祉学22（精神科多職種アウトリーチ支援）	1年以上	1	1	S	
特講・社会福祉学27（コミュニティ・ソーシャルワークⅦ）	1年以上	1	1	S	
特講・社会福祉学26（こどもと家庭支援の実践事例検討）	1年以上	1	1	S	
特講（キャリアチェンジ）	1年以上	2	2	S	
特講（防災士研修講座）	1年以上	1	1	S	
単位互換協定にもとづく認定単位	1年以上	20	(20)	—	

3 履修モデル

1 社会福祉学科　卒業までの履修モデル

卒業までにどのような科目を履修するかのモデルです（この通り履修する必要はありません）。１年次から履修可能な専門科目も多いため、この履修モデルにかかわらず関心のある科目から学習することも可能です。

※表の（　）内の数字は科目単位

■社会福祉学科　１年次入学者　履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目	
1年次 (35単位)	禅のこころ(1) 科学的な見方・考え方(2) 基礎演習(2) 統計情報を見る眼(2) 社会福祉学入門(1) 法の基礎(2) 睡眠改善学(2)	福祉心理学(2) 社会学と社会システム(2)	高齢者福祉(2) 障害者福祉(2) 児童・家庭福祉(2) NPO論(2) 福祉思想論(2)	心理学概論A(2) 心理学概論B(2) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2) カウンセリングⅠ(1)
2年次 (36単位)	歴史を読み解く(2) 教育の歴史と思想(2) 生命の科学(2)	医学概論(2) 社会福祉原論A(2) 社会福祉原論B(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(2) 権利擁護を支える法制度(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(2) 地域福祉と包括的支援体制A(2) 地域福祉と包括的支援体制B(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)(2)	社会・集団・家族心理学A(2) 社会・集団・家族心理学B(2) 人間関係論(1) カウンセリングⅡ(1) 教育・学校心理学A(2) 教育・学校心理学B(2)
3年次 (31単位)		社会保障論Ⅰ(2)	社会福祉調査の基礎(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ(2) 福祉サービスの組織と経営(2) 社会保障論Ⅱ(2) 公的扶助論(2) 刑事司法と福祉(2)	介護論(2) 感情・人格心理学(2) 医療・福祉経済論(2) 産業・組織心理学(2) 発達心理学(2) 心理的アセスメントⅠ(2) 知覚・認知心理学(2) ライフサイクルと福祉心理学(1)
4年次 (22単位)			保健医療と福祉(2) 精神保健福祉の原理Ⅰ(2) 精神保健福祉の原理Ⅱ(2) 精神障害リハビリテーション論(2) 精神保健福祉制度論(2)	発達障害者の理解と支援(2) ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ(2) リハビリテーション論(2) 司法・犯罪心理学(2) 学習・言語心理学(2)
合計 (124単位)	18単位	16単位	90単位	

■社会福祉学科　３年次編入学者　履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目	
3年次 (37単位)	(18単位一括認定)	医学概論(2) 福祉心理学(2) 社会学と社会システム(2) 権利擁護を支える法制度(2) 社会福祉原論A(2) 社会福祉原論B(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(2)	(44単位一括認定) ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(2) 高齢者福祉(2) 障害者福祉(2)	児童・家庭福祉(2) 介護論(2) 人間関係論(1) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2)
4年次 (25単位)		社会保障論Ⅰ(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ(2) 地域福祉と包括的支援体制A(2) 地域福祉と包括的支援体制B(2) 社会保障論Ⅱ(2) 公的扶助論(2)	医療・福祉経済論(2) NPO論(2) リハビリテーション論(2) 発達心理学(2) 学習・言語心理学(2) 災害・防災心理学(1)
合計 (62単位)		16単位	46単位	

2　福祉心理学科　卒業までの履修モデル

卒業までにどのような科目を履修するかのモデルです（この通り履修する必要はありません）。１年次から履修可能な専門科目も多いため、この履修モデルにかかわらず関心のある科目から学習することも可能です。

※表の（　）内の数字は科目単位

■福祉心理学科　１年次入学者　履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目Ａ群	専門選択科目Ｂ群
１年次 (36単位)	禅のこころ(1) 科学的な見方・考え方(2) 基礎演習(2) 統計情報を見る眼(2) 法の基礎(2) 情報処理の基礎(2)	福祉心理学(2) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2) 心理学実験ⅠA(1) 社会・集団・家族心理学A(2)	心理学実験ⅠB(1) 社会・集団・家族心理学B(2) 教育・学校心理学A(2) カウンセリングⅠ(1)	社会学と社会システム(2) 高齢者福祉(2) 障害者福祉(2) 児童・家庭福祉(2) 介護論(2)
２年次 (36単位)	社会福祉学入門(1) 生命の科学(2) 睡眠改善学(2) スポーツの心理学(2)	発達心理学(2)	心理学実験ⅡA(1) 心理学実験ⅡB(1) 人間関係論(1) 産業・組織心理学(2) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2) 発達臨床心理学(1) カウンセリングⅡ(1) 知覚・認知心理学(2) 学習・言語心理学(2)	人体の構造と機能及び疾病(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(2) 権利擁護を支える法制度(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)(2) 刑事司法と福祉(2) NPO論(2)
３年次 (30単位)		心理学研究法A(2) 臨床心理学概論Ⅰ(2)	心理学統計法(2) 災害・防災心理学(1) ライフサイクルと福祉心理学(1) 教育・学校心理学B(2) 感情・人格心理学(2) 司法・犯罪心理学(2) 心理的アセスメントⅠ(2)	社会福祉原論A(2) 社会福祉原論B(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(2) 地域福祉と包括的支援体制A(2) 地域福祉と包括的支援体制B(2) 発達障害者の理解と支援(2)
４年次 (22単位)			心理学的支援法Ⅰ(2) 心理学的支援法Ⅱ(2) カウンセリング演習Ⅰ(1) カウンセリング演習Ⅱ(1)	社会保障論Ⅰ(2) 社会保障論Ⅱ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ(2) 公的扶助論(2) 保健医療と福祉(2) 精神保健福祉の原理Ⅰ(2) 精神保健福祉の原理Ⅱ(2)
合計 (124単位)	18単位	15単位	39単位	52単位

■福祉心理学科　３年次編入学者　履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目Ａ群	専門選択科目Ｂ群
３年次 (32単位)	(18単位一括認定)	福祉心理学(2) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2) 心理学実験ⅠA(1) 社会・集団・家族心理学A(2)	心理学実験ⅠB(1) 心理学実験ⅡA(1) 心理学実験ⅡB(1) 社会・集団・家族心理学B(2) 人間関係論(1) 老年心理学A(2) 老年心理学B(2) 教育・学校心理学A(2) 教育・学校心理学B(2) ライフサイクルと福祉心理学(1) 感情・人格心理学(2) 司法・犯罪心理学(2) カウンセリングⅠ(1) カウンセリングⅡ(1)	(44単位一括認定) 権利擁護を支える法制度(2)
４年次 (30単位)		発達心理学(2) 心理学研究法A(2) 臨床心理学概論Ⅰ(2)	心理学統計法(2) 産業・組織心理学(2) 災害・防災心理学(1) 発達臨床心理学(1) 心理的アセスメントⅠ(2) 心理学的支援法Ⅰ(2) 心理学的支援法Ⅱ(2) 知覚・認知心理学(2) 学習・言語心理学(2) カウンセリング演習Ⅰ(1) カウンセリング演習Ⅱ(1)	社会保障論Ⅰ(2) 社会保障論Ⅱ(2) 公的扶助論(2)
合計 (62単位)		15単位	39単位	8単位

3部

国家試験受験資格

社会福祉士 国家試験受験資格 …… 38

両方の国家試験受験資格 …… 61
（社会福祉士・精神保健福祉士）

精神保健福祉士 国家試験受験資格 …… 62

個別単位認定 …… 76
（社会福祉士・精神保健福祉士指定科目）

社会福祉士国家試験受験資格

1 出願にあたってのご注意

①**実習受講が必要な方は４月生での出願が原則です。**10月生も出願可能ですが、半年以上の在籍延長と１年分の学費が必要です（※実習免除者は除く）。
②社会福祉士国家試験受験資格を得るには、**社会福祉学科の正科生として入学・卒業が必要です。**福祉心理学科・科目等履修生では取得できません。
③実習免除を希望の方は、実習の免除申請を提出してください。
※詳細は、p.50～60をご参照ください。
④本課程では、メール・オンデマンド・Zoom 等のオンラインを活用しますので、**パソコン環境（マイク・カメラ機能を含む）の事前準備が必須です。**
※詳細は、p. 3 をご参照ください
⑤2021年度以前のカリキュラムで修得した単位は、新カリキュラム下では個別に認定されない場合がありますのでご注意ください。

2 募集概要

1 出願時期

2026年度入学者は、入学年次により下記のとおり出願を受け付けます。
実習受講希望者は４月生の出願を原則とします。

出願時期	入学年次	出願期限	最短修業年限
４月生	1年次	3期　4/ 5(日)	4年
	2年次	3期　4/ 5(日)	3年
	3年次	**実習受講者:1期　2/28(土)**※1	2年
		実習免除者:3期　4/ 5(日)	2年

出願時期	入学年次	出願期限	最短修業年限
※2 10月生	1年次	3期　10/ 5(月)	4年半※3
	2年次	3期　10/ 5(月)	3年半※3
	3年次	**実習受講者:1期　8/31(月)** ※1	2年半
		実習免除者:3期　10/ 5(月)	2年

※１　３年次編入者　（実習受講者）について
・「１期」で出願　４月生最短修業年限　２年　　での卒業・受験資格取得が可能
10月生最短修業年限　２年半　での卒業・受験資格取得が可能
・「２期・３期」で出願　最短修業年限での卒業・受験資格取得は不可
（入学直後（４月生：５～６月頃　10月生：１月頃）のソーシャルワーク演習の受講がかなわないため）
最短修業年数を希望されるかたは、「１期」での出願　＋　入学前・実習受講希望届の提出が必要です。
※２　実習受講希望で10月入学を選ぶ場合　半年以上の在籍延長が必要。また、追加で１年分の学費が発生します。
※３　実習免除者の最短修業年限について
・１年次入学者：４年　　２年次編入学者：３年
実習が免除されても最短年限は年次に応じて決まっています。

2 学費（目安）

最短年限で受験資格取得・卒業するための最低限の総費用は下記のとおりです。

１年次入学　総費用：92.3万円（実習免除者は78.9万円）～

	入学選考料	入学金	学費※1	スクーリング受講料※2	社会福祉士養成課程履修費	実習費	合計
１年目	10,000	30,000	130,000	35,000	——	——	**205,000**
２年目	——	——	130,000	45,000	10,000	——	**185,000**
３年目	——	——	130,000	55,000	——	60,000	**245,000**
４年目	——	——	130,000	48,000	——	110,000	**288,000**

※１　５年目以降在学する場合の学費は、１年あたり10万円。
※２　演習・実習指導の受講料と、卒業に最低限必要な受講料を足した金額。
総計　923,000

３年次編入学　総費用：55.8万円（実習免除者は42.4万円）～

	入学選考料	入学金	学費※1	スクーリング受講料※2	社会福祉士養成課程履修費	実習費	合計
１年目	10,000	30,000	130,000	44,000	10,000	60,000	**284,000**
２年目	——	——	130,000	34,000	——	110,000	**274,000**

※１　３年目以降在学する場合の学費は、１年あたり10万円。
※２　演習・実習指導の受講料と、卒業に最低限必要な受講料を足した金額。
総計　558,000

3 求める学生像

下記の要件を満たす方を募集します。

◆卒業後に社会福祉分野の施設・機関・団体の業務に携わる意思を強く持っており、社会福祉の学習および演習・実習に対して熱意と意欲を持っていること。

◆入学後、演習・実習に専念するための時間確保の見通しが立っており、心身ともに健康な状態で受講することができること。

◆演習・実習科目に設けられている受講条件を、所定の期日までに達成するよう学習に取り組むこと。

※上記を満たすことが難しいと本学が判断した場合は、演習・実習は受講できませんので、あらかじめご了承ください。

4 【出願前】社会福祉士実習希望者向けガイダンスの受講について（必須）

本学にて社会福祉士国家試験受験資格取得のため実習受講を希望される方は、出願前にガイダンス動画を視聴していただきます。本要項をご覧いただいた後、下記 QR コードを読み取り、動画をご覧ください。QR コードの読み取りができない場合は、下記 URL からご覧ください。

※本ガイダンスを受講しない場合や、本要項およびガイダンス内容にご納得いただけない場合は、出願をお控えいただくとともに、入学後でも社会福祉士養成課程における学修をお断りさせていただきます。

https://youtu.be/KTS8Qh9AF44

ガイダンスの受講（動画視聴） ➡ **出　願**

5 実習免除の申請

【入学前に相談援助の実務経験を１年以上有する方】(詳細は p.50～60参照)

入学前に指定の施設・職種で相談援助の実務経験を１年以上有する方は、出願時に指定の様式を提出し、申請内容が認められれば「実習指導」「実習」科目が履修免除となります。

ご自身で免除に該当することをご確認のうえ、別冊『出願書類 様式集』の様式9・10を、出願書類と一緒にご提出ください。

様式９　実務経験申告書＝**本人記入・捺印**

様式10　実務経験証明書＝**証明権者による記入・公印捺印**

※様式9・10の記載内容について、入学後に事実に反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学では責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

※2026年３月31日をもって実務経験が１年になる方は、2026年４月１日以降に出願してください。

3 社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目

国家試験受験資格取得のためには、**厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目＝指定科目を単位修得し、卒業**する必要があります。

1 指定科目

下表［別表１］より、
- **実習受講者 ➡ 全科目＝31科目66単位**の修得。
- **実習免除者 ➡ 実習科目を除いた27科目56単位**の修得。

※上記科目と併せて、卒業要件（p.27）の達成も必要です。

［別表１］社会福祉士国家試験受験資格取得に関する指定科目（2021年度以降入学者適用のカリキュラム）

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目		本学の科目名	配当年次	科目単位	スクーリング単位	履修方法	オンデマンド（注2）	大卒者認定可能性（注3）
＊☆医学概論		医学概論	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆心理学と心理的支援		福祉心理学	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆社会学と社会システム		社会学と社会システム	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆社会福祉の原理と政策		社会福祉原論 A	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		社会福祉原論 B	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆社会福祉調査の基礎		社会福祉調査の基礎	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆ソーシャルワークの基盤と専門職		ソーシャルワークの基盤と専門職	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊　ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆ソーシャルワークの理論と方法		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
ソーシャルワークの理論と方法(専門)		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆地域福祉と包括的支援体制		地域福祉と包括的支援体制 A	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		地域福祉と包括的支援体制 B	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊　福祉サービスの組織と経営		福祉サービスの組織と経営	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆社会保障		社会保障論Ⅰ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		社会保障論Ⅱ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊　高齢者福祉		高齢者福祉	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆障害者福祉		障害者福祉	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊　児童・家庭福祉		児童・家庭福祉	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊　貧困に対する支援		公的扶助論	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊　保健医療と福祉		保健医療と福祉	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆権利擁護を支える法制度		権利擁護を支える法制度	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆刑事司法と福祉		刑事司法と福祉	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
＊☆ソーシャルワーク演習		ソーシャルワーク演習　（注1）	2年以上	2	1	SR	なし	なし
ソーシャルワーク演習（専門）		ソーシャルワーク演習Ⅰ　（注1）	3年以上	3	1	SR		
		ソーシャルワーク演習Ⅱ　（注1）	4年	3	1	SR		
ソーシャルワーク実習指導	実習免除者は履修不要	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（注1）	3年以上	2	1	SR		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（注1）	4年	2	1	SR		
ソーシャルワーク実習		ソーシャルワーク実習Ⅰ	3年以上	2	2	実習		
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	4年	4	4	実習		

☆印：精神保健福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目。
＊印：「社会福祉士及び介護福祉士法」第７条２に規定されている「社会福祉に関する基礎科目」。基礎科目履修においても社会福祉学科の卒業が必要です。

（注1）：「演習」「実習指導」科目は会場スクーリングの受講が必須。

（注2）：🖳 オンデマンド・スクーリングの2025年度開講実績。

（注3）：大卒者認定可能性：福祉系の四年制大学を卒業した方で、在学中に上記指定科目の単位修得をしている場合は、既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくは p.76「個別単位認定」をご覧ください。

2 履修モデル【1年次入学で社会福祉士を目指す場合】

（ ）内の数字は科目単位

卒業までにどのような科目を履修するかのモデルです。この通り履修する必要はありませんが、科目を選ぶ際の参考にできるモデルを準備しています。

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目	
1年次 (38単位)	ボランティア論(2) 基礎演習(2) 教育の歴史と思想(2) 人権と福祉(1) 社会福祉学入門(1) 他10単位履修(10)	福祉心理学(2) 社会学と社会システム(2)	高齢者福祉(2) 障害者福祉(2) 児童・家庭福祉(2)	福祉ボランティア活動(1) 発達障害者の地域支援(1) 介護論(2) NPO論(2) 心理学概論A(2) 心理学概論B(2)
2年次 (40単位)		医学概論(2) 社会福祉原論A(2) 社会福祉原論B(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(2) 権利擁護を支える法制度(2)	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ(2) 地域福祉と包括的支援体制A(2) 地域福祉と包括的支援体制B(2) 刑事司法と福祉(2) ソーシャルワーク演習(2)	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ(2) 現代の精神保健の課題と支援Ⅱ(2) 発達障害者の理解と支援(2) リハビリテーション論(2) 心理的アセスメントⅠ(2) 学習・言語心理学(2)
3年次 (33単位)		社会保障論Ⅰ(2)	社会福祉調査の基礎(2) 福祉サービスの組織と経営(2) 社会保障論Ⅱ(2) 公的扶助論(2) 保健医療と福祉(2) ソーシャルワーク演習Ⅰ(3) ソーシャルワーク実習指導Ⅰ(2)※ ソーシャルワーク実習Ⅰ(2)※	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ(2) 精神障害リハビリテーション論(2) 精神保健福祉制度論(2) 医療・福祉経済論(2) 感情・人格心理学(2) 知覚・認知心理学(2)
4年次 (13単位)			ソーシャルワーク演習Ⅱ(3) ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(2)※ ソーシャルワーク実習Ⅱ(4)※	精神保健福祉の原理Ⅰ(2) 精神保健福祉の原理Ⅱ(2)
合計 (124単位)	18単位	16単位	90単位	

※…実習免除者は履修不要ですので、計10単位分を他科目で補ってください。

3 履修モデル【3年次編入学で社会福祉士を目指す場合】

（ ）内の数字は科目単位

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目
3年次 (39単位)	(入学時に18単位を一括認定)	医学概論(2) 福祉心理学(2) 社会学と社会システム(2) 社会福祉原論A(2) 社会福祉原論B(2) ソーシャルワークの基盤と専門職(2) 権利擁護を支える法制度(2)	(入学時に44単位を一括認定) ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(2) 地域福祉と包括的支援体制A(2) 地域福祉と包括的支援体制B(2) 高齢者福祉(2) 障害者福祉(2) 児童・家庭福祉(2) ソーシャルワーク演習(2) ソーシャルワーク演習Ⅰ(3) ソーシャルワーク実習指導Ⅰ(2)※ ソーシャルワーク実習Ⅰ(2)※
4年次 (27単位)		社会保障論Ⅰ(2)	社会福祉調査の基礎(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ(2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ(2) 福祉サービスの組織と経営(2) 社会保障論Ⅱ(2) 公的扶助論(2) 保健医療と福祉(2) 刑事司法と福祉(2) ソーシャルワーク演習Ⅱ(3) ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(2)※ ソーシャルワーク実習Ⅱ(4)※
合計 (66単位)		16単位	50単位

※…実習免除者は履修不要ですので、最低限6単位分を他科目で補ってください。

4 「演習」「実習指導」「実習」の受講の流れ

社会福祉士国家試験受験資格を取得するための「演習・実習指導・実習」科目には受講順序が決められており、下表の受講の流れに沿ってお取り組みいただきます。

実習指導スクーリングは、該当する実習と同一年度に受講することが必要です。なお、これにより在籍年数が延長となりますので、あらかじめご了承ください。実習辞退や不可となった場合は、翌年度以降に実習前の実習指導スクーリングから再度受講いただきます。

1 受講順序

[実習受講者]

受講学年	受　講（会場スクーリング：計14日間）	科　目
2年次 （3年次編入）	年2回受講のタイミングあり（2日間） 3年次編入学者※1：4月生→5～6月頃、10月生→1月頃に受講	ソーシャルワーク演習
3年次	7月頃に受講（2日間）・**実習選考試験**	ソーシャルワーク演習Ⅰ
	8月頃に受講（1日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ－1
	9月頃に受講（1日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ－2
	11月頃に受講（1日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ－3
	11月3週～2月に受講（8日間以上かつ60時間以上）	**ソーシャルワーク実習Ⅰ**
	3月頃に受講（1日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ－4
4年次	4月頃に受講（1日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ－1
	5月頃に受講（2日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ－2 ＋ ソーシャルワーク演習Ⅱ－1
	6月頃に受講（1日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ－3
	6月3週～10月2週に受講（23日間以上かつ180時間以上）	**ソーシャルワーク実習Ⅱ**
	11～12月頃に受講（2日間）	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ－4 ＋ ソーシャルワーク演習Ⅱ－2
	2月　国家試験受験	
	3月　卒業	

※1　3年次編入学の新入生のうち、出願期間2・3期の入学者は、入学直後に開講の演習スクーリング受講はできません。

[実習免除者]

受講学年	受　講（会場スクーリング：計6日間）	科　目
2年次 （3年次編入）	年2回受講のタイミングあり（2日間） 3年次編入学者※1：4月生→5～6月頃、10月生→1月頃に受講※2	ソーシャルワーク演習
3年次	年2回受講のタイミングあり（2日間）※2	ソーシャルワーク演習Ⅰ
4年次	年2回受講のタイミングあり（2日間）※2	ソーシャルワーク演習Ⅱ
	2月　国家試験受験	
	3月　卒業	

※1　3年次編入学の新入生のうち、出願期間2・3期の入学者は、入学直後に開講の演習スクーリング受講はできません。
※2　開講時期によっては仙台会場のみ（10月生は、最低1回は仙台会場で受講）。

2 受講条件

「演習・実習指導」科目は【履修方法：SR】でスクーリング＋レポートの学習です。**スクーリングを受講するにあたり、設定された期日までに前もって課題に取り組んだうえで授業に臨みます。**学習が進んでいくにつれ、受講条件のハードルが高くなっていきます。「実習」も同様に、有意義な実習期間を過ごすためにも、十分な事前学習をふまえて本番を迎えていただきます。

※条件に満たない場合は、スクーリングや実習を受講することはできません。あらためて次年度以降に受講が必要になります（在籍延長が必要となります）。

条件例

「ソーシャルワーク演習」スクーリング受講条件（実習受講者・免除者共通）

申込締切日までに…

①「ソーシャルワークの基盤と専門職」の１単位めレポート提出。
②「ソーシャルワーク演習」の１単位めレポート提出。
③（入学後１年以上経過して受講する方は）認定単位を除き20単位以上の修得。

5 実習の概要

1 概要

科　目　名	ソーシャルワーク実習Ⅰ※1		ソーシャルワーク実習Ⅱ
実習機関・種別	法令に定められた種別の施設・事業所等		実習Ⅰと種別が異なる施設・事業所等
配当年次	３年次以上		４年次
実習期間	11月第３週～翌年２月		６月第３週～10月第２週
日数・時間数	８日間以上かつ60時間以上		23日間以上かつ180時間以上
	※平日の日中における連続実施が原則	※日程は、施設の提示と本学の調整にて決定	※実習Ⅱのみ、２分割での実施が可能な場合あり
実　習　費	60,000円		110,000円
	※実習先決定後、実習開始前に実習受講を取り下げる場合、手数料15,000円が必要です。 ※実習開始後に実習受講を取り下げ、または中止となった場合、返金はありません。		
実習可能地域	北海道　青森　岩手　宮城　秋田　山形　福島 茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟 ※上記以外の地域については、次頁をご確認ください。		
実　習　先	p.44～45記載の種別で、実習指導者資格を有する社会福祉士が在籍する施設であること。 ご希望を参考に、本学にて配属します。 ※参考に施設一覧をご案内します。　※勤務先実習も可能です（休暇取得のうえ）。 ※医療機関実習は勤務経験者のみです（事前課題あり）。　※実習先への依頼は本学にて行います。		
巡回指導 帰校日指導	実習期間中、本学教員により下記の指導を行います。 【巡 回 指 導】実習先に教員が訪問し、個別指導を行います（主に平日）。 【帰校日指導】指定日・指定会場に集まり、複数名で指導を行います（主に土日）。 ※ Zoom 等を活用したリモートで実施します。 ※帰校日指導を巡回指導に変更する場合は15,000円（１回につき）が追加となります。		
	巡回指導・帰校日指導：計２回		巡回指導・帰校日指導：計４回
留意事項	・実習期間中は、オンデマンドを含むスクーリングの受講および勤務はできません。 ・通常の学習に加え、実習に関する課題（体験学習、実習計画の立案、課題ノート等）に取り組みます。 ・本学および実習先の感染症対策に遵守できる方を実習先に配属します。 ・感染症や災害ほか本学の判断により、施設での実習を中止し、在宅にて TFU オンデマンドなどオンラインを活用した実習とする場合があります（厚生労働省の通知に基づき、本学が決定します）。		

※１　介護福祉士・精神保健福祉士の資格取得のために養成校で実習を行った者は、申請により「実習Ⅰ」が免除となる可能性があります。申請には、出身校発行の「成績証明書」、実習先や実習時間等の確認のため「実習評価表」「実習出席簿」を求めます（入学後）。ただし、入学後に事実に反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学では責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

2 実習先について

【実習先の要件】…下記①②両方を満たす施設・事業等であること

① p.44～45に記載の施設・事業等の種別

②実習指導者資格※を有する社会福祉士がいる施設・事業所等

※実習指導者資格：社会福祉士の登録を受けてから、３年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める社会福祉士実習指導者講習会を修了した者。

【実習可能地域（p.43参照）以外での実習について】

・ご自身で実習先を確保していただく場合があります。
・調整次第では、実習可能地域内で受講いただきます。
・実習先の確保ができず、希望する年度に実習受講できない可能性もあります。

■実習先として認められる施設・事業等の種別

（※法改正により、変更となる場合があります。）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
医療法（昭和23年法律第205号）	病院及び診療所
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	精神保健福祉センター
生活保護法（昭和25年法律第144号）	救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）	知的障害者更生相談所
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	母子・父子福祉センター
更生保護事業法（平成７年法律第86号）	更生保護施設
介護保険法（平成９年法律第123号）	介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型介護予防サービスのうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
発達障害者支援法（平成16年法律第167号）	発達障害者支援センター
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
身体障害者福祉法（改正前：第４条の２第３項）	身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）	女性相談支援センター及び女性自立支援施設
前各号に準ずる施設又は事業（平成20年11月11日社援発第1111001号）	1．「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場 2．「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場 3．「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設 4．「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年３月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター 5．「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター 6．「隣保館の設置及び運営について」（平成14年８月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館 等

【重要】社会福祉士実習受講希望の方へ（出願前に必ずお読みください）

社会福祉士国家試験受験資格取得のための実習受講を希望する方は、下記の内容を了承いただきご出願ください。ご入学後に下記の内容に了承いただけない場合は、実習受講を許可できませんので、ご留意ください。

Ⅰ　実習受講期間について

・実習は、原則として p.43に記載の本学が定める期間の中で、本学・実習先が指定した期間となり（配属実習）、平日（ここでは祝日を除く月曜から金曜）の連続型で、１日８時間程度となります。

・本学の許可なく個人的に実習先へ実習日程の変更や１日の実習時間の短縮を申し出ることは認めておりません。

・実習先の休日が平日の場合など、実習先の勤務体制に合わせた実習日程となります。

・実習Ⅱのみ、本学および実習先承諾のもと実習期間を２分割して受講することが可能ですが、１回の期間が10日間以上連続であることが必要です。また、日程の指定等はできませんので、ご了承ください。

・実習期間中は、法令上週１回を目安に、実習担当教員による指導を受けなければ実習として認められません。本学では、原則として実習Ⅰが２回、実習Ⅱが４回実施されます。なお、実習期間中の休日に帰校日指導が行われるため、実習期間中はオンデマンドを含むスクーリングの受講、勤務は認めておりません。

Ⅱ　実習先について

・実習先として認められる施設・事業等の種別であり、実習指導者要件を満たす社会福祉士の方から指導を受けなければ、実習として認められません。

・ご自身やご家族等が利用・受診している（または過去に利用・受診歴のある）福祉施設・医療機関は、情報保護等の観点から実習先として認めておりません。

・実習希望届を参考に、原則として大学が決定する実習先へ配属となります。

・お住まいの地域や通える範囲で調整がつかない場合は、ご自身で宿泊先等を確保（費用自己負担）したうえで遠方での実習となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

・実習先への交通手段は、公共交通機関および徒歩での移動を原則とします。

・感染症等への対策として、実習先施設が求める対応に遵守していただきます。また、国の通知に基づいて本学の対応を決定します。

Ⅲ　自己都合による実習辞退の禁止

・実習先が決定した（＝実習先から本学に、書面で実習受入可のご返答をいただいた）後は、原則として自己都合による実習辞退は認められませんので、ご注意ください。

・実習先は、本学から実習受入の申し出を受け、一定期間実習受入体制の調整を図るなどしたうえで、実習の受入可否をご返答いただいています。ご自身の仕事や学習の遅れ等、個人的な都合のために実習先の受入調整をふいにしてしまうような事態になった場合は、次年度以降の本学での実習受講はお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

Ⅳ　疾病または障がいにより医療機関を受診している方へ

・現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「ソーシャルワーク実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。」）により、あらかじめ出願前に本学（tsukyo@tfu.ac.jp）へお申し出ください。

・障がい等により配慮の申請が必要な方も、あらかじめ本学（tsukyo@tfu.ac.jp）へお申し出ください。いずれも、本学（仙台）にて面談を実施する場合があります。そのうえで、本学より実習受講が認められた場合は、「実習を受講しても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。なお、疾病や障がいによって、実習受講が難しいと本学が判断した場合は、実習受講をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・実習教育の本質にかかわる事項は、合理的配慮を提供することができません。

3 様式８ 入学前・実習受講希望届「ソーシャルワーク実習Ⅰ」記入上の注意

４月生・３年次編入学で出願する方が、入学初年度に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の受講を希望する場合は、下記の記入例を参照して様式を作成し、出願書類に同封して提出してください。

【記入例：表面】

様式８ 2026（４月生１期・３年次編入学　希望者のみ提出）　**社会福祉士用**

入学前・実習受講希望届「ソーシャルワーク実習Ⅰ」

出願締切	４月生　2026 年　２月 28 日（１期）

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

私は社会福祉士として社会福祉分野の相談援助業務に携わる意思を強く持っており、入学初年度に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の受講を希望しているため、東北福祉大学通信教育部に出願するとともに、「入学前・実習受講希望届」を提出いたします。

Ⅰ.個人情報　作成日：西暦　2026 年　2 月　1 日

フリガナ 氏　名	フクシ　アユミ 福祉　歩美	男・(女)
生年月日	西暦　1984 年　9 月　4 日（　41 歳）	
現住所	（〒123-4567）宮城 都・道・府 (県) 仙台市青葉区〇〇町〇-〇-〇 TEL：022-〇〇〇-〇〇〇〇　FAX：022-〇〇〇-〇〇〇〇 携帯（必須）：090-〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail(必須)：〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇	
勤務先	(現職)・無職・過去の勤務先（直近のもの） 名称：東北ケアプランセンター　TEL：022-〇〇〇-〇〇〇〇 住所：（〒123-4567）仙台市青葉区〇〇町〇-〇-〇 勤務期間：2009 年 4 月 ～　年　月	
実習希望先	(なし（大学に一任）)・あり ※いずれの場合も、裏面の「Ⅱ.希望内容」をご記入ください。	
実習時期	11 月 3 週目～翌年2 月末の間で（12 月 19日～1 月 10 日を除く） (施設に一任する)・11～12 月を希望する・1～2 月を希望する	
ボランティア等の福祉活動の有無	なし・(あり) 具体的内容：子ども食堂のボランティア（2018年4月～2022年3月）	
障害配慮等の特記事項	(なし)・あり 具体的内容：	
精神保健福祉士 or 介護福祉士の資格の有無	(なし)・あり（精神保健福祉士・介護福祉士）	

1.実習受講

実習先 事業所名	実習期間	実習時間
	年 月～ 年 月	時間
	年 月～ 年 月	時間
	年 月～ 年 月	時間　計　時間
	年 月～ 年 月	時間
	年 月～ 年 月	時間

2.実習を受講していない

※ ここでいう実習とは、当該資格を得るために各養成校で実施した実習をさします。
※ 実習を受講された方は、証明書類（実習評価表・出席簿）等を提出いただきます。

出願日前3ヶ月以内の証明写真を貼付すること（タテ４㎝×ヨコ3㎝）

希望によって裏面の「11. 希望内容」に記入すること

各項目に〇をし、必要項目を記入すること

【記入例：裏面】

Ⅱ.希望内容

【大学に一任を選択された方】

大学に一任	社会福祉士を目指す理由（詳細に記入） 箇条書きを避け、文章で具体的に記入すること

表面の実習希望先の「なし（大学に一任）」に○をした方はこちらに記入すること

【希望先ありを選択された方】

※ 第１・２希望で調整がつかない場合は、本学にて配属させていただきます。
※ 原則、大学が決定する実習先・種別での実習となります。

第１希望	実習先名			
	経営主体（法人名等）		種別	
	所在地：（〒　　-　　）＿＿＿＿都・道・府・県			
	TEL：　　（勤務先で　ある　・　ない）			
	本施設での実習を希望する理由（詳細に記入） 施設の特徴等をふまえて具体的に記入すること （箇条書き不可）			
第２希望	実習先名			
	経営主体（法人名等）		種別	
	所在地：（〒　　-　　）＿＿＿＿都・道・府・県			
	TEL：　　（勤務先で　ある　・　ない）			
	本施設での実習を希望する理由（詳細に記入） 施設の特徴等をふまえて具体的に記入すること （箇条書き不可）			

表面の実習希望先の「あり」に○をした方はこちらに記入すること

Ⅲ.記入上の注意

1　実習希望先の種別は、「実習先として認められる施設・事業等の種別」（募集要項参照）の記載に合致するものに限ります。
2　実習先への依頼は大学が行いますので、個人で各施設へ直接問い合わせることはご遠慮ください。

◆本実習受講希望届は、あくまでも配属実習（大学が実習先を指定する形態の実習）の資料として使用します。

下記項目にチェック☑のうえ、署名・捺印をお願いします（必須）。

☑ 募集要項の内容（3部 社会福祉士国家試験受験資格）について了承しました。
☑ 募集要項p.39で案内のガイダンス動画を視聴し、その内容について了承しました。

氏　名　福祉 歩美　（福祉）

捺印を忘れずに

指定ページの内容について了承のうえ署名すること

社会福祉士養成課程に関するQ＆A

Q. 実習は卒業するために必修でしょうか。

A. 卒業のみを目指す場合は必修ではありません。
国家試験受験資格取得のためには、実習免除者を除いて必修となります。

Q. 指定科目は、すべて履修しなければならないでしょうか。

A. 全科目必修です。
指定科目から１科目でも単位修得しなければ、国家試験受験資格は取得できません。

Q. 実習を土日に行うことはできますか。

A. 平日の実施を原則としています。
ただし、実習先の勤務体制により土日に行い、平日に休みをとる場合もあります。

Q. 実習前に健康診断などを行う必要はありますか。

A. 健康診断を受診していただきます。
詳細については別途お問い合わせください。また、麻疹抗体検査の受診、ワクチン接種の実施あるいは接種済みの記録、腸内細菌検査結果をご提出いただく場合があります。
※その他、実習先から各種検査を求められる場合があります（費用自己負担）。
※母体保護の観点から、妊娠中および出産後８週間以内は実習を行うことができません。

Q. 社会福祉士の国家試験はいつ受験できますか。

A. 例年２月上旬にある社会福祉士の国家試験は、卒業見込で受験可能です。
ただし、同年３月に卒業しないと合格が取消されます。

Q. 実習免除の対象について、施設の種別は該当していますが、職種が該当していません。ただし、同様の勤務内容で従事しています。免除となるでしょうか？

A. 認められません。
あくまで、対象職種として辞令を受けて従事している必要があります。

Q. 自身の実務経験が、実習免除の実務経験コードのどれに該当するか分からない。

A. どのコードに該当されるのかはご勤務先に確認ください。
大学では皆様のご勤務先がどういった事業の届出をされているのか確認することができません。

Q. 社会福祉士の国家試験対策講座などはありますか。

A. 本学通信教育部独自の受験対策により、合格を目指す学生・卒業生をサポートしています。
仙台会場やオンデマンドで開催する講義形式で実施しています。
※開催方法・内容は毎年見直しを行っています。

6 実習の免除

1 入学前に相談援助の実務経験を１年以上有する方の実習履修免除について

次項「２　実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された**施設（p.51～58）からの専任の辞令と、入学前までに（４月生：3/31時点、10月生：9/30時点）１年以上の「相談援助」を主たる業務として行っている方**は、実習科目（「実習指導」「実習」）が履修免除になる可能性があります。

該当する方は、出願の際に下記の様式をご提出ください（p.59～60「記入上の注意」参照）。

様式9　実務経験申告書＝本人記入・捺印

様式10　実務経験証明書＝証明権者による記入・公印捺印

（注）ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実に反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

2 実習の免除対象となる実務経験コード番号表

次の施設・職種が、社会福祉士の国家試験受験に必要な実務経験を有するものと認められます。
※同名の施設種類、職種でなければ該当しません。

1）様式9「実務経験申告書」および様式10「実務経験証明書」の「施設（事業）等種類」、「職種名」および「コード」欄の記入にあたって
➡次の表より、**該当する「施設種類」・「職種名」・「コード」を記入**してください。➡記入例 p.59

2）様式10「実務経験証明書」の「職種名」欄の記入にあたって
➡**辞令等で発令されている職種名を記入**してください（**証明権者による記入・公印捺印**）。➡記入例 p.60

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】
p.51～58記載の「相談援助業務の実務経験として認められる職種」は厳密に解釈ください。
たとえば、
※勤務については、「当該施設と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するもの」とします。
※「介護支援専門員」は、資格を有し、「配置基準により配置されている」ことが必要です。
※「病院・診療所」の「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」は、辞令が出ており、表（コード1521）に記載のすべての相談援助を行っている職員に限ります。
※「介護福祉士」国家試験を受験している場合、表中（p.52～55）の注意事項（※３～７）参照。
※福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

■高齢者分野

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	1011
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1012
		介護老人保健施設	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1022
		介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1611
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1031
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（p.51 ※1） （保健師、主任介護支援専門員等）	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 ［指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む］		生活相談員	2221
			計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 ［基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（p.51 ※2） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む］		生活相談員	2011
	指定短期入所生活介護を行う施設 ［基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む］		生活相談員	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設（指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む）		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む）		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設		生活相談員	2191
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員	2911
老人福祉法	養護老人ホーム		生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）		生活相談員	1061
	軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型）、ケアハウスを含む）		生活相談員	1071
			主任生活相談員	1072
	老人福祉センター（特A型、A型、B型）		相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設		生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター		生活相談員	1101
	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム		生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター		相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ［高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業］		相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員	2801

注意事項
（※1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
（※2）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■児童分野

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	児童相談所		児童福祉司	1361
			児童心理司	1362
			受付相談員	1363
			相談員	1364
			電話相談員	1365
			児童指導員	1366
			保育士	1367
	母子生活支援施設		母子支援員、母子指導員	1371
			少年指導員（少年を指導する職員）	1372
			個別対応職員	1373
			自立支援担当職員	1374
			保育士	1375
	児童養護施設		児童指導員	1381
			保育士	1382
			個別対応職員	1383
			家庭支援専門相談員	1384
			職業指導員	1385
			里親支援専門相談員	1386
			自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）		児童指導員（p.53 ※4）	1561
			保育士（p.53 ※5）	1562
			児童発達支援管理責任者	1563
			心理担当職員	1564
	知的障害児施設 ［知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）］		児童指導員（p.53 ※4）	1391
			保育士（p.53 ※5）	1392
	知的障害児通園施設		児童指導員（p.53 ※4）	1401
			保育士（p.53 ※5）	1402
	盲ろうあ児施設 ［盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設］		児童指導員（p.53 ※4）	1411
			保育士（p.53 ※5）	1412
	肢体不自由児施設 ［肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設］		児童指導員（p.53 ※4）	1421
			保育士（p.53 ※5）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）		児童指導員	1431
			保育士	1432
			個別対応職員	1433
			家庭支援専門相談員	1434
			自立支援担当職員	1435
	重症心身障害児施設		児童指導員（p.53 ※4）	1441
			保育士（p.53 ※5）	1442
			心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設		児童自立支援専門員	1451
			児童生活支援員	1452
			個別対応職員	1453
			家庭支援専門相談員	1454
			職業指導員	1455
			自立支援担当職員	1456
	児童家庭支援センター		相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461
	里親支援センター		里親制度等普及促進担当者	1641
			里親等支援員	1642
			里親研修等担当者	1643
			家庭支援専門相談員	1644
			自立支援担当職員	1645
			養親等相談支援員	1646
			市町村連携支援員	1647
			レスパイト・ケア担当職員	1648
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	指導員（p.53 ※3）	1571
			児童指導員（p.53 ※4）	1572
			保育士（p.53 ※5）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1575
			障害福祉サービス経験者（p.53 ※6）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員（p.53 ※3）	1571
			児童指導員（p.53 ※4）	1572
			保育士（p.53 ※5）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1575
			障害福祉サービス経験者（p.53 ※6）	1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）(p.53 ※3)	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）(p.53 ※3)	1577
			児童発達支援管理責任者	1574

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581
		相談支援員	1582
	乳児院	児童指導員	2511
		保育士	2512
		個別対応職員	2513
		家庭支援専門相談員	2514
		里親支援専門相談員	2515
	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員（p.53 ※4）	5211
		保育士（p.53 ※5）	5212
		児童発達支援管理責任者	5213
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	5214
	指定発達支援医療機関 ［肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの］	児童指導員（p.53 ※4）	2451
		保育士（p.53 ※5）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531
		個別対応職員	2352
		自立支援担当職員	2353
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者	5231
	児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター	5271
		母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
	妊婦等包括相談支援事業を行う機関	相談支援業務を行っている職員	5341
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員	5311
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者	5351
		相談員	5352
その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行う職員（相談員）	2291
	地域生活支援事業｜障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ［乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業］	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児（者）通園事業を行う施設	児童指導員（p.53 ※4）	2581
		保育士（p.53 ※5）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	5111

注意事項

(※3)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

(※4)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

(※5)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

(※6)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいいます。

■障害者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（p.55 ※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター	指導員（p.55 ※7）	1131
	福祉ホーム	管理人	1141
	基幹相談支援センター	指導員（p.55 ※7）	5121
	身体障害者更生援護施設：身体障害者更生施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設	生活支援員（p.55 ※7）	2831
	身体障害者更生援護施設：身体障害者療護施設	生活支援員（p.55 ※7）	2841
	身体障害者更生援護施設：身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員（p.55 ※7）	2851
	身体障害者更生援護施設：身体障害者福祉工場	指導員（p.55 ※7）	2861
	精神障害者社会復帰施設：精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
		精神障害者社会復帰指導員	1192
	精神障害者社会復帰施設：精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	1201
		精神障害者社会復帰指導員	1202
	精神障害者社会復帰施設：精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
		精神障害者社会復帰指導員	1212
	精神障害者社会復帰施設：精神障害者福祉ホーム	管理人	1221
	知的障害者援護施設：知的障害者更生施設（入所、通所）	生活支援員（p.55 ※7）	1231
	知的障害者援護施設：知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員（p.55 ※7）	1241
	知的障害者援護施設：知的障害者通勤寮	生活支援員（p.55 ※7）	1251
	障害福祉サービス事業：生活介護を行う施設	生活支援員（p.55 ※7）	1271
		サービス管理責任者	1272
	障害福祉サービス事業：自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	生活支援員（p.55 ※7）	1281
		サービス管理責任者	1282
	障害福祉サービス事業：就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	生活支援員（p.55 ※7）	1291
		就労支援員	1292
		サービス管理責任者	1293
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1294
	障害福祉サービス事業：就労継続支援を行う施設（A型、B型）	生活支援員（p.55 ※7）	1301
		サービス管理責任者	1302
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1303
	障害福祉サービス事業：就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
		サービス管理責任者	1622
	障害福祉サービス事業：自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
		サービス管理責任者	1632
	障害福祉サービス事業：療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
	障害福祉サービス事業：短期入所を行う施設 身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている職員	2341
	障害福祉サービス事業：重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351
	障害福祉サービス事業：共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361
	障害福祉サービス事業：共同生活援助を行う施設 精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業：身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
	地域生活支援事業：日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391
	地域生活支援事業：障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601
		相談支援員	1602
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	2301
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
		就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2481
		職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		主任職場定着支援担当者	2503
		生活支援担当職員	2504
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
		障害学生等雇用サポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
	第１号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第１号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

注意事項
(※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方はその実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

■その他の分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
		精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア　患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ　患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ　患者の社会復帰に係る相談援助 エ　以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所	支援員	5361
	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所	被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所	居住支援員	5391
	日常生活支援住居施設	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労準備支援担当者	2944
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
		住まい相談支援員	2946
		子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員	2947
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添１の３（１）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の７第１項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
		生活保護法第55条の10第１項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	1489
		生活保護法第55条の10第２項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	5401
		生活保護法第55条の10第３項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402
		生活保護法第55条の10第４項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	5403
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621
		相談援助業務を行っている職員［主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。］	2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631
		福祉活動専門員	2632
		相談援助業務を行っている職員［主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。］	2633
売春防止法	女性相談支援センター	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
		女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	1541
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	5201
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 ［自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業］	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	5321
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	5161
	官民協働等女性支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
	若年被害女性等支援事業を行う事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999

■現在廃止されている分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の国家試験受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） ┌身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業┐ 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） ┌知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業┐	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ┌身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む┐	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 ┌知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業┐	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 ┌高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業┐ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110 番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業（児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業（保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

3 「実務経験申告書（様式９）」記入上の注意

●本人が正確に記入してください。
（１箇所で１年以上の実務経験があれば、１箇所のみの記入としてください。）

様式 9　2026（ソーシャルワーク実習免除希望者／本人記入）

社会福祉士用

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

実務経験申告書

東北福祉大学
学長　殿

申告者　フリガナ　フクシ　アユミ
氏名　福祉　歩美　（福祉）

必ず押印してください。

現住所　〒983－8511
宮城県仙台市宮城野区榴岡2-5-26
TEL　022（292）8011

私の相談援助に関する実務経験は，次のとおりですので，裏面の様式10の所属長等の証明書を添えて，申告します。

西暦 2026 年 1 月 15 日

	所属している（していた）施設名・施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種（コード）	期間	実務経験証明書（様式10）の証明権者名（病院・施設・機関代表者名を記載）
1	施設名 東北ケアプランセンター 施設・事業種類（正確に転記のこと） 居宅介護支援事業を行っている事業所	職種名 介護支援専門員 コード 2201	西暦 2009 年 4 月 1 日 ～ 西暦 2026 年 1 月 15 日 （計 16 年 9 カ月）	センター長 仙台政宗
2	施設名 施設・事業種類（正確に転記のこと）	職種名 コード	西暦　年　月　日 ～ 西暦　年　月　日 （計　年　カ月）	

「実務経験証明書（様式10)」の証明権者欄の「施設･機関の名称」を記載してください。

「施設・事業種類」「実務経験として認められる職種名」および「コード欄」は、p.51～58の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者氏名」を記載してください。

1箇所で1年間の実務経験を満たせない場合のみ、ご記入ください。

（1）上記の内容は，「実務経験証明書（様式 10）」の記載内容と一致することが必要です。
（2）記入内容を訂正した場合は，申告者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
（3）本証明書が複数必要な場合は，コピーしてご使用ください。
（4）「施設名・施設種類」「職種名」は，実務経験の区分（「募集要項」p.51～58）に記載の中から選び，その名称および（　）内にコードを**正確に転記**してください。
（5）その他，「募集要項」p.59の「記入上の注意」をよくお読みいただき，ご記入ください。
裏面・様式 10 については，必ず証明権者の記載・捺印を受けてからご提出ください。

4 「実務経験証明書（様式10）」記入上の注意

●証明権者による記入・公印捺印のうえ発行していただいてください。
（「実務経験申告書（様式９）」に複数の施設を記入の場合、本様式を施設数分コピーすること。）

様式10 2026（ソーシャルワーク実習免除希望者／証明権者記入・公印押印）　**社会福祉士用**

実 務 経 験 証 明 書

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学 長 殿

フリガナ	フクシ　アユミ	生年月日
氏　名	福祉 歩美	西暦1984年 9 月 4 日生

上記の者は，下記の期間，当施設・機関において，専任で相談援助業務を行う職員として勤務している（またはしていた）ことを証明します。

下記の施設種類・職種は，「募集要項」p.51～58の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んで**正確に転記してください。**

施　設　名	東北ケアプランセンター	
施設・事業種類（正確に転記のこと）	居宅会議支援事業を行っている事業所	コード 2201
職　種（正確に転記のこと）	介護支援専門員	
従　業　期　間	西暦 2009 年 4 月 1 日 から 2026 年 1 月 15 日 まで※（計 16 年 9 ヵ月）	

※現職の場合は証明書作成日を「まで」にご記入ください。

証　明　権　者	
（証明書発行日）	西暦 2026 年 1 月 15 日
（施設・機関の所在地）	〒123-4567 仙台市青葉区〇〇町1-1-1
（施設・機関の名称）	東北ケアプランセンター
（代表者役職・氏名）	センター長　仙台 政宗　公印（東北ケアプランセンター 長印）

問合先	所属部署名	総務課	担当者名	△△ △△	直通電話番号	022-000-△△△△

⑴ 証明権者（実務経験を行っていた施設等の代表者＝院長・施設長・所長・所属長など）の公印が必要です。（個人名印は不可）。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は，証明権者の公印を押印してください。
⑵ 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また，見込みによる証明はできません。
⑶ その他，「募集要項」p.60の「記入上の注意」をよくお読みいただき，ご記入ください。
⑷ 本証明書が複数必要な場合は，コピーしてご使用ください。

記入にあたって、p.51～58の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

見込みによる証明はしないでください。2025年4月1日から勤務を開始し 2026年3月末で1年になるような場合は、2026年4月1日以降に証明書を発行してください。

所在地～代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

両方の国家試験受験資格（社会福祉士・精神保健福祉士）

一度の入学で目指すことも可能ですが、**いずれかの受験資格を取得し卒業後、３年次編入学で再入学することを推奨**しています。
十分にご検討いただき、可能と判断された方のみ、両方の国家試験受験資格を目的に出願してください。

【推奨理由】
①修得単位数が多くなり、学習に要する時間が膨大になる。
②科目によっては実習とスクーリング日程が重なる等、計画的に学習することが難しい。
③３年目以降の学費に加えて、超過履修費（p.24参照）も発生する。

■10月入学について

実習受講・免除に関わらず、10月入学では両方の受験資格を同時に取得できません（社会福祉士のみ可）のでご注意ください。

■最短修業年限・総費用（目安）

①「社会福祉士」実習**受講**　・　「精神保健福祉士」実習**受講**の方

年　次	最短修業年限	総費用（目安）
１年次入学	５年以上	1,135,000円～
２年次編入学	４年以上	949,000円～
３年次編入学	３年以上	900,000円～

【実習受講の流れ】

年次	課程	科目名	日数・期間	実習時期
３年次	社会福祉士	ソーシャルワーク実習Ⅰ	8日間以上かつ60時間以上	11月3週～2月
４年次	社会福祉士	ソーシャルワーク実習Ⅱ	23日間以上かつ180時間以上	6月3週～8月2週
	精神保健福祉士	精神保健福祉実習Ⅰ	8日間以上かつ60時間以上※1	8月1日～12月25日
５年次	精神保健福祉士	精神保健福祉実習Ⅱ	12日間以上かつ90時間以上※2	7月1日～11月30日

※１　「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の受講者は、「精神保健福祉実習Ⅰ」の16日間が８日間へ短縮されます。
※２　「ソーシャルワーク実習Ⅱ」と「精神保健福祉実習Ⅱ」を同一年度に受講することはできません。
　　実習の受講は「ソーシャルワーク実習Ⅱ」が終わり次第、「精神保健福祉実習Ⅰ」の受講が開始となります。

②「社会福祉士」実習**免除**　・　「精神保健福祉士」実習**免除**の方

年次	最低修業年限	総費用（目安）
１年次入学	４年以上	795,000円～
２年次編入学	３年以上	609,000円～
３年次編入学	２年以上	430,000円～

【演習受講の流れ】

年次	課程	科目名	演習受講時期
２年次（３年次編入）	社会福祉士	ソーシャルワーク演習	5月～6月
３年次	社会福祉士	ソーシャルワーク演習Ⅰ	7月～8月
	精神保健福祉士	精神保健福祉演習Ⅰ	2月
４年次	精神保健福祉士	精神保健福祉演習Ⅱ	8月～9月
	社会福祉士	ソーシャルワーク演習Ⅱ	8月または11月～12月

③社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの資格が実習免除の場合
　実習受講が必要な資格の受講の流れ・最短卒業年限・学費の目安に沿って受験資格が取得可能です。

演習・実習の受講には、受講条件の達成が必要となり入学後は十分に学習計画を立ててください。
※3年次編入学の修業年限と総費用は、４月生１期出願の場合です。

精神保健福祉士国家試験受験資格

1 出願にあたってのご注意

①正科生として社会福祉学科へご入学ください。また、４月生のみ募集します。福祉心理学科や科目等履修生、10月生では、受験資格は取得できませんので、ご注意ください。
②入学後に受験資格取得に必要な実習を受講する方は、出願書類提出前に必ず「精神保健福祉士実習ガイダンス」を受講してください（p.63参照）。
③実習免除をご希望の方は、出願書類提出前に必ず本学の事前確認を受けてください（p.64参照）。
④入学前までに、インターネットに接続可能なPC（マイク・カメラ機能付）をご準備ください。メール配信のご案内や、必要に応じて演習やガイダンス、面接等をWeb上で実施します※。
⑤2021年度より精神保健福祉士養成課程のカリキュラムが改正となった影響により、改正前のカリキュラムで単位修得した指定科目は、個別に単位が認定されないことを、あらかじめご了承ください。

※本学通信教育部インターネット配信システム「TFUオンデマンド」の推奨環境については、p.3参照。

2 精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件

1 精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件について

大学で精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するためには、指定科目を単位修得（履修）して、卒業することが要件となります。また、国家試験は、最短で在籍中の卒業年度に卒業見込で受験することができますが、受験年度に指定科目の単位修得および卒業要件を満たすことが、合格が認められる条件です。

2 実習について

指定科目の「精神保健福祉実習」は、入学前に相談援助の実務経験を満たし、実習免除でご入学された方を除き、国家試験受験資格取得のためには、必修です（実習については、p.66～70参照）。
※入学前に指定施設で1年以上の相談援助の実務経験がある方は、実習免除の申請が可能です（詳細は、p.64参照）。

3 募集概要

出願時期：精神保健福祉士希望者は４月生のみ募集します（10月生は募集しません）。

入学年次	出願書類の提出期限	卒業までの最短年数※1	
		実習受講者（p.63必読）	実習免除者（p.64必読）
1年次入学	4/5（3期）まで受付	4年	4年
2年次編入学		3年	3年
3年次編入学		3年	2年

※1　卒業までの最短年数＝国家試験受験資格取得までの最短年数

4 学費の目安（参考）

最短年限で受験資格取得・卒業するための最低限の総費用は下記のとおりです。

1年次入学　総費用：91万円（実習免除者は77.9万円）～

	入学選考料	入学金	学費※1	スクーリング受講料※2	実習費	計
1年目	10,000	30,000	130,000	35,000	——	205,000
2年目	——	——	130,000	45,000	——	175,000
3年目	——	——	130,000	55,000	85,000	270,000
4年目	——	——	130,000	55,000	75,000	260,000

3年次編入学　総費用：64.5万円（実習免除者は最短2年間で41.4万円）～

	入学選考料	入学金	学費※1	スクーリング受講料※2	実習費	計
1年目	10,000	30,000	130,000	31,000	——	201,000
2年目	——	——	130,000	34,000	85,000	249,000
3年目	——	——	100,000	20,000	75,000	195,000

※1　在籍延長による、入学5年目（3年次編入学は3年目）以降の学費は、1年あたり10万円。
※2　演習・実習指導の受講料と、卒業に最低限必要な受講料を足した金額。

5 「精神保健福祉実習」受講希望者の手続き（定員：40名程度※）

本学で「精神保健福祉実習」を受講するにあたって、最低限ご理解いただきたい留意事項をご説明します。
入学後に実習を受講する全ての方は、出願書類提出前に、インターネット配信による「精神保健福祉士実習ガイダンス」を必ず受講してください。

※本ガイダンスを受講しない場合や、本誌およびガイダンスの内容にご納得いただけない場合は、入学後に実習受講を許可できません。また、上記理由により、入学後でも実習をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご留意ください。

1 【入学前】精神保健福祉士実習ガイダンス（インターネット配信）　受講方法

ご出願前に下記①②の手順に沿って、実習ガイダンスをご受講ください。

①実習ガイダンスの受講
下記 QR コードまたは URL を読み込み、ガイダンス動画をご視聴ください。
[ガイダンス用 QR]
URL：https://youtu.be/9aPLLKR8YY4

➡

②申込フォームの入力
動画視聴後、下記 QR コードまたは URL を読み込み、申込フォームの入力を完了してください。
[申込フォーム用 QR]
URL：https://forms.gle/z2n9mdvgF113vYZZ9

受講期限：2026（令和8）年3月31日（火）17時まで　※期限厳守

2 出願までの流れ（実習受講者）

※定員に達した場合は、募集期間中でも受付終了とさせていただきますので、ご了承ください。

①実習ガイダンスの受講（動画視聴）　➡　②申込フォームへの入力 ※3月31日 17時までに完了が必要　➡　出　願

【ご注意】
・本誌および実習ガイダンスの内容に同意いただける方のみ、ガイダンスを受講の上、ご出願ください。
・実習ガイダンス受講完了前に出願した場合、入学後に実習を受講することはできません。
※上記①②が完了した時点で、実習ガイダンスの受講が完了となります。

6 実習免除希望者の手続き

指定施設において、**入学前までに1年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている方**は、実習指導科目・実習科目が履修免除になる可能性があります。

1 留意事項

①ご提出いただいた実習免除に関する書類の記載内容について、入学後にその内容が事実に反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合は、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

②実務経験を満たす勤務先にて、事業の申請・届出内容等をご確認いただいた上で、**実習免除の事前確認の申し込みをしてください**（実務経験コード番号表のどの「施設（事業）等種類」・「職種名」に該当するかは、大学では分かりかねますので、ご了承ください）。

③実習免除を希望する方は、下記の実習免除者向けガイダンスをご視聴の上、入学をご検討ください。
左記 QR コードまたは下記 URL からログインください。　【QR コード】
URL：https://youtu.be/j0lfJDpwnF8

2 【入学前】精神保健福祉士実習免除の事前確認　申込方法

①精神保健福祉士担当あてのメールアドレス（psw@tfu.ac.jp）へ、下記を明記の上、お申込みください。
［タイトル］「2026事前確認申込み」と記載
［本　　文］氏名・住所・電話番号を記載

②申込期限：2026（令和８）年３月15日（日）必着

③申込いただいたメールアドレスへ、事前確認に必要な様式を送付させていただきますので、ご作成の上、東北福祉大学 通信教育部（精神保健福祉士担当）までご郵送ください。
様式 A「実務経験申告書」本人記入・捺印
様式 B「実務経験証明書」証明権者による記入・公印捺印
※ p.71～75に記載の「実務経験コード番号表」のうち、該当する「施設（事業）等種類」・「職種名」・「コード」を記入してください。
※職種名は、**辞令等で発令されている職種名**を記入してください。

3 出願までの流れ（実習免除希望者）

本学による事前確認の申込み（3/15締切） ➡ 様式の作成・提出 ※勤務先の証明が必要 ➡ 結果通知 ➡ 出　願

様式提出（必着）①1/31（土）迄➡2 /10（火）　②2/28（土）迄➡3 /10（火）　③3/26（木）迄➡3 /31（火）
通知方法：申込みいただいたメールアドレスへ通知させていただきます。

【ご注意】
- 実務経験を満たす勤務先が精神障害を主たる対象としているかどうかは、必ず勤務先にご確認ください。
- 結果通知前に出願した場合、実習免除での入学は認められません。
- 本学による事前確認の結果、実習免除が認められなかった場合は実習の受講が必要になり、受験資格を取得するためには、前項5の実習受講希望者の手続きが必要になります。
- 原則として、１年以上の実務経験を満たした上で事前確認書類をご提出ください。
- 事前確認書類を見込みで提出した場合は、実務経験を満たした後に見込みではない実務経験証明書をご提出いただく必要がございます。

7 指定科目

国家試験受験資格取得のためには、厚生労働大臣の指定する精神保健福祉に関する科目＝**指定科目**を単位修得し、卒業する必要があります。

1 精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目

下表［別表２］より、
- **実習受講者** ➡ **全科目＝33科目67単位**の修得が必要です。
- **実習免除者** ➡ **実習科目を除く29科目58単位**の修得が必要です。

※指定科目の単位修得と併せて、卒業要件（p.27参照）の達成も必要です。

［別表２］精神保健福祉士国家試験受験資格に関する指定科目（2021年度以降入学者適用のカリキュラム）

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目		本学の科目名	配当年次	単位数	スクーリング単位	履修方法	オンデマンド(注1)	大卒者認定可能性(注2)
☆医学概論		＊医学概論	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆心理学と心理的支援		＊福祉心理学	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆社会学と社会システム		＊社会学と社会システム	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆社会福祉の原理と政策		＊社会福祉原論Ａ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		＊社会福祉原論Ｂ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆地域福祉と包括的支援体制		＊地域福祉と包括的支援体制Ａ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		＊地域福祉と包括的支援体制Ｂ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆社会保障		＊社会保障論Ⅰ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		＊社会保障論Ⅱ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆障害者福祉		＊障害者福祉	1年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆権利擁護を支える法制度		＊権利擁護を支える法制度	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆刑事司法と福祉		＊刑事司法と福祉	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆社会福祉調査の基礎		＊社会福祉調査の基礎	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
精神医学と精神医療		精神医学と精神医療Ⅰ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		精神医学と精神医療Ⅱ	3年以上	2		R		有
現代の精神保健の課題と支援		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2年以上	2		R		有
☆ソーシャルワークの基盤と専門職		＊ソーシャルワークの基盤と専門職	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
精神保健福祉の原理		精神保健福祉の原理Ⅰ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆ソーシャルワークの理論と方法		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
		ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ	3年以上	2	1	R or SR	🖳	有
精神障害リハビリテーション論		精神障害リハビリテーション論	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
精神保健福祉制度論		精神保健福祉制度論	2年以上	2	1	R or SR	🖳	有
☆ソーシャルワーク演習		＊ソーシャルワーク演習	2年以上	2	1	SR	なし	なし
ソーシャルワーク演習（専門）		精神保健福祉演習Ⅰ	3年以上	2	1	SR		
		精神保健福祉演習Ⅱ	4年	2	1	SR	仙台開講	
ソーシャルワーク実習指導	実習免除者は履修不要	精神保健福祉実習指導Ⅰ	3年以上	2	1	SR		
		精神保健福祉実習指導Ⅱ	4年	2	1	SR		
ソーシャルワーク実習		精神保健福祉実習Ⅰ	3年以上	3	3	実習科目		
		精神保健福祉実習Ⅱ	4年	2	2	実習科目		

10月生は履修不可

☆印：社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目と共通の科目。
＊印：精神保健福祉士法第７条第２号の規定に基づく「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目」。
基礎科目履修においても、＊印の科目をすべて単位修得したうえで社会福祉学科の卒業が必要です。

（注１）🖳 **オンデマンド・スクーリングの開講予定について**
上記の記載内容については、今後変更が生じる可能性がございます。
（注２）**大卒者認定可能性：福祉系の四年制大学を卒業した方で、在学中に上記指定科目の単位修得をしている場合は、既修得単位の個別認定ができる可能性があります。****くわしくは p.76「個別単位認定」をご覧ください。**

※上記科目の履修方法は変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

8 「演習」・「実習指導」・「実習」の受講の流れ

●受講上のご注意（必ずご確認ください）

（1）受講するためには、受講条件の達成が必要です。
「演習」・「実習指導」（**履修方法「SR」：仙台開講スクーリング受講必須**）、および「実習」は、定められた下表の流れに沿って受講していく必要があります。また、通常の科目と異なり、受講にあたっては、一定程度の知識の修得を前提とした科目の設計となっているため、受講前の所定の期日までに、指定されたレポートの提出や一定数以上の単位修得などの【受講条件】を達成することが必要です。
そのため、**個人的な都合により受講条件の達成や受講ができず、次の演習・実習に進めない場合は、あらためて次年度以降に受講が必要になります**。なお、そのことによって在籍年数が延長する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）健康上問題がない状態で受講してください。
健康上の理由により、受講日の変更や受講条件達成期日の延長を申し出たり、学習の継続が難しいと本学が判断した場合、本学としては体調の回復に専念することを優先していただくため、受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 受講の流れ

[実習受講者]

会場スクーリング：計10日間

年次	月（目安）	受講科目ほか	コマ数・受講期間
2年次（3年次編入学者は3年次）	4月下旬	資格別オリエンテーション（Web）	
	7月	「ソーシャルワーク演習」受講	8コマ・2日間
	8月中旬	次年度「精神保健福祉実習Ⅰ」申込	
	9月下旬	実習選考試験	
	2月下旬	次年度実習ガイダンス（Web）	
3年次（3年次編入学者は4年次）	5月下旬	「精神保健福祉演習Ⅰ」受講 （実習Ⅰ事前指導）	8コマ・2日間
	6月	実習直前ガイダンス（Web）	
	8月中旬	次年度「精神保健福祉実習Ⅱ」申込	
	8 -12月	「精神保健福祉実習Ⅰ」受講	16日間以上かつ 120時間以上
	1月	「精神保健福祉実習指導Ⅰ」受講 （実習Ⅰ事後指導）	8コマ・2日間
	2月上旬	次年度実習ガイダンス（Web）	
4年次（3年次編入学者は5年次）	5月中旬	「精神保健福祉演習Ⅱ」受講 （実習Ⅱ事前指導）	8コマ・2日間
	6月	実習直前ガイダンス（Web）	
	7 -11月	「精神保健福祉実習Ⅱ」受講	12日間以上かつ 90時間以上
	12月	「精神保健福祉実習指導Ⅱ」受講 （実習Ⅱ事後指導）	8コマ・2日間
	2月上旬	国家試験	
	3月下旬	卒業	

［実習免除者］

年次	月（目安）	受講科目ほか	コマ数・受講期間
２年次	７月	「ソーシャルワーク演習」受講	８コマ・２日間
３年次	２月	「精神保健福祉演習Ⅰ」受講 （実習免除者用）	８コマ・２日間
４年次	８月	「精神保健福祉演習Ⅱ」受講 （実習免除者用）	８コマ・２日間
	２月上旬	国家試験	
	３月下旬	卒業	

※３年次編入学は、２年次→３年次と読み替えてください。
※「ソーシャルワーク演習」・「精神保健福祉演習Ⅰ」・「精神保健福祉演習Ⅱ」スクーリングは、**年１回の開講**となります。個人的な都合により受講できない場合は、在籍年数が1年延長しますので、ご注意ください。

2 「演習」・「実習指導」スクーリングの受講にあたって

①精神保健福祉士になることを目指し、卒業後に精神保健福祉分野の施設・機関・団体の業務に携わる意志を強く持ち、精神保健福祉の学習に対して熱意と意欲を持っている方の受講を求めます。
②「演習」・「実習指導」スクーリングは、１クラス20名以下での開講となります。
③「ソーシャルワーク演習」は、実習受講者・実習免除者合同の開講となります。
④実習事前・事後指導スクーリングは、該当する実習と同一年度に受講することが必要です。実習辞退や不可となった場合は、翌年度以降に実習事前指導から再度受講いただきます。

3 「演習」・「実習指導」・「実習」の受講条件について（一例）

「ソーシャルワーク演習」スクーリング受講条件（実習受講者・実習免除者共通）
●スクーリング受講１カ月前までに提出・達成
①「ソーシャルワーク演習」１単位めレポート
②卒業要件単位20単位以上の修得（入学時の一括認定単位を含む）
●スクーリング受講後、１カ月以内に提出
①「ソーシャルワーク演習」２単位めレポート

9 実習（実習受講定員：40名程度）

1 「精神保健福祉実習」受講にあたって

本学で「精神保健福祉実習」を受講するためには、下記の要件を満たす必要があります。
①卒業後に精神保健福祉分野の施設・機関・団体の業務に携わる意志を強く持っており、精神保健福祉の学習および実習に対して熱意と意欲を持っている方。
②出願書類提出前にインターネット配信による「**精神保健福祉士実習ガイダンス**」を受講していること。
③入学後、実習に専念するための時間確保の見通しが立っており、健康な状態で実習を受講することができること。
④実習前年度に実施する「実習選考試験」に合格していること。
⑤演習・実習科目に設けられている受講条件を、所定の期日までに達成していること。
※上記を満たすことが難しいと本学が判断した場合は、実習は受講できませんので、あらかじめご了承ください。

2 実習の概要

「精神保健福祉実習」受講者は、**在籍中の異なる年度に実習Ⅰ→実習Ⅱの順で受講します。**
実習Ⅰと実習Ⅱを同一年度に受講することはできません。

科目名	「精神保健福祉実習Ⅰ」	「精神保健福祉実習Ⅱ」
配当年次	３年以上	４年
実習種別	障害福祉サービス事業所等の福祉施設	精神科病院等の医療機関
実習期間	８月１日～12月25日	７月１日～11月30日
日数・時間の要件	16日間以上かつ120時間以上 ※原則として平日の連続型	12日間以上かつ90時間以上 ※原則として平日の連続型
実習期間中の巡回・帰校指導実施回数	原則として巡回指導１回・帰校指導２回 合計３回（実習期間中に週１回） **※実習最終週が４日以上の場合は、追加で実施する場合があります。**	原則として巡回指導１回・帰校指導１回 合計２回（実習期間中に週１回） **※実習最終週が４日以上の場合は、追加で実施する場合があります。**
	■巡回指導・帰校指導：実習期間中の本学実習担当教員による指導。 ・巡回指導：実習先に教員が訪問・指導。 ・帰校指導：指定会場またはリモートにて、教員による指導（原則土 or 日曜日、90分程度）。	
実習地域	**北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県** **※上記以外の地域では実習ができません。** 上記地域は、学生の住所地とは関係ありません。 ※実習受入状況により、ご希望の地域で実習が受講できない場合があります。	
実習先・実施期間の決定方法	配属型（学生の住所地を考慮し、大学で指定します） **※巡回指導・帰校指導も含め、個人的な理由による日程変更はできません。**	
勤務先実習	可（法令で定められた種別の施設・機関であること、所属長の了解をとり、休暇扱いであること）	
実習期間の分割	可（２分割まで） ※原則２カ月以内に７日間＋８日間など	不可
ソーシャルワーク実習受講者（社会福祉士）	8日間以上かつ60時間以上に短縮 ※ただし、期間の分割は不可	特例なし

3 実習先について

法令で定められた種別の施設・機関であること、実習先の実習指導者が「精神保健福祉士の資格を取得後、３年以上の相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されています。

【実習受入実績】(過去３年間)

医療関係施設 「精神保健福祉実習Ⅱ」対象施設 **※「精神保健福祉実習Ⅰ」では受講不可**		精神科病院
		病院（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る）
		診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る）
障害者関係施設 (障害者総合支援法)	障害福祉サービス事業を行う施設	自立訓練（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		就労移行支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		就労継続支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		共同生活援助（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	一般相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	特定相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域活動支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	

※本学で過去に実習受入実績のある登録施設においても、実習依頼年度の状況によって受け入れできない場合があります。

4 実習費

科目名		「精神保健福祉実習Ⅰ」(福祉施設)	「精神保健福祉実習Ⅱ」(医療機関)
実習費		85,000円	75,000円
請求時期		実習受講年度の４月ごろ	
返金の取り扱い	実習開始前(※)	【実習生の病気・怪我などでやむを得ず実習開始前に「取り止め」となった場合】 実習費の取り扱いは下記のとおりとなります。 ①実習費を納入している場合 ･･･ 事務手数料（15,000円）を差引いて返金。 ②実習費を納入していない場合 ･･･ 事務手数料（15,000円）を請求します。 ※実習生の個人的都合による「取り止め」については、実習費は返金されません。	
	実習開始後	【何らかの理由により、実習が「中断」と判断された場合】 本学で事実確認を行い、当該期における実習が「中止」と判断された場合、実習費は返金されません。	

※実習開始前：実習配属先の決定以降が適用となります。

5 実習に関する注意点

①実習前年度に、「実習選考試験」を実施します（実習免除者を除く）。**そのため、希望者全員が実習を受講できるわけではありません。**

②各地域の実習受講年度の希望者数や実習先の諸事情などにより、「実習選考試験」に合格した方でも、**お住まいの地域では実習ができない場合があります。**それによって宿泊が必要な場合、宿泊先の確保や費用は自己負担となります。

③本学の実習は、原則として実習先の提示する日程・プログラムによるものとなりますので、本学が定める期間において実習受講ができる見通しを立ててからご出願ください。そのため、**実習日程を不服とする申し出には一切応じられません。**

④**感染拡大防止等の理由から、大学または実習先の判断により実習開始前や実習中に各種検査、健康観察を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

実習受講者用　【重要】「精神保健福祉実習」受講希望の方へ（出願前に必ずお読みください）

精神保健福祉実習の受講を希望する方は、下記の内容をご了承いただいたものとみなします。もし、ご入学後に下記の内容にご了承いただけない場合は、実習受講を許可できませんので、ご留意ください。

①実習受講期間について

・実習は、原則として p.68に記載の本学が定める期間の中で、本学・実習先が指定した期間となります（配属実習）。
・実習期間は、原則として平日（ここでは祝日を除く月曜から金曜）の連続型で、１日８時間程度となります。
・本学の許可なく個人で実習先に実習期間中の休みを調整したり、１日の実習時間の短縮を申し出ることは認めておりません。
・実習先の休日が平日の場合、実習先の勤務体制に合わせた実習日程となります。
・実習Ⅰ（福祉施設実習）のみ、原則として連続する２カ月の中で実習期間を分割することが可能です。ただし、分割した２つの期間は、それぞれ平日の連続型であること、実習期間分割の希望を申し出る以外は、日程の指定等はできませんので、ご了承ください。
・実習期間中は、法令上週１回を目安に、本学実習担当教員による指導を受けなければ、実習として認められません。本学では、原則として p.68に記載の通り、実習期間中に巡回指導と帰校指導が実施されます。なお、帰校指導は実習期間中の休日に行われるため、スクーリングの受講や科目修了試験を受験することができない場合があります。

②実習先について

・ご自身やご家族等が利用・受診している（または過去に利用・受診歴のある）・または関わりのあった福祉施設・医療機関は、情報保護等の観点から実習先として原則認めておりません。
・上記の他、精神保健福祉士の実習先として要件を満たした施設・機関がお住まいの地域にない場合は、実習をお受け入れいただける他の地域での実習となり、それによって宿泊が必要な場合は、宿泊先の確保や費用は自己負担となります。
・実習先の受け入れ状況によっては、当該年度の実習をお受け入れいただけない施設・機関もありますので、ご了承ください。

③自己都合による実習辞退の禁止

・実習先が決定した（＝実習先から本学に、書面で実習受入可のご返答をいただいた）後は、原則として自己都合による実習辞退は認められませんので、ご注意ください。
・実習先は、本学からの申し出を受け、一定期間実習受入体制の調整を図るなどした上で、実習受入可否のご返答をいただいております。学生の自己都合により実習辞退となった場合は、次年度以降の本学での実習受講はお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

④疾病または障害により医療機関を受診している方へ

・現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」）により、あらかじめ出願前に本学実習係にお申し出ください。
・障害等により配慮の申請が必要な方も、あらかじめ実習係にお申し出ください。いずれも、本学（仙台）にて面談を実施する場合があります。その上で、本学より実習受講が認められた場合は、実習受講年度ごとに「実習を受講しても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。なお、疾病や障害等によって、実習受講が難しいと本学が判断した場合は、実習受講をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

⑤実習受講が認められないケース

下記に該当する方は、実習受講条件を達成された方でも実習受講が認められない可能性がございます。必要に応じて、本学（仙台）にて面談を実施させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・妊娠中および産後８週まで（母体保護のため）
・実習に支障をきたすような医療的ケアニーズを抱える方

実習免除者用 「精神保健福祉実習」の免除対象となる実務経験コード番号表

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設コード	職種名・コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院		01	・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・医療ソーシャルワーカー［02］
精神保健福祉センター		02	・精神保健福祉相談員［01］ ・社会福祉士［02］ ・精神科ソーシャルワーカー［03］ ・心理判定員［04］
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 （児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	03	・相談援助業務に従事する職員［01］
	放課後等デイサービス	04	
	居宅訪問型児童発達支援	52	
	保育所等訪問支援	53	
乳児院		05	・個別対応職員［01］ ・家庭支援専門相談員［02］ ・心理療法担当職員［03］ ・児童指導員［04］ ・保育士［05］ ・里親支援専門相談員［06］
児童養護施設		06	・児童指導員［01］ ・保育士［02］ ・個別対応職員［03］ ・家庭支援専門相談員［04］ ・心理療法担当職員［05］ ・職業指導員［06］ ・自立支援担当職員［07］ ・里親支援専門相談員［08］
福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）		07	・児童指導員［01］ ・保育士［02］ ・児童発達支援管理責任者［03］ ・心理担当職員［04］ ・職業指導員［05］
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）		08	・心理療法担当職員［01］ ・児童指導員［02］ ・保育士［03］ ・個別対応職員［04］ ・家庭支援専門相談員［05］ ・自立支援担当職員［06］
児童相談所		09	・児童福祉司［01］ ・児童心理司［02］ ・受付相談員［03］ ・相談員［04］ ・電話相談員［05］ ・心理療法担当職員［06］ ・児童指導員［07］ ・保育士［08］
母子生活支援施設		10	・母子支援員［01］ ・少年を指導する職員［02］ ・心理療法担当職員［03］ ・個別対応職員［04］ ・保育士［05］ ・自立支援担当職員［06］
障害児相談支援事業を行う施設		11	・相談支援専門員［01］ ・相談支援員［02］
児童自立支援施設		12	・児童自立支援専門員［01］ ・児童生活支援員［02］ ・個別対応職員［03］ ・家庭支援専門相談員［04］ ・心理療法担当職員［05］ ・職業指導員［06］ ・自立支援担当職員［07］

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設コード	職種名・コード
児童家庭支援センター	13	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員［01］
児童自立生活援助事業を行う施設	56	・相談援助業務を行う指導員［01］ ・自立支援担当職員［02］ ・個別対応職員［03］
里親支援センター	84	・里親制度等普及促進担当者［01］ ・里親等支援員［02］ ・里親研修等担当者［03］ ・市町村連携支援員［04］ ・養親等相談支援員［05］ ・自立支援担当職員［06］ ・家庭支援専門相談員［07］ ・心理療法担当職員［08］
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	85	・支援コーディネーター［01］ ・生活相談支援員［02］ ・就労相談支援員［03］
妊産婦等生活援助事業を行う施設	86	・支援コーディネーター［01］ ・母子支援員［02］
一時保護施設	87	・児童指導員［01］ ・保育士［02］ ・心理療法担当職員［03］ ・個別対応職員［04］
養育支援訪問事業を行っている事業所	88	・訪問支援者［01］
親子再統合支援事業を行っている事業所	89	・相談援助業務を行っている職員［01］
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		
民間あっせん機関	90	・養子縁組あっせん責任者［01］ ・相談員［02］
子ども・若者育成支援推進法		
子ども・若者総合相談センター	91	・相談援助業務を行っている職員［01］
地域保健法		
保健所	14	・精神保健福祉相談員［01］ ・社会福祉士［02］ ・精神科ソーシャルワーカー［03］ ・心理判定員［04］
市町村保健センター	15	
医療法		
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	16	・精神科ソーシャルワーカー［01］ ・医療ソーシャルワーカー［02］
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	17	
生活保護法		
救護施設	18	・生活指導員［01］
更生施設	19	
被保護者就労支援事業を行う事業所	57	・就労支援員［01］
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 子どもの進路選択支援事業を行う事業所 被保護者地域居住支援事業を行う事業所	58	・就労支援員［01］ ・被保護者就労準備支援担当者［02］ ・家計改善支援員［03］ ・相談支援に従事する者［04］ ・居住支援員［05］
就労支援事業を行う事業所 ［自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業］	78	・就労支援員［01］
日常生活支援住居施設	83	・生活支援員［01］ ・生活支援提供責任者［02］

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設コード	職種名・コード
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員［01］ ・社会福祉士［02］ ・精神科ソーシャルワーカー［03］ ・心理判定員［04］
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21	
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22	
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	59	・主任相談支援員［01］ ・相談支援員［02］ ・就労支援員［03］ ・就労準備支援担当者［04］ ・家計改善支援員［05］
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	60	
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	61	
社会福祉法		
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	62	・専門員［01］
市町村社会福祉協議会	24	・福祉活動専門員［01］ ・相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員［02］
福祉事務所	23	・査察指導員［01］ ・身体障害者福祉司［02］ ・知的障害者福祉司［03］ ・老人福祉指導主事［04］ ・現業員［05］ ・家庭児童福祉主事［06］ ・家庭相談員［07］ ・面接員に相当する職員［08］ ・女性相談支援員［09］ ・母子・父子自立支援員［10］ ・母子・父子自立支援プログラム策定員［11］ ・就業支援専門員［12］ ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員［13］ ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員［14］
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司［01］ ・心理判定員［02］ ・職能判定員［03］ ・ケース・ワーカー［04］
法務省設置法		
保護観察所	26	・社会復帰調整官［01］ ・保護観察官［02］
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター	27	・障害者職業カウンセラー［01］
地域障害者職業センター	28	・障害者職業カウンセラー［01］ ・職場適応援助者［02］
障害者就業・生活支援センター	29	・主任職場定着支援担当者［01］ ・主任就業支援担当者［02］ ・就業支援担当者［03］ ・生活支援担当職員［04］
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
女性相談支援センター	63	・相談支援員［01］ ・心理支援員［02］ ・女性相談支援員［03］
女性自立支援施設	64	・入所者の自立支援を行う職員［01］

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設コード	職種名・コード
刑事収容施設法			
刑事施設		65	・刑務官［01］ ・法務教官［02］ ・法務技官（心理）[03] ・福祉専門官［04］
少年院法			
少年院		66	・法務教官［01］ ・法務技官（心理）[02] ・福祉専門官［03］
少年鑑別所法			
少年鑑別所		67	・法務教官［01］ ・法務技官（心理）［02］
更生保護事業法			
更生保護施設		30	・補導に当たる職員［01］ ・福祉職員［02］ ・薬物専門職員［03］ ・訪問支援職員［04］
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター		31	・相談支援を担当する職員［01］ ・就労支援を担当する職員［02］
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）			
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	68	・相談援助業務に従事する職員［01］
	障害者相談支援事業を行っている施設	69	
	障害児等療育支援事業を行っている施設	70	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		39	・相談支援専門員［01］
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	32	・生活支援員［01］ ・サービス管理責任者［02］
	自立訓練を行う施設	33	
	就労移行支援を行う施設	34	・職業指導員［01］ ・生活支援員［02］ ・就労支援員［03］ ・サービス管理責任者［04］
	就労継続支援を行う施設	35	・職業指導員［01］ ・生活支援員［02］ ・サービス管理責任者［03］
	就労定着支援を行う施設	54	・就労定着支援員［01］ ・サービス管理責任者［02］ ・相談援助業務に従事する職員［03］
	自立生活援助を行う施設	55	・地域生活支援員［01］ ・サービス管理責任者［02］ ・相談援助業務に従事する職員［03］
	短期入所を行う施設	36	・相談援助業務に従事する職員［01］
	重度障害者等包括支援を行う施設	37	
	共同生活援助を行う施設 （共同生活介護であった期間を含む）	38	
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		40	・相談支援専門員［01］ ・相談支援員［02］
障害者支援施設		41	・生活支援員［01］ ・就労支援員［02］ ・サービス管理責任者［03］

施設（事業）等種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	施設コード	職種名・コード
地域活動支援センター	42	・指導員［01］
福祉ホーム	43	・管理人［01］
基幹相談支援センター	71	・相談援助業務に従事する職員［01］
介護保険法		
地域包括支援センター	72	・包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）［01］

（※1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。

職業安定法		
公共職業安定所	73	・精神・発達障害者雇用サポーター［01］ ・障害学生等雇用サポーター［02］
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	49	・地域体制整備コーディネーター［01］ ・地域移行推進員［02］
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設	74	・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）［01］
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	75	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者［01］
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	76	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者［01］
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	50	・スクールソーシャルワーカー［01］
就業支援事業を行う施設 ［ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業］	77	・就業相談業務を行う相談員［01］
ひきこもり地域支援センター	79	・ひきこもり支援コーディネーター［01］
地域生活定着支援センター	80	・相談援助業務に従事する職員［01］
ホームレス自立支援事業を行う施設	51	・生活相談指導員［01］
地域若者サポートステーション	81	・相談援助業務に従事する職員［01］
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	82	・支援コーディネーター［01］
子ども家庭総合支援拠点	92	・相談援助業務を行っている職員［01］
※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。		
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人［01］
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員［01］ ・管理人［02］
知的障害者援護施設	46	・生活支援員［01］
児童デイサービス	47	・相談援助業務に従事する職員［01］

個別単位認定（社会福祉士・精神保健福祉士指定科目）

個別単位認定とは、2021年カリキュラム改正後に単位修得した社会福祉士または精神保健福祉士の指定科目のうち、本学で開設されている同じ科目（本学の単位数以上の科目に限る）について、出願時の申請（任意）に基づき、個別に単位認定を行う制度です。

個別単位認定された科目の単位は、卒業要件・資格取得要件に算入できます。

1 対象者・対象科目

対象者	四年制大学卒業者（社会福祉士・精神保健福祉士が取得できる学科コースを卒業） ※四年制大学中退者、短期大学、専修学校卒業者は対象外。 ※2021年度以降に入学した新カリキュラム科目の単位修得者に限る。		
	社会福祉士・精神保健福祉士：2025年以降の卒業者		
対象科目	社会福祉士	p.40「大卒者認定可能性」参照	【留意点】認定の可否は本学のカリキュラム内容・単位数に合わせて判断します。可能性「有」と記載されていても単位認定できない場合があります。
	精神保健福祉士	p.65「大卒者認定可能性」参照	

2 個別単位認定の手数料　10,000円

科目数に関わらず一律10,000円です。請求書は個別単位認定結果の通知と同時期に郵送します（下記⑤）。

3 個別単位認定の手続き

■東北福祉大学以外の卒業者

出願時	①必要な証明書を準備	出身大学に連絡し、下記１）および２）を取り寄せしてください。 １）「社会福祉士（または精神保健福祉士）指定科目履修証明書」 ２）「単位修得成績証明書」
	②出願書類の提出	出願書類に１）および２）両方の証明書を同封してください。
選考結果通知時	③認定可能科目の通知	選考結果の通知と共に認定が可能な科目を入学許可者へお知らせします。
入学時	④認定希望科目の連絡	認定可能科目の通知を確認し、認定を希望する科目のみ認定希望欄に印を付け本学へ返送してください。
	⑤認定結果の通知・手数料請求	認定科目を記した通知と別便で手数料請求書を郵送します。
	⑥履修登録	認定科目を除いて履修登録をしてください。 ※個別単位認定の単位数は履修登録の合計単位数には含めません。

■東北福祉大学の卒業者

東北福祉大学 通信教育部・卒業者	正科生に再入学した場合、旧学籍で修得した単位を再入学した学科のカリキュラムに従って個別単位認定・一括単位認定します（スクーリング単位含む）。単位認定された科目は、入学許可時にお知らせします。	
東北福祉大学 通学課程・卒業者	①必要な証明書を準備 １）「社会福祉士（または精神保健福祉士）指定科目履修証明書」 ２）「単位修得成績証明書」	教務課より、１）および２）の証明書を取寄せ出願ください（022-717-3315）。
	②～⑥は、上記「東北福祉大学以外の卒業者」の手続きと同様です。	

4 個別単位認定の注意事項

１）提出された証明書について、出身校へ内容照会を行う場合があります。
２）個別単位認定された科目は、履修登録できません（教科書の配本、スクーリング受講などはできません）。
３）既修得科目を改めて再学習し単位修得したい場合は、認定を希望する科目から除いてください。
４）入学後の個別単位認定申請はできません。申請は出願時に行ってください。
５）個別単位認定の相談・申請は、出身大学の卒業後にお願いします。

4部

取得できる資格

1　認定心理士……78

2　福祉心理士……79

3　各種任用資格……80

・社会福祉主事任用資格
・児童指導員任用資格
・知的障害者福祉司任用資格
・児童心理司（心理判定員）任用資格

4　防災士……80

5　睡眠改善指導者受験資格（大学認定睡眠改善インストラクター）……81

6　履修証明プログラムのご案内……82

取得できる資格

1 認定心理士

■認定心理士とは

大学において心理学を学び、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と、日本心理学会が認定する資格です。

■資格取得方法

下表の36単位以上を修得し卒業後、日本心理学会に申請し取得できます（審査料・認定料計41,000円）。

■社会福祉学科の方が取得する際の注意点

・資格取得は可能ですが、社会福祉学科の卒業要件単位に含めることのできない科目があります。

【認定心理士資格に関する科目】（**科目名太字**は福祉心理学科の必修科目）

科目	領域	本学の科目名	配当年次	科目単位	履修方法	オンデマンド(注)	本学での履修方法（総計36単位以上）
基礎科目	a 心理学概論	**心理学概論A**	1年以上	2	RorSR	🖵	2科目4単位必修
		心理学概論B	1年以上	2	RorSR	🖵	
	b 心理学研究法	**心理学研究法A**	2年以上	2	RorSR	🖵	2科目4単位必修
		心理学統計法	2年以上	2	RorSR	🖵	
	c 心理学実験・実習	**心理学実験ⅠA**	1年以上	1	SR	🖵	4科目4単位必修
		心理学実験ⅠB	1年以上	1	SR		
		心理学実験ⅡA	2年以上	1	SR		
		心理学実験ⅡB	2年以上	1	SR		
選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	知覚・認知心理学	2年以上	2	RorSR	🖵	d，f，g，hの4領域中3領域が各4単位以上で、かつ5領域の小計が24単位以上修得のこと
		学習・言語心理学	2年以上	2	RorSR	🖵	
	e 生理心理学・比較心理学	神経・生理心理学	2年以上	2	RorSR	🖵	
	f 教育心理学・発達心理学	**発達心理学**	2年以上	2	RorSR	🖵	
		発達臨床心理学	2年以上	1	S		
		老年心理学A	1年以上	2	RorSR	🖵	
		老年心理学B	1年以上	2	RorSR	🖵	
		教育・学校心理学A（教育心理学）	1年以上	2	RorSR	🖵	
		教育・学校心理学B（学校心理学）	2年以上	2	RorSR	🖵	
	g 臨床心理学・人格心理学	**福祉心理学**	1年以上	2	RorSR	🖵	
		障害者・障害児心理学	2年以上	2	RorSR		
		感情・人格心理学	2年以上	2	RorSR	🖵	
		臨床心理学概論Ⅰ	2年以上	2	RorSR		
		心理的アセスメントⅠ	2年以上	2	RorSR	🖵	
		心理学的支援法Ⅰ	2年以上	2	RorSR		
		心理学的支援法Ⅱ	2年以上	2	RorSR		
		司法・犯罪心理学	2年以上	2	SR		
		カウンセリングⅠ	1年以上	1	S	🖵	
		カウンセリングⅡ	1年以上	1	S	🖵	
		カウンセリング演習Ⅰ	2年以上	1	S		
		カウンセリング演習Ⅱ	2年以上	1	S		
		健康・医療心理学	3年以上	2	RorSR	🖵	
	h 社会心理学・産業心理学	**社会・集団・家族心理学A**（社会・集団心理学）	1年以上	2	RorSR	🖵	
		社会・集団・家族心理学B（家族心理学）	1年以上	2	RorSR	🖵	
		産業・組織心理学	2年以上	2	RorSR	🖵	
		人間関係論	1年以上	1	S	🖵	
その他	i 心理学関連科目・卒業論文	卒業研究	4年	4	卒業研究		

※四年制大学既卒の方は、3年次編入学または科目等履修生として入学し、上表の条件を満たせば、本学を卒業しなくても認定心理士の取得は可能です。ただし、自身の責任において、日本心理学会のホームページなどで再度条件を確認のうえ、履修すべき科目の選択や資格申請をしてください。

※科目等履修生として出願する場合、履修方法が「SR」「S」の科目は入学後決められた時期に追加履修登録を行うことで履修が可能です（授業料、スクーリング受講料が必要です）。

※スクーリング開講予定は後日、通信教育部ホームページ等でお知らせいたします。

（注）：🖵 オンデマンド・スクーリングの2025年度開講実績。

2 福祉心理士

■福祉心理士とは

日本福祉心理学会が認定する資格であり、「福祉サービスを利用する人のアセスメントを行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得している」と、日本福祉心理学会が認定した方のことです。

■資格取得方法

認定の際、日本福祉心理学会が行う筆記試験が実施される予定で審査料20,000円、認定料10,000円も必要です。また、日本福祉心理学会員となり５年ごとに資格更新のための審査を受ける必要があります。

■申請の条件と類型

大学で取得する際は【Ａ類型】で指定科目を履修する方法が一般的です。その他の取得方法については、日本福祉心理学会のホームページをご参照ください。

【Ａ類型】 大学で指定科目を下表の履修方法に従って合計32単位以上を修得し、卒業（社会福祉学科でも福祉心理学科でも可）した方。もし、指定科目の一部が未履修の場合、科目等履修生としての単位修得も可です。

【福祉心理士資格に関する科目】（**科目名太字**は福祉心理学科の必修科目）

領域	指定科目名	本学の科目名	配当年次	科目単位	履修方法	オンデマンド(注)	履修方法(合計32単位以上修得)
基礎科目	心理学	**心理学概論Ａ**	1年以上	2	R or SR	🖵	合計６単位以上を単位修得のこと
		心理学概論Ｂ	1年以上	2	R or SR	🖵	
	福祉心理学	**福祉心理学**	1年以上	2	R or SR	🖵	
	社会福祉学	社会福祉原論Ａ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		社会福祉原論Ｂ	2年以上	2	R or SR	🖵	
心理学関係科目	臨床心理学	**臨床心理学概論Ⅰ**	2年以上	2	R or SR		４科目以上履修し、合計12単位以上を単位修得のこと
	心理査定法	心理的アセスメントⅠ	2年以上	2	R or SR	🖵	
	カウンセリング（心理相談）	カウンセリングⅠ	1年以上	1	S	🖵	
		カウンセリングⅡ	1年以上	1	S	🖵	
	心理療法	心理学的支援法Ⅰ	2年以上	2	R or SR		
		心理学的支援法Ⅱ	2年以上	2	R or SR		
	発達心理	**発達心理学**	2年以上	2	R or SR	🖵	
	障害者の心理	障害者・障害児心理学	2年以上	2	R or SR		
	高齢者の心理	老年心理学Ａ	1年以上	2	R or SR	🖵	
		老年心理学Ｂ	1年以上	2	R or SR	🖵	
社会福祉学関係科目	相談援助	ソーシャルワークの基盤と専門職	2年以上	2	R or SR	🖵	「相談援助」１科目必修、合計12単位以上を単位修得のこと
	社会福祉学関係	児童・家庭福祉	1年以上	2	R or SR	🖵	
		高齢者福祉	1年以上	2	R or SR	🖵	
		障害者福祉	1年以上	2	R or SR	🖵	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ	3年以上	2	R or SR	🖵	
		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ	3年以上	2	R or SR	🖵	
		地域福祉と包括的支援体制Ａ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		地域福祉と包括的支援体制Ｂ	2年以上	2	R or SR	🖵	
医療・保健関係科目	精神医学	精神医学と精神医療Ⅰ	3年以上	2	R or SR	🖵	履修する必要はないが、履修した場合の扱いは＊参照
		精神医学と精神医療Ⅱ	3年以上	2	R		
		精神疾患とその治療Ⅰ	3年以上	2	R or SR		
		精神疾患とその治療Ⅱ	3年以上	2	R		
	リハビリテーション学	リハビリテーション論	2年以上	2	R or SR		
	精神保健学	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2年以上	2	R or SR	🖵	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2年以上	2	R		

＊心理学関係科目のうち２科目４単位、および社会福祉関係科目のうち２科目４単位の計４科目８単位については、医療・保健関係科目（精神医学、リハビリテーション学、精神保健学）をもって代替できる。

（注）：🖵 オンデマンド・スクーリングの2025年度開講実績。

3 各種任用資格

■任用資格とは

公務員などの採用試験に合格し、専門職として配置されていかすことのできる資格です。福祉医療関係の施設・病院への就職に際し、資格要件として求められる場合もあります。

■本学を卒業することで、取得できる任用資格

社会福祉	福祉心理	資格	解説
○	○ (注)	社会福祉主事	都道府県、市町村の福祉事務所などに配置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をおこないます（社会福祉法第18・19条）。
○	○	児童指導員	児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などに配置され、児童の生活指導をおこないます（児童福祉施設最低基準第42・43・49・56・61・69・73・75条）。
○	○	知的障害者福祉司	都道府県、市町村の福祉事務所や知的障害者更生相談所に配置され、知的障害者の福祉に関する事務をおこないます（知的障害者福祉法第14条）。
×	○	児童心理司 （心理判定員）	児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害相談支援センター等の施設において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わります。児童相談所の心理判定員は2015年より児童心理司の呼称が用いられるようになりました。

(注) 福祉心理学科の場合、「社会福祉主事任用資格」を取得するためには指定科目３科目以上の単位修得が必要です。

■社会福祉主事任用資格　指定科目

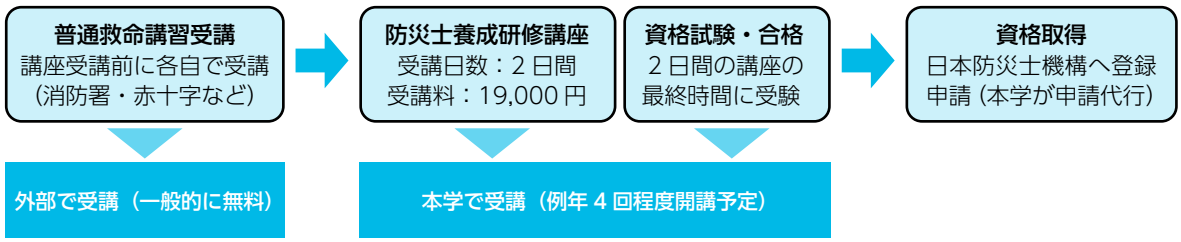
指定科目は、『学習の手引き』をご確認ください。

4 防災士

■防災士とは

「自助」「互助」「協働」を原則として、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動について十分な意識を持ち、一定の知識・技能を習得したことを、日本防災士機構が認定した人です（日本防災士機構より）。

■資格取得方法



■防災士養成研修講座の開催時期

例年４回程度開講予定です。詳細は通信教育部ホームページ等でお知らせします。

5 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）受験資格

日本人の多くが睡眠に不満を感じており、さまざまな快眠技術や睡眠改善策の提案が求められています。一般社団法人日本睡眠改善協議会では、科学的研究成果が明確な睡眠に関する知識と技術を、具体的でわかりやすい睡眠改善策として実践と普及に貢献できる人材育成のために、睡眠改善指導者の認定制度を設けています。下表の科目を単位修得することで、認定試験の受験資格を取得することができます。認定試験については、一般社団法人日本睡眠改善協議会が実施します（例年９～10月頃予定）。

【睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）に関する指定科目】

領域	科目名	配当年次	科目単位	履修方法	オンデマンド(注)	本学での履修方法
基礎	睡眠改善学	1年以上	2	RorSR		1科目2単位必修
医療	医学概論	2年以上	2	RorSR	🖵	3科目6単位以上選択し、単位修得のこと ※ 領域は問いません
	人体の構造と機能及び疾病	2年以上	2	RorSR	🖵	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2年以上	2	RorSR	🖵	
	精神医学と精神医療Ⅰ	3年以上	2	RorSR	🖵	
	精神疾患とその治療Ⅰ	3年以上	2	RorSR		
教育	教育・学校心理学Ａ（教育心理学）	1年以上	2	RorSR	🖵	
	教育・学校心理学Ｂ（学校心理学）	2年以上	2	RorSR	🖵	
心理	福祉心理学	1年以上	2	RorSR	🖵	
	心理学概論Ａ	1年以上	2	RorSR	🖵	
	社会・集団・家族心理学Ａ（社会・集団心理学）	1年以上	2	RorSR	🖵	
	社会・集団・家族心理学Ｂ（家族心理学）	1年以上	2	RorSR	🖵	
	産業・組織心理学	2年以上	2	RorSR	🖵	
	人間関係論	1年以上	1	S	🖵	
	老年心理学Ａ	1年以上	2	RorSR	🖵	
	ライフサイクルと福祉心理学	1年以上	1	S	🖵	

（注）：🖵 オンデマンド・スクーリングの2025年度開講実績。

■資格取得方法

指定科目の単位修得
4科目8単位以上の指定科目を単位修得

➡

資格認定試験の受験
受験日：例年9-10月頃
受験料：10,000円

➡

資格試験・合格
合格者は認定登録料10,000円必要

※試験会場は、東北福祉大学（仙台市）を含む各指定大学の予定です。詳細は日本睡眠改善協議会ホームページをご確認ください。例年、通信教育部ホームページ上の機関誌『With』５月号でご案内しています。

6 履修証明プログラムのご案内

■履修証明プログラムとは

大学において、社会人等を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書が交付できる制度です（詳細は文部科学省のホームページ参照）。本学では、この制度を活用し、特定の分野について学びたいという意欲のある方を対象に開設しており、修了者には「履修証明書」を発行します。

■2026年度開設プログラム

プログラム名	履修証明書発行要件
社会福祉現場で働く方のための実践力養成プログラム	いずれも90コマ以上のスクーリング受講およびスクーリング試験合格 ※選択範囲は右記表を参照
カウンセリングの基礎を学ぶ	
社会福祉士・精神保健福祉士のための発達障害者の支援と心理的アプローチ	

※すでに本学にてスクーリングに合格している科目がある方は、不足科目のスクーリングを受講・合格することで「履修証明書」の発行が可能です。

■募集人員　各プログラム50名（目安）

■出願期間　４月生（2026年１月10日～４月５日）

■入学方法　科目等履修生または正科生（１・２年次（編）入学の正科生は、配当年次の関係上１年間以上の学習期間を要する場合があります）

■出願資格　p.9～11参照（科目等履修生：在籍資格、正科生：入学資格・編入学資格）

■受講期間　入学方法（科目等履修生または正科生）により異なります。

■学費（初年度）　入学方法および科目により異なります。

入学方法	入学選考料	入学金	学費・受講料（プログラム一覧欄参照）
科目等履修生	10,000円	30,000円	学費：単位数×6,000円 スクーリング受講料：科目により異なる
正科生	10,000円	30,000円	学費：130,000円（40単位まで履修可） スクーリング受講料：科目により異なる

■出願書類　入学方法により異なります（p.7出願書類一覧参照）。

【科目等履修生】p.11参照

【正科生】p.9～10参照

■授業科目の内容　科目の内容は『レポート課題集（シラバス）』、スクーリング日程は『試験・スクーリング情報ブック』に掲載しており、いずれもホームページから閲覧できます（2026年３月更新予定）。

■履修登録上の注意

⑴　スクーリング開講予定日に出席できることを前提に、出願・履修登録をお願いいたします。なお、スクーリング開講予定日およびオンデマンド・スクーリングの開講予定科目については、ホームページにてご確認ください。

⑵　科目等履修生が一度履修登録した科目については、スクーリングに出席できなかった場合でも履修費の返金はありません。

⑶　履修登録のほか、別途スクーリング申込みが必要となります。

⑷　履修登録していない科目はスクーリング受講できません。入学後、６月・12月の規定の時期に追加履修登録が可能です。ただし、スクーリング申込締切日の１週間前までには履修登録申請をし、スクーリング申込が必要です。また、７月までのスクーリングを受講する場合は、入学時にその科目を履修登録をしてください。

社会福祉現場で働く方のための実践力養成プログラム

分野	科目名	コマ数	科目単位	履修方法	科目等履修生授業料（円）	スクーリング受講料（円）	備考
福祉理論	社会福祉原論 A	8	2	20コマ以上選択	12,000	7,000	オンデマンド・スクーリングのみで20コマ以上受講可能。
	地域福祉と包括的支援体制 A	8	2		12,000	7,000	
	児童・家庭福祉	8	2		12,000	7,000	
	障害者福祉	8	2		12,000	7,000	
	高齢者福祉	8	2		12,000	7,000	
	介護論	8	2		12,000	7,000	
	現代の精神保健の課題と支援 I	8	2		12,000	7,000	
	NPO 論	8	2		12,000	7,000	
福祉実践	ソーシャルワークの理論と方法 I	8	2	70コマ以上選択	12,000	7,000	オンデマンド・スクーリングのみで70コマ以上受講可能。
	ソーシャルワークの理論と方法 II	8	2		12,000	7,000	
	精神障害リハビリテーション論	8	2		12,000	7,000	
	認知症介護論	8	1		6,000	7,000	
	リハビリテーション論	8	2		12,000	7,000	
心理理論	心理学概論 A	8	2		12,000	7,000	
	心理学概論 B	8	2		12,000	7,000	
	人間関係論	8	1		6,000	7,000	
	社会・集団・家族心理学 A	8	2		12,000	7,000	
	産業・組織心理学	8	2		12,000	7,000	
	司法・犯罪心理学	8	2		12,000	7,000	
	老年心理学 A	8	2		12,000	7,000	
	老年心理学 B	8	2		12,000	7,000	
心理実践	カウンセリング I	8	1		6,000	7,000	
	カウンセリング II	8	1		6,000	7,000	
	カウンセリング演習 I	8	1		6,000	7,000	
	カウンセリング演習 II	8	1		6,000	7,000	

カウンセリングの基礎を学ぶ

科目名	コマ数	科目単位	履修方法	科目等履修生授業料（円）	スクーリング受講料（円）	備考
カウンセリング I	8	1	16コマ必修	6,000	7,000	オンデマンド・スクーリングのみで受講可能。
カウンセリング II	8	1		6,000	7,000	
心理学概論 A	8	2	34コマ以上選択	12,000	7,000	オンデマンド・スクーリングのみで34コマ以上受講可能。
心理学概論 B	8	2		12,000	7,000	
感情・人格心理学	8	2		12,000	7,000	
福祉心理学	8	2		12,000	7,000	
臨床心理学概論 I	8	2		12,000	7,000	
心理的アセスメント I	8	2		12,000	7,000	
ライフサイクルと福祉心理学	8	1	40コマ以上選択	6,000	7,000	オンデマンド・スクーリング最大24コマ受講可能。
人間関係論	8	1		6,000	7,000	
カウンセリング演習 I	8	1		6,000	7,000	
カウンセリング演習 II	8	1		6,000	7,000	
特講・福祉心理学 5	8	1		6,000	7,000	
特講・福祉心理学 8	8	1		6,000	7,000	
特講・福祉心理学17	8	1		6,000	7,000	

社会福祉士・精神保健福祉士のための発達障害者の支援と心理的アプローチ

分野	科目名	コマ数	科目単位	履修方法	科目等履修生授業料（円）	スクーリング受講料（円）	備考
発達障害	発達障害者の理解と支援	8	2	16コマ必修	12,000	7,000	オンデマンド・スクーリングのみで受講可能。
	発達障害者の地域支援	8	1		6,000	7,000	
福祉	児童・家庭福祉	8	2	74コマ以上選択	12,000	7,000	オンデマンド・スクーリングのみで74コマ以上受講可能。
	高齢者福祉	8	2		12,000	7,000	
	刑事司法と福祉	8	2		12,000	7,000	
	現代の精神保健の課題と支援 I	8	2		12,000	7,000	
	精神障害リハビリテーション論	8	2		12,000	7,000	
	認知症介護論	8	1		6,000	7,000	
心理	人間関係論	8	1		6,000	7,000	
	社会・集団・家族心理学 A	8	2		12,000	7,000	
	社会・集団・家族心理学 B	8	2		12,000	7,000	
	産業・組織心理学	8	2		12,000	7,000	
	司法・犯罪心理学	8	2		12,000	7,000	
	老年心理学 A	8	2		12,000	7,000	
	老年心理学 B	8	2		12,000	7,000	
	カウンセリング I	8	1		6,000	7,000	
	カウンセリング II	8	1		6,000	7,000	
	カウンセリング演習 I	8	1		6,000	7,000	
	カウンセリング演習 II	8	1		6,000	7,000	
	特講・福祉心理学 5	8	1		6,000	7,000	
	特講・福祉心理学17	8	1		6,000	7,000	

5部

大学等情報

1　大学等情報 …… 86
2　社会福祉士・精神保健福祉士
　　国家試験合格者数 …… 87
3　教育研究上の目的・3つのポリシー …… 88

大学等情報

1 大学等情報

1 学校法人・大学等情報（2025年10月1日現在）

学校名	学校法人　栴檀学園　東北福祉大学	
所在地	〒981-8522　宮城県仙台市青葉区国見一丁目８番１号	
理事長	平井　正道	
大学開設年月日	昭和37（1962）年４月１日（沿革等の詳細は本学ホームページ参照）	
通信教育課程 開設年月日	平成14（2002）年４月１日	
建学の精神／教育の理念	行学一如［学業も実践も本は一つ］／自利・利他円満［支え合い・ともに幸せに］	
大学の学部等	総合福祉学部	社会福祉学科 福祉心理学科 福祉行政学科
	共生まちづくり学部	共生まちづくり学科（2025年４月開設）
	総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科 情報福祉マネジメント学科（2025年度より募集停止）
	教育学部	教育学科（初等教育専攻、中等教育専攻）
	健康科学部	保健看護学科 リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻） 医療経営管理学科
	総合福祉学部通信教育部	社会福祉学科 福祉心理学科
大学院の研究科等	大学院総合福祉学研究科博士課程（社会福祉学専攻） 大学院総合福祉学研究科修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻） 大学院教育学研究科修士課程（教育学専攻） 通信制大学院総合福祉学研究科修士課程（社会福祉学専攻、福祉心理学専攻）	
校地	国見キャンパス・ステーションキャンパス・国見ケ丘第一キャンパス・仙台駅東口キャンパス・国見ケ丘第二キャンパス・北山キャンパス・大倉運動場校地	
学内図書館蔵書数	図書約40万冊・雑誌約5千タイトル・電子ジャーナル約9千4百タイトル・電子書籍約8千タイトル・視聴覚資料約3千点・データベース22タイトル	
その他の 関連施設など	「東北福祉大学せんだんホスピタル」「感性福祉研究所」ほか、関連法人である社会福祉法人東北福祉会が運営の「せんだんの杜」「せんだんの杜ものう」「せんだんの杜保育園」「せんだんの里」「せんだんの館」などの福祉施設および「認知症介護研究・研修仙台センター」、医療法人社団東北福祉会が運営の「せんだんの丘」などの介護老人保健施設あり。また、「学校法人栴檀学園東北福祉看護学校」も併設。「学校法人福聚幼稚園」もあり。	
財務状況	本学ホームページ「大学について」－「情報公開」で公開 (https://www.tfu.ac.jp/aboutus/finance.html)	
累計卒業者数 （通信教育部）	6,285名（１期生 2006年３月卒業～2025年９月卒業までの累計）	

2 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程情報　（通信教育部）

		社会福祉士		精神保健福祉士	
養成課程設置学科		総合福祉学部　通信教育部　社会福祉学科			
養成課程定員		400名		100名	
修業年限		4月生	10月生	4月生	10月生
	1年次入学	4年以上	4年半以上 (実習免除者は4年以上)	4年以上	–
	2年次編入学	3年以上	3年半以上 (実習免除者は3年以上)	3年以上	–
	3年次編入学	2年以上	2年半以上 (実習免除者は2年以上)	3年以上 (実習免除者は2年以上)	–
入学までの流れ・費用 ・履修方法・卒業要件等		本文参照			
科目別シラバス・指定科目担当予定教員・使用予定の印刷教材 (変更される場合があります)		本学通信教育部ホームページ「レポート課題一覧」 (https://www.tfu.ac.jp/tushin/report.html)			
実習プログラムの概要		p.43～46参照		p.67～70参照	

2 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格者数（過去5年間）

■社会福祉士国家試験受験状況　（　）内は合格者数 / 受験者数

		令和2年度 (第33回)	令和3年度 (第34回)	令和4年度 (第35回)	令和5年度 (第36回)	令和6年度 (第37回)
本学通信教育部	現役	54.1% (80/148)	48.0% (59/123)	67.1% (55/82)	81.3% (139/171)	71.3% (62/87)
	既卒	18.6% (45/242)	20.1% (46/229)	36.7% (91/248)	50.7% (102/201)	32.2% (39/121)
	総数	32.1% (125/390)	29.8% (105/352)	44.2% (146/330)	64.8% (241/372)	48.6% (101/208)
全国平均		29.3% (10,333/35,287)	31.1% (10,742/34,563)	44.2% (16,338/36,974)	58.1% (20,050/34,539)	56.3% (15,561/27,616)

■精神保健福祉士国家試験受験状況　（　）内は合格者数 / 受験者数

		令和2年度 (第23回)	令和3年度 (第24回)	令和4年度 (第25回)	令和5年度 (第26回)	令和6年度 (第27回)
本学通信教育部	現役	62.5% (25/40)	69.8% (37/53)	69.0% (20/29)	69.6% (16/23)	95.2% (20/21)
	既卒	18.4% (7/38)	48.7% (19/39)	50.0% (19/38)	23.3% (7/30)	27.3% (6/22)
	総数	41.0% (32/78)	60.9% (56/92)	58.2% (39/67)	43.4% (23/53)	60.5% (26/43)
全国平均		64.2% (3,955/6,165)	65.6% (4,267/6,502)	71.1% (4,996/7,024)	70.4% (4,911/6,978)	70.7% (4,694/6,642)

3 教育研究上の目的・3つのポリシー

通信教育部

総合福祉学部

教育研究上の目的

多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の養成を目的としています。

学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

社会、地域、人びとに貢献しようとする強い信念に基づき、生活上の問題を発見し解決する力、福祉のこころに則り行動する倫理観、円滑なコミュニケーションのもとリーダーシップを発揮し協働する力など各学科の学位における諸能力を身につけ、卒業に必要な所定の単位数や GPA などの要件を満たした者に学位を授与します。

教育課程の編成および実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学部では、「Well-being」実現のため、人間・環境、社会の相互作用においてもたらされる不断なダイナミズムを研究します。具体的には、幼年期から老年期にわたるライフステージにおいて生じる生活課題や地域の多様な課題を、福祉学、心理学などの視点から主体的に学び、思考能力や実践能力など各学科の学位における諸能力が身につく教育課程を編成しています。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

各学科の教育内容を学修するのに十分な基礎学力や論理的思考力を備え、「広く人々の幸せや福祉の向上に貢献したい」「学んだことを実践に積極的にいかしたい」「多様な文化を理解し共存していきたい」などの意欲を有する方の入学を期待します。また、通信教育部では、生涯教育機関として幅広い年齢層の方々の入学を希望します。

社会福祉学科

教育研究上の目的

当学科では、人々の Well-being の実現に貢献する福祉人材を養成します。そのため、入学者の受け入れ、教育課程の編成・実施、および学位授与について、以下のように方針を定めています。

学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

大学のディプロマ・ポリシーに定められた本学卒業生として相応しい品格と素養を備え、かつ当該学位プログラムにおける授業科目の単位取得等により、以下に掲げる能力が身についたと認められる者に学位（社会福祉学）を授与する。

1．人と社会の理解力（日々変化する社会とそこに生活する人間の多様な側面を理解する力）
2．俯瞰的な分析力（対象や問題を広く深く捉え、全体像や関連性を把握する力）
3．倫理的実践力（諸課題を主体的に発見し、その解決に向けて社会福祉の倫理観に基づいて実践する力）
4．開発・創造力（変動する社会や状況に対して、柔軟な思考をもって新たなアプローチやサービスを創造し、社会的な課題や問題の解決を促進する力）

教育課程の編成および実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1．学位取得のための教育課程（学位プログラム）について

（1）学位授与の要件となる４つの能力は、それぞれ当該カリキュラム・マップに示された以下の科目の履修によって身につける。
① 人と社会の理解力：人と社会の相互作用を理解する科目
② 俯瞰的な分析力：対象者・問題を俯瞰的に分析する科目
③ 倫理的実践力：倫理的実践力を培う科目
④ 開発・創造力：開発・想像力を培う科目
（2）当該学位の取得を希望する者は、配置された授業科目を、原則として履修系統図に示す年次進行に沿って履修する。
（3）身につく能力は同様であっても、卒後進路によって履修すべき科目に差異がある場合は、それぞれの進路別に定められた履修モデルに沿って履修する。

2．各種資格取得のための教育課程（資格プログラム）について

（1）各種の資格取得の要件となる能力は、それぞれ該当するカリキュラム・マップ等に示された科目（実習等を含む）を所定の年次進行に沿って履修することによって身につける。
（2）資格の種別は同じであっても卒後進路によって履修すべき科目に差異がある場合は、それぞれの進路別に定められた履修モデル等に沿って履修する。
（3）各資格プログラムに含まれる授業科目で取得した単位は、当該学生の年間の取得単位数に含まれる。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学考査の結果、以下の要件を満たしていると判断された方を受け入れます。

1．知識・技能
高等学校までの履修内容について、総合的に身につけている。
2．思考力・判断力・表現力
ものごとを筋道立てて考え、自ら課題を設定して社会調査や聞き取り、文献などの資料で調べ、自身の見解を明らかにし、それらを他者に伝えることができる。
3．主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度
自分の目標を持って意欲的に学ぶことができ、他者を尊重することができる。また、他者と協働して課題に取り組むことができる。

卒業後の進路・将来像

福祉社会の実現を目指して、社会福祉の専門知識・技術をいかし、主に、社会福祉施設、社会福祉協議会、公務員（福祉職など）、医療分野、教育分野、民間企業、大学院進学などを目指す。

評価方法

原則として、入学者の選抜は「志望理由書」そのほかの必要書類とともに書類選考により「1．知識・技能」「2．思考力・判断力・表現力」「3．主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を多面的・総合的に評価します。

福祉心理学科

教育研究上の目的

当学科では、多様な価値観を持つ他者と協働しながら、心理学を核とした幅広い専門知識や技能、実証的分析力を人々や社会の Well-being の実現のためにいかすことのできる力、すなわち「心理実践力」を備えた人材を養成します。そのため、入学者の受け入れ、教育課程の編成・実施、および学位授与について、以下のように方針を定めています。

学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

大学のディプロマ・ポリシーに定められた本学卒業生として相応しい品格と素養を備え、かつ当該学位プログラムにおける授業科目の単位取得等により、以下に掲げる能力が身についたと認められる者に学位（福祉心理学）を授与する。

1．人間理解力（心理学と近接領域の専門知識に基づいて人のこころと行動を理解するとともに、その普遍性と個別性を踏まえて、自他を尊重した対人的な関わりをする力）
2．実証的分析力（実証的な姿勢と方法を用いて、人のこころと行動に関わる諸問題にアプローチし、潜在的な問題の抽出や機序の解明、エビデンスに基づいた成果の発信を効果的に行う力）
3．主体的協働力（人や社会と関わる様々な問題を自分事として捉え、その問題解決に向けて、多様な価値観を持つ他者を尊重しながら、協働して取り組む力）

教育課程の編成および実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1．学位取得のための教育課程（学位プログラム）について

（1）学位授与の要件となる3つの能力は、それぞれ当該カリキュラム・マップに示された以下の科目の履修によって身につける。
① 人間理解力：人間理解力を培う科目
② 実証的分析力：実証的分析力を培う科目
③ 主体的協働力：主体的協働力を培う科目
（2）当該学位の取得を希望する者は、配置された授業科目を、原則として履修系統図に示す年次進行に沿って履修する。
（3）身につく能力は同様であっても、卒後進路によって履修すべき科目に差異がある場合は、それぞれの進路別に定められた履修モデルに沿って履修する。

2．各種資格取得のための教育課程（資格プログラム）について

（1）各種の資格取得の要件となる能力は、それぞれ該当するカリキュラム・マップ等に示された科目（実習等を含む）を所定の年次進行に沿って履修することによって身につける。
（2）資格の種別は同じであっても卒後進路によって履修すべき科目に差異がある場合は、それぞれの進路別に定められた履修モデル等に沿って履修する。
（3）各資格プログラムに含まれる授業科目で取得した単位は、当該学生の年間の取得単位数に含まれる。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学考査の結果、以下の要件を満たしていると判断された方を受け入れます。

1．知識・技能
高等学校までの履修内容を文系・理系にかかわらず幅広く総合的に身につけている。
2．思考力・判断力・表現力
人のこころや行動、人間関係およびそれを取り巻く社会の諸問題に対して、客観的な資料の検討に基づいて思考・判断した結果を他者に伝える基本的なスキルを身につけている。
3．主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度
多様性を認め、対話を通して価値観の違いを乗り越え、互いを尊重し、ともに力を合わせて課題に取り組む態度を身につけている。

卒業後の進路・将来像
教育・福祉・保健医療・司法・企業（IT・情報、マーケティング・広告、人材育成など）・自治体・独立行政法人などの各分野で心理学の専門知識や技能をいかして活躍することや大学院に進学して心理専門職（臨床心理士など）を目指す。

評価方法
原則として、入学者の選抜は「志望理由書」そのほかの必要書類とともに書類選考により「1．知識・技能」「2．思考力・判断力・表現力」「3．主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を多面的・総合的に評価します。

www.tfu.ac.jp/tushin

TFU通信　検索

東北福祉大学　通信教育部
TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

〒983−8511
仙台市宮城野区榴岡2-5-26　仙台駅東口キャンパス
TEL：022-292-8011　FAX：022-292-8012
E-mail：tsukyo@tfu.ac.jp